

平成 28 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9 月定例会付託案件 2
- 1. 所管事務調査 6 6

平成 28 年 9 月 14 日（水曜日）

経済企業委員会会議録

平成28年9月14日 水曜日

午前10時00分開議

午後 5時51分開議（実時間369分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第94号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分））
1. 議案第107号・八代市文化センター条例の一部改正について
1. 議案第108号・八代市龍峯農業研修所条例の廃止等について
1. 議案第88号・平成27年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 議案第89号・平成27年度八代市病院事業会計決算の認定について
1. 請願第3号・八代市武道館建設について
1. 陳情第15号・やまびこ公園上流砂防ダムと公園横の貯砂池について・第1項・第2項
1. 陳情第16号・八代市立病院の早期再建について
1. 請願第1号・2016年熊本地震に伴う八代地域圃場被害に対する公的整備による早期復旧について
1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（指定管理者の募集について）（株式会社トーヨーについて）
 - ・病院・水道事業に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	大倉裕一君
副委員長	笹本サエ子君
委員	上村哲三君
委員	橋本隆一君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
委員	矢本善彦君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長	黒木信夫君
農林水産部次長	桒島道則君
農林水産政策課長	小堀千年君
農林水産政策課副主幹 兼農事研修センター所長	柿本光明君
農地整備課長	沖田良三君
農業振興課長兼 食肉センター場長	豊田浩史君

市民環境部

市民環境部次長	國岡雄幸君
環境センター建設課長	山口敏朗君
経済文化交流部長	宮村明彦君
経済文化交流部次長	福元章三君
経済文化交流部次長	桑原真澄君
観光振興課長	岩崎和也君
観光振興課長補佐	村上修一君
文化振興課長	吉永明君
商工政策課長	豊本昌二君
スポーツ振興課長	下村孝志君
スポーツ振興課 副主幹兼振興係長	本村秀記君

企画振興部

東陽支所 地域振興課長	松岡猛君
----------------	------

部局外

水道局長 宮 本 誠 司 君
市立病院事務部 田 中 智 樹 君
事務長

○記録担当書記 土 田 英 雄 君

(午前10時00分 開会)

○委員長（大倉裕一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
それでは、定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（大倉裕一君） それでは、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明をお願いします。

○農林水産部長（黒木信夫君） おはようございます。農林水産部長の黒木です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会に付託されております農林水産部関係分につきまして、杵島次長より御説明を申し上げます。よろしくお願ひします。

○農林水産部次長（杵島道則君） おはようございます。農林水産部の杵島でございます。座らせて説明させていただきます。

別冊の一般会計補正予算書の16ページをお開きください。

下段の、款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費で、補正額9億6251万円を計上し、補正後の金額を31億2988万6000円とするものでございます。

説明欄の事業ごとに御説明申し上げます。

まず、人・農地問題解決加速化支援事業として、補正額13万1000円を計上しております。

本事業は、地域の担い手が安定的に経営発展していけるよう、集落営農の組織化や、農業経営の法人化等を支援する事業で、県の地域営農組織法人化推進事業補助金を活用し、地域営農組織の法人化を推進するため、設立初期の地域営農組織法人に対して、適正な会計・経営管理の実施による経営の早期安定化を図るために要する経費の2分の1以内を補助するものであります。

事業内容としまして、農事組合法人アグリサポート北新地が、顧問税理士業務委託等の初期運営費用を予定しております。

特定財源として、全額、県支出金を予定しております。

次に、農業生産総合対策事業として、補正額2732万5000円を計上しております。

本事業は、県の強い農業づくり交付金事業補助金を活用し、生産性の向上及び生産・出荷環境整備のための共同利用機械・施設の導入等に対して、事業費の2分の1以内を補助するものであります。

事業内容としましては、株式会社Soraが、トマト生産に係る低コスト耐候性ハウス1棟、32.1アールを予定しております。

特定財源として、全額、県支出金を予定しております。

次に、経営体育成支援事業、地震災害関連として、6月20日までの1次要望分と、今後の要望見込み分を合わせて、補正額9億2295万3000円を計上しております。

本事業は、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金を活用し、熊本地震による農業被害を受けた農業者が、農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の再建・修繕及び、農業用・加工用機械の取得・修繕並びに、施設の撤去等の復旧に要する経費に対して補助するものであります。

補助率は、再建・修繕につきましては、国・県・市合わせて事業費の10分の9以内、撤去に関しましては、国・県・市合わせて10分の10の定額補助となっております。

支援事業の内訳でございますが、事前に配付しております、平成28年度被災農業者向け経営体育成支援事業総括表をごらんください。

（「事前に配付してあった資料の中に1枚物が」と呼ぶ者あり）1枚物の。ございますでしょうか。（「クリップどめの資料の1枚目です」と呼ぶ者あり）それでは、御説明申し上げます。

分類別に申し上げますと、農舎104件で補助額4億9843万8000円、畜舎2件で補助額574万9000円、園芸用ハウス45件で補助額2億4177万円、上記以外の生産施設9件で補助額1073万2000円、加工施設8件で補助額3510万7000円、農業用機械12件で補助額792万7000円、そして施設の撤去が94件で補助額1億2323万円。合計しますと、274件で補助額は9億2295万3000円となっております。農家戸数では132戸となっております。

今後の要望見込み積算に関しましては、相談対応の内容によりまして、既に見積もりを提出してあるものはその額で、未提出のものは、分類ごとに第1次要望額の平均額を算出し、概算額を積算しております。

特定財源として、県支出金7億1414万1000円を予定しております。

なお、地方負担額につきましては、再建・修

繕に係る部分の70%、施設の撤去に係るものにあつては80%が、特別交付税により措置されることになっております。

次に、地域特産物支援事業として、補正額64万4000円を計上しております。

本事業は、県の地域特産物産地づくり支援対策事業補助金を活用し、お茶の品質向上を図るため、被覆資材の導入に対して、事業費の2分の1以内を補助するものであります。

事業内容としましては、八代地域農業協同組合茶業部会が、泉地区の生産者4戸、71アールの茶園に、新芽の生育中の茶株面に直接被覆して光を遮る、ビニール製の資材の購入を予定しております。

特定財源として、全額、県支出金を予定しております。

次に、農業生産総合対策事業、地震災害関連として、補正額745万7000円を計上しております。

本事業は、県の強い農業づくり交付金事業補助金、平成28年熊本地震被災施設整備等対策を活用し、熊本地震により被害を受けた共同利用施設や集出荷貯蔵施設などの復旧整備並びに撤去に対して支援するものでございまして、国が事業費の2分の1以内、県が事業費の10分の1以内を補助するものであります。

なお、後で御説明いたしますが、地方卸売市場の復旧整備並びに撤去につきましては、国が事業費の3分の1以内、県・市がそれぞれ事業費の12分の1以内を補助するものであります。

事業の内容としましては、2つの事業を予定しております。

1つ目は、八代地域農業協同組合が、東陽地区のショウガ用集出荷貯蔵施設の一部破損によるパック詰め機械の再取得であります。

2つ目は、八代青果食品株式会社が、八代地方卸売市場の売り場施設、貯蔵・保管施設等の

一部破損による施設の補修であります。

特定財源として、県支出金 7 1 4 万 4 0 0 0 円を予定しております。

次に、被災住宅昼購入支援事業、地震災害関連として、補正額 4 0 0 万円を計上しております。

本事業は、熊本地震により被災された市民に対し、八代産畳表を利用して住宅を再建する方に、その費用の一部を補助するものであります。

事業の内容としましては、今回の地震により、居住されていた住宅に、全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けられた方が、本市内に住宅を新築、改築、修繕を行う際に、八代産畳表を使用した畳を新規に購入される際に、その費用の 2 分の 1、1 畳当たり 6 0 0 0 円を上限として補助するものであります。

罹災証明の発行を受けていることなどを補助要件とし、他市町村で被災された方であっても、本市内に転居される場合は補助の対象とする予定であります。

住宅の再建には時間がかかることが想定されますので、本事業は、まず 2 カ年にわたっての実施を想定しております。

続きまして、補正予算書の 1 7 ページをごらんください。

上段の、款 5 ・農林水産業費、項 1 ・農業費、目 4 ・園芸振興費で、補正額 1 8 0 0 万 6 0 0 0 円を計上し、補正後の金額を 2 7 5 2 万 8 0 0 0 円とするものであります。

説明欄の事業ごとに御説明いたします。

まず、園芸・果樹振興対策事業、地震災害関連として、補正額 3 0 0 万円を計上しております。

本事業は、熊本地震により被害を受けた、氷川町の吉野果実選果場の復旧整備に当たり、八代地域の新たな特産物出荷体制の構築に向けて、選果場の再編・統合を行い、選果機、光セ

ンサー等の機械導入、施設整備をすることにより、高品質果樹デコポンの出荷を可能にし、収益力の強化、経営安定化を図るために要する経費の一部を、選果場所在地の氷川町に負担するものであります。

事業の内容としましては、八代地域農業協同組合が、農業生産総合対策事業、地震災害関連を活用して、氷川町の吉野果樹選果場の復旧整備に当たり、氷川町、八代市が上乗せ助成するもので、補助対象事業費 1 億 2 0 0 0 万円の 1 2. 5 % に当たる 1 5 0 0 万円を氷川町が補助金として支出し、そのうち八代市が、本市生産者の選果場での出荷量割合 2 0 % 相当分に当たる 3 0 0 万円を、氷川町に負担金として支払うものであります。

次に、攻めの園芸生産対策事業として、補正額 1 5 0 0 万 6 0 0 0 円を計上しております。

本事業は、気象変動の激化や T P P の大筋合意による輸入農産物との競争など、厳しい状況に対応し、攻めの園芸を展開するため、県の攻めの園芸生産対策事業補助金を活用し、販売価格・生産・出荷量の増大、生産経費の削減への取り組みなどを進め、生産力の強化と、国内外との競争に打ち勝ち、気象災害に負けない産地づくりを推進するための、施設、機械、基盤整備等の導入に対し、事業費の 3 分の 1 以内を補助するものであります。

事業内容としましては、八代地域農業協同組合などが 6 つの事業を予定しております。

まず、八代地域農業協同組合園芸部が、トマトハウスの谷自動換気施設整備と、炭酸ガス発生装置の導入を予定しております。

次に、八代地域農業協同組合イチゴ部会が炭酸ガス発生装置の導入、そして、八代地域農業協同組合トマト選果場利用組合が高位環境制御型養液土耕施設の導入を予定しております。

この高位環境制御型養液土耕栽培とは、外気温度、ハウス内温度、湿度、日射、二酸化炭素

等を測定し、それぞれ最適な状態にするために、暖房機や保温カーテン、換気や遮光を複合的に自動制御し、養分と水を必要な量だけ、必要な時間に与える栽培方法でございます。

次に、八代西部地区自走式散布機管理組合がトマト生産における自走式散布機の導入、そして、株式会社S o r a タマネギ部会がタマネギ移植機、堀取機、畝立て整形機等の導入を予定しております。

特定財源として、全額、県支出金を予定しております。

続きまして、17ページの中段の、款5・農林水産業費、項2・林業費、目2・林業振興費で、補正額562万2000円を計上し、補正後の金額を1億7515万8000円とするものであります。

説明欄の、森林災害復旧事業、豪雨災害関連として、補正額562万2000円を計上しております。

本事業は、6月19日から7月13日にかけての豪雨により、森林作業道において崩土、落石等が発生し、通行に支障を来したため、早急に機能回復を図る必要があることから、補正をお願いするものであります。

森林作業道は、間伐を初めとする森林整備、木材の集材・搬出のため継続的に用いられる道で、八代産材の安定的な供給体制を構築し、持続的な林業を確立していく上でも重要な作業道であります。

被災箇所としましては、坂本支所管内で板持線など13路線、泉支所管内で栗木井出線の計14路線となっております。

事業内容としましては、八代市林業関係事業補助金等交付要領に基づき、作業道の倒木撤去、路面整地及び敷き砂利補充などに係る経費の10分の7以内を補助するものであります。

なお、補助対象事業者として八代森林組合を予定しております。

続きまして、17ページ下段の、款5・農林水産業費、項3・水産業費、目2・水産業振興費で、補正額3000万円を計上し、補正後の金額を9634万3000円とするものであります。

説明欄の球磨川あゆ再生事業として、補正額3000万円を計上しております。

本事業は、最近、球磨川の稚アユの遡上量が激減しておりますことから、球磨川の水産資源保護の一環として、稚アユを安定的に放流し、アユの増産に寄与するため、内水面漁業関係者で立ち上げた球磨川鮎生産協議会に対し、中間育成施設として、水槽を整備するために要する経費の2分の1以内、上限3000万円を補助するものであります。

事業の内容としましては、球磨川鮎生産協議会が15メートル四方の水槽2基の建設に係る設計委託料、建築・設備工事及び備品購入等を予定しております。

続きまして、補正予算書の20ページをお開きください。

下段の、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目2・林道施設災害復旧費で、補正額2億1062万円を計上し、補正後の金額を3億2088万円とするものであります。

説明欄の梅雨前線豪雨災害復旧事業として、補正額2億1062万円を計上しております。

本事業は、6月19日から7月13日にかけての豪雨により、林道においてのり面崩壊等が発生し、通行に支障を来したため、早急に機能回復を図る必要があることから、補正をお願いするものであります。

被災箇所としましては、坂本支所管内で林道深水走水線など8路線12カ所、泉支所管内で林道菊池人吉線など8路線9カ所、合計16路線21カ所となっております。

経費の内訳としましては、のり面や路側の復

旧工事として、工事請負費 2 億 1 0 0 0 万円、
工事に伴う立木補償 2 1 カ所の補償金 6 2 万円
を予定しております。

特定財源としまして、県支出金 1 億 1 1 0 0
万円、市債 8 8 2 0 万円を予定しております。

以上で補正予算に係る説明は終わりますが、
6 月 1 9 日から 7 月 1 3 日にかけての梅雨前線
豪雨関連では、これまで御説明した以外にも、
農業や林業関係に被害が発生しておりますの
で、お許しをいただければ、引き続き被害状況
を別添資料により御報告させていただきたいと
思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（大倉裕一君） どうぞ。

○農林水産部次長（忸島道則君） ありがとう
ございます。

それでは、別添の経済企業委員会資料、梅雨
前線豪雨に係る農林水産部関係の被害状況につ
いてをごらんください。ございますでしょう
か。

それでは、まず農業関係被害についてであり
ますが、農作物被害では、東陽地区のショウガ
1.2 ヘクタールで、土砂流入による茎葉埋没
や、土壌病害による収量減の被害があっており
ます。

また、千丁・鏡地区の葉たばこにおいて、冠
水による葉枯れの被害が発生しております。

次に農地被害では、宮地地区での石積み崩壊
の被害があり、農道、排水路の農業用施設につ
きましては、坂本、東陽、二見、龍峯及び宮地
地区等におきまして、路肩の崩壊、土砂の流
入、そしてコンクリート矢板の崩壊など、4 4
カ所に被害があっております。

続きまして、林業関係についてであります
が、林道被害として、坂本、泉地区において、
崩土、落石及びのり面崩壊など、3 2 5 カ所に
被害があっております。

次に山地崩壊が、坂本、泉、二見地区におい
て 1 7 カ所発生しておりますが、復旧に関しま

しては県が行う予定となっております。

次に作業道施設については、坂本、泉地区に
おいて、崩土、落石等、1 4 路線に被害があっ
ております。

以上、簡単ではございますが、農林水産部関
係の被害状況の報告とさせていただきます。

これをもちまして、一般会計補正予算・第 5
号中、農林水産部関係の説明を終わります。御
審議のほど、どうかよろしくお願いいたしま
す。

○委員長（大倉裕一君） それでは、以上の部
分について質疑を行います。質疑ありません
か。

○委員（矢本善彦君） 被災農業者向け経営体
育成支援事業総括表をいただきましてありがと
うございました。まあ、よければ少し具体的
に、担当課でお願いしたいと思います。機械の
どんな種類か。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 農林水産
政策課の小堀でございます。

ただいまの御質問は、被災農業者向け経営体
育成支援事業の記載内容というようなことでよ
ろしいでしょうか。（委員矢本善彦君「はい」
と呼ぶ）概要につきましては、先ほど次長が一
覧表で説明したとおり、一番農舎が多いわけで
ございますが、今御質問の機械関係につきまし
てはですね、トラクターのロータリー関係です
ね、そういった農舎の中に格納してあったロー
タリー関係、それからイグサの移植機とか、あ
とは管理機、それから田植え機、こういった機
械が今回の被災で申請が上がっております。

以上でございます。

○委員（矢本善彦君） 私たちも経済企業で視
察に行ったときに、昭和、郡築だったかな、昭
和だったかね、山田さん宅に行ったんですけれ
ども、あの当時、被害を見たときに、ちょうど
地震で割れて、ダンプで 1 7 台ばかり泥を入れ
るけどもという話で、そんなのも被害対象にな

ったのかなって私たちは思っているんですけど、いかがだったんですかね。これは農地整備課かな。来とらんと。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 今回の震災では、海岸部、沿岸部におきまして液状化の被害が見られたところでございます。で、この経営体育成支援事業につきましては、その上物といえますか、ハウスの部分につきましては対象となりますが、圃場ですね、田んぼの液状化部分についての対策といえますか、支援というのは対象になっていないところでございます。

（委員矢本善彦君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか、はい。ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、小堀課長から説明があったので、対象になっていないという中で、何かの要望はされたですか、県なり。八代市としての自己判断をして、その対象以外だったからということで、もうそれで処理をしたということなんですか。ちょっと聞かせてください。

○農地整備課長（沖田良三君） おはようございます。農地整備課の沖田でございます。

農地関係の災害復旧事業に関連してお答えをいたしますが、農地の災害復旧の要件としましては、地割れその他陥没等が発生している場合、これは国の採択要件でございますが、あくまでも整地工のみが補助の対象となっているということで、まあ、17台から20台ぐらい土砂を入れられたということですが、国の補助の採択には乗らなかったということでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） まあ、そこで、我々経済企業も、先ほど来、矢本委員が言われたように、担当部の部長もおったんかな、課長あたりと担当職員と一緒にあって、先ほど上村委員か

らも、事前にこの会議の前に話があったんですけど、あの現場を見たときに、じゃあ、我々経済企業委員会として、行政、執行部に対して、その地権者の方々の意向というのは、このきょうの場所しかないんですよ。

今、矢本委員からも、そういう一つの現状を踏まえた中での質問だと思うんですが、その後、担当職員はいろいろと県内でその対象にならない、要件を満たさないところの対応というのは、どこの箇所、どこの自治体なら八代市はどうするのかということを、私は検討しているんだろうかなということも含めての質問なんですけども、まあ、そこらあたりについては個人的に言うんじゃないくてから、整地をされる中で、何カ所の方々からも聞いた中で、何人かの職員がその現場に行って、この箇所がこういう段差がありまして、液状化がありましてっていう説明があったんですね。職員が、担当職員が説明をしたんですよ、その場で。

じゃあ、それをどうするかという。要件を満たしたからはっきり言って、今の農業者の農業再建というのに向けてですね、市としてどう単独としてどう取り扱いするかというのは検討された中での今の回答だったらですね、じゃあ、どういうことにしたらいいのかということを、私たちも提言を、意見を述べなきゃいけないんですけども、まあ、そこらあたりについては説明の、検討をされたと、そういうふうに理解をしてよろしいですか。

○農地整備課長（沖田良三君） 一応、被害の状況を受けまして、現地のほうも確認をさせていただいております。実際のところ、圃場災害の補助事業にかかるタイミングといえますか、スケジュールもありまして、通常、災害にかけた場合には、災害の査定等期間を要するということもございまして、一作あけにやならんというような事情もあって、自力で復旧をされた方

も多数いらっしゃいます。

その中で行政としてどういう支援ができるのかということでございますが、今、数名の方に御紹介をしておりますのは、他の補助事業、土地改良区が主体となって進めております客土事業等、そちらのほうへのお申し込み等も今お勧めをしているところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 沖田課長、ありがとうございます。

そこで被災をされたという被災者向けということでありますので、やっぱり、一部損壊、一部半壊等とですね、一部損壊という一つの言葉が今物すごく出て、その解決策というのが見出せていないというのが、物すごい市民の方々から不平不満というのが出ているのが現実なんです。

で、今回については被災者の農業者向けということでありますので、よろしければ、今、沖田課長が言われましたように、やはりその被災を受けた農業者の方々、特に昭和地区なり郡築地区の方々に対してはですね、徹底した、いろんな事業を含んだ中で、今、沖田課長は、土地改良事業の中でということで、私は物すごくいい取り組みだったと評価はしたいと思います。

そういう中で、やはり土地改良は土地改良として、市債の中でですね、市の対応というような、やはりその市単独という、補助もする気構えでですね、今回の被災者に対してはしっかりした、自治体の中で、担当部の中で提案を執行部にもしてください。

総務関係、財政も総務も一緒なんですけども、これから一つは、今は補正でありますけども、当初予算に向かっていく中でもですね、この被災者向けというのはしっかりして皆さん方が捉えて、そして当初に、この被災者のいろんな意見を集約しながら、それは商工も農業も土木も一緒なんですけど、市民の方々の、今回の

被災された方々の気持ちをしっかり行政が受けとめて、そしてまた当初に反映していくということですね、強く要望して終わりたいと思います。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） これは質問じゃなかですが、攻めの園芸生産対策事業で、炭酸ガスの発生装置の導入が上がとつとつですが、何か生産者あたりと話してまして、炭酸ガスを入れたけれどもあんまり効果が見えないというような話もございます。短絡的に収入がふえたとか、生産量がふえたとか、そういうことじゃないというような話もございます。もちろん、こういう新しい技術というのはどんどん取り入れてほしいですし、補助も欲しいんですけども、技術面といいますかね、県あたりとちょっと提携して、もうちょっと技術面を何か高めてもらえればなというような思いがございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大倉裕一君） 今のは要望でよろしいですか。（委員村川清則君「はい」と呼ぶ）じゃあ、執行部のほうはよろしく願いしておきます。

ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今の村川委員が言われた攻めの農業も、これも一緒なんですけれども、やはり施設と機械と基盤整備をするために、経費の一部を補正することなんですけども、あえて、今回の補正ですので予算は認めたいと思います。ただ、今後のことをですね、しっかりその現場を捉えて、JA組織団体だけじゃなくして、やはり出荷団体、たくさんのお荷団体があるわけですね。八代一円とした農業者に対して、そしてまたいろんな、今、法人化をどんどんしております。その法人化に対してもですね、徹底した、この補正に組んだ攻めの農業というのをですね、その要旨というの

をですね、末端浸透していただきたい。これがですね、行政の役割なんです。

ほとんど見ても、やはり八代市農業協同組合ですね。ですから、そこらあたりについても、やはりいろんなところの一部出荷団体なり、そしてまた法人化なされた方々にも、今回のこの事業についてはですね、対応されたと私は理解をしたい。けれども、それ以上に末端の浸透説明等をですね、どういう一つの手法でしていくかということをですね、私からも要望しておきますから、もう説明は要りません。まあ、説明できれば説明してください。お考えでも結構です。

○農林水産部次長（忸島道則君） 先ほどの液状化のお話もございますし、今回のそういった部分につきまして、確かにいろんな液状化につきましても、いろんな他の手法をすればいいよと、できます、可能性ががありますよという方につきましては、やはり今後積極的な周知をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 森林の災害の対策の件もありますが、先ほど来、次長のほうから説明がありましたですね、箇所的にも、坂本から泉からありましたけども、まあ災害復旧でありますので、常日ごろから言われている、林道であろうが市道であろうが、坂本なり泉なり東陽なり、その山間部についてのですね、不便さといえますか、何かあったら雨が降ったら必ず落石があつとるという状況は常に聞くわけですね。

今回はたまたまこういう一つの自然の災害の中で、そういう箇所が崩落をしたり、のり面が崩落をしたりしておりますので、よろしかれば積算とかそういう中でですね、やはり、それに該当するような、はっきり言って見積もりというか、そういうのをですね、まあ私があえて言えば、回り道じゃありませんけど、車を利用し

ないところはたくさんあります。そのときに、やはり崩落をするときには、離合する場所とかですね、そういうのを事前に、やっぱり担当技術者が考えた中で、この災害に結びついていくと、災害の補助に結びつけていくという、そういうことも考えていかなければ、ただ、そののり面ばしたけんでからそれで終わりということじゃなくてから、それに対して離合場所なり、そしてまた安全性等々もですね、今回の災害の中でですね、私は検討してほしいと、そのように思います。それについて黒木部長、地元でもありますから。

○農林水産部長（黒木信夫君） ただいま山本委員のほうからのお話ですが、前回、一般質問の中でもお答えしておりますが、山間部における林道というのは、今、委員からお話がありましたように、生活道路として迂回路になったり、時と場合によってですね、そういう側面がありますので、まとめの中でも言いましたように、今の意見を踏まえて、私たち、言葉では災害に強いという言葉を使ったんですが、そういうのも含めて、今後やっていきたいと思っております。

○委員（山本幸廣君） まあ、ぜひともそういうことに取り組んでいただきたいと思います。特に個人的な問題もたくさん出てきていると思うんですけども、それについてもですね、ただ道路だけじゃなくして全般に、水が出ないところもあるし、そしてまた家が少し崩落しているところでも対象になっていないというところについてもですね、やはり気配りをしながら調査をしてください。よろしくお願いします。

それと、先ほど来の28年度の熊本地震の被災農業者向けの経営体の育成、先ほど説明がありました、次長が説明した中で1つ気がかりなのは、一番下段の米印のところなんです、私が心配するのはですね。米印のところ、最終的に1次要望と、それから未提出のものの分類

ごとに第1次要望額の平均額を概算額と積算したということでありますですね。これについては米印でしっかりうたってありますので、私もその数字についてはですね、しっかり受けとめたいと思いますけれども、この数字以外にですね、出てくるという可能性は十分あると思うんですけど、そこから説明してください、今の現状の中で。

まあ、あえて、いいですか、委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 132戸という説明があつてですね、それ以上に出てくる可能性があるかないかということをお伺い。それだけのことから、あとは聞きません。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 山本委員さん御指摘のように、真ん中のブロックですね、ここは見込み額ということで、1次要望分と合わせて9億という数字になっております。今、この2次要望分以降の分を取りまとめている段階でございますが、新たに相談件数で、このペーパーをまとめました後、新たに相談といいますか、申請に来られた方々もいらっしゃいますものですから、またこれよりほかにふえてくる可能性は十分にあるというふうに考えております。

○委員（山本幸廣君） まとめられたのは、小堀課長のところでまとめられたものですが、やはりまとめる中とまとめる時期等々については、スピーディーな対応というのが一番大事だと思います。そこはやっぱり強く要望しておきます。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） 球磨川あゆ再生事業についてお尋ねいたします。これは清掃センターの9項目の一環だろうと私は推測しているんですけど、この中間育成施設整備、ちょっと

詳しく説明をお願いします。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 環境センター建設課、山口でございます。

水槽の規模といたしましては、先ほど次長のほうから説明がありましたように、15メートル四方の水槽2槽で、約60万匹の稚アユを育成できる規模というところで整備をされるというところでございます。事業費といたしましては、整備としては6000万かかるというところで伺っております。

以上でございます。

○委員（矢本善彦君） これまで46万9000匹とか放流されておりますけれども、そういう経済効果なんかはどのようなあれでしておられるのか、教えてください。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 経済効果という前に、現在、アユの遡上量というのが3年連続で激減していると。で、球磨川漁協さんとしては300万匹を大体、年間放流を予定されているところが、今は150万匹程度の放流量しかないと。八代でのすくい上げ量が、平成26年37万、27年47万、28年35万と、28年が一番最低だったというところで、これ以上遡上が少ないと、球磨川での資源確保、それから漁業関係、そういったものに全部影響してくるというところで、それを回復させるためにというところで、今事業を立ち上げられるというところでございます。

経済効果については試算をしておりませんので、ちょっと把握していないところでございますけれども、今後の八代市のアユというのが、球磨川アユというのが全国的に有名でございますので、その資源確保に重要であるというところでございます。

○委員（矢本善彦君） これは荒瀬ダムの撤去のやっぱり影響があるんですかね。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 荒瀬ダムの撤去の影響というふうにはお伺いしてお

りません。いろんな要因があるというところでお話を聞いているところで、荒瀬ダムの影響だというふうにはお伺いしておりません。（委員矢本善彦君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） 関連で質問は。

○委員（上村哲三君） 1つ尋ねたいけど、八代市の場合は3000万補助という対応だけど、流域のほかの自治体でも同じような補助をしているんですか、漁協に対しては。というのはね、八代で放流したからといってね、八代でとれていないよね。アユというのは遡上するものだから。

だから、どっちかという、本当に大きいアユというのは川辺から、人吉から上流のほうでとれているというようなことを、解禁当初からですね、大体この下流域のアユよりもね、1.5倍ぐらい大きいですよ。そして量的にも安定していますよね。だから、よく地元漁協の人たちから言われるのはね、放流するといっても、全然地場には放流しないで、上にばかり持っていきからね、地元では解禁当初とれないんですよ。

まあ、入れ方というのは漁協さんが考えてやるんだろうけど、こんだけ補助を出すならいい、そういうのをやっぱり確認してからね、その放流事業に対してはね、少し出すときのね、やはり考えを、少し漁協に伝えるべきじゃないかなというふうに思いますね。

で、現実的には、だから大きく貢献されているのは、逆に利益が上がっているちゃうか、その利便が一番上がっているのはね、球磨村から上流のほうだというふうに思いますね。八代のほうが例年取れ高が少なくなっている、取れ高が少なくなっているというような話ばかり聞きますんで、だったら八代市ばかりがこういうのを補助していいもんか。よそにも流域にもね、これはまあ、球磨川漁協さんに求めるべき話なんだけど、そういうやっぱり指導もね、市とし

てはしていくべきじゃなかろうかというふうなことを思うんですが、いかがですか、そういうところ。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） このお話を伺っていく中で、まず60万匹のその数字の根拠というのが、ある程度の上流ということで葉木地区から下のほうに300万匹遡上したときには60万匹放流していたと。その部分で、葉木、それから坂本、八代、遥拝堰の下流、その域に60万匹を放流する計画で進めるというところでお話を受けておりますので、大体、八代市域内の球磨川流域に放流する専用の水槽であるということでお伺いしております。

○委員（上村哲三君） はい、わかりました。そういうことならね、少し理解がでくっただけど、実際、アユはどんどん遡上していく。瀬戸石ダムもね、魚道があるから上がりますよ。で、落ちアユの時期にね、おりてくるというのは、今度は逆におりてくるのは、あそこはやっぱり少ないって聞いているから、そういう面から言うたら、やっぱり本当にこの八代市域内にとどまるのかと。そこで漁獲高、今から抱卵時期に入ってきてね、落ちアユのシーズンに入ってきて、本当にそれだけとれるのか、やはりこの検証もしっかり市のほうでも把握をしていたいて、まあ次年度からも続くでしょうから、60万じゃ済まんだらうからね、やっぱり年の採捕量からしたら。だから、そういうところをしっかりと確認をしていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

それからね、荒瀬ダムの撤去がもうほとんど9割方進んで、来年度いっぱい終わるんだけど、その中でね、やはり川が全然変わってきました。というのは、今まで淵が多かったのが、今度は瀬ばかりになってしまった。だから大量に、大量にというか、釣りよりも刺し網のほうが多かったんだけど、刺し網が入れない状態がたくさん出てきているという現状をね、これも

確認しておいてください。

というのはね、川の流れが常に流れてね、速くなってから網が流れるから、刺し網ができないという声をいっぱい聞きます。特に一番北のほうですね、八代市域の北のほうの球磨川ではそういうふうに聞いていますのでですね、そういうこともやっぱり聞いて、いわゆる県のほうが、企業局のほうが、砂利は自然落下させますということをやっているけどですね、その中で、砂利がいったいまって、瀬ができ過ぎて、逆に漁獲に影響が出ているというのは聞きますよね。

これはもう荒瀬ダム対策協でも出てくるんだけど、環境関係で、そのときにも話をしたいと思いますが、やっぱりそういうところもずっと、ダムがなくなってもね、見ていかなきゃいけないところかなというふうに思っていますので、どうぞ、そのあたりの検証をしっかりと、やはりこれだけの金額を出していく担当課はしっかり把握をしてから、次年度にも臨んでいただきたいと思います。今回は補正ですからいいですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（大倉裕一君） いいですか、要望で。（委員上村哲三君「はい、要望でいいです」と呼ぶ）質問をしたいと思いますので、副委員長と暫時委員長を交代します。

○副委員長（笹本サエ子君） はい、大倉委員長。委員か。

○委員（大倉裕一君） 今の球磨川あゆ再生事業関係でお尋ねをいたしますけれども、球磨川鮎生産協議会というのは、どこの団体、個人が加盟をされているのでしょうか。その目的は何なんでしょうか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 構成メンバーにつきましては、球磨川漁協さん、それから郡築内水面漁協さん、それから北村養鯉場、この3者で構成をされております。

それから目的は、やはり球磨川のアユの資源

保護、それから再生、そういったものを目指すというところで、中間育成をして放流するということを事業の柱とされているというところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 2団体に1企業というような協議会というようなところで理解をしたいと思いますが、この稚魚の養殖というのは、ホームページあたりを見てみますと、球磨川漁協で実際もうされている取り組みなんですよ。で、それに合わせてまた同じようなますをつくって取り組みをするということに、市のほうが認可を出されたというか、そういう取り組みをしようというような考えになられたということですけれども、どういった考えでこれに対して、この事業に対して市の税金を使おうというふうな判断に至ったのかということをお教えください。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） まず、球磨川漁協さん独自の水槽をお持ちですけども、これは上流域、先ほど上村委員さんからの御質問に、この水槽は八代地域の専用ですよということでお話ししましたが、球磨川漁協さんがお持ちの水槽は、上流域での放流用の水槽であるということになっていて、そこらで球磨川漁協さんが独自にされている分については、八代の坂本から下の下流域には放流されないというふうにお伺いしております。そういう関係で八代地域のほうに必要な水槽であるというふうにお伺いしているところでございます。

○委員（大倉裕一君） 今のその上流域とか下流域とかっていうのは、変更が可能なのかなというふうに思うんですけど、誰がそういうふうな上流域って決められたんですか。先ほど、下流域でも放流をしてほしいというような要望が委員さんから上がっておりましたけど、そういうふうな取り組みはできないんですか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 申しわけございません。そのあたりにつきましては、ちょっとこちらのほうでは把握をしていないところでございます。申しわけございません。

○委員（大倉裕一君） 先ほど、数を多くすれば、下にですね、下にというか、球磨川流域でとれるアユがふえるんじゃないかというような話、方針的なところもあったようなんですが、答えをされるのが環境センターなんですよ。環境センターの建設課なんです。担当課は水産林務じゃないのかなというふうに思うんですけど、なぜ環境センター建設の山口課長が答えになって、水産林務課長は手を挙げられないんですか。範疇は水産林務じゃないんですか。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） おはようございます。市民環境部の國岡でございます。

今、委員さんお尋ねの、今度のですね、事業についての答え方がですね、なぜ農林水産部じゃなくて市民環境部なのかというお尋ねかと思えますけれども、先ほどちょっと話がありましたように、私たちにつきましては環境センター建設を担当しております。その建設を進めるに当たってですね、関係する漁協関係の皆さんと以前から協議をいたしまして、外水面の関係につきましては、前より水産の振興ということで、荷さばき施設の整備とか行ってまいりました。

そのほかにですね、内水面の関係で、球磨川の南側のほうからですね、遡上するアユがいる関係で、内水面のほうも絡んでくるということで、現在この環境センターの建設を進めるに当たっての水産振興の関係で、協議会というのが立ち上がってございます。その中でですね、球磨川漁協さんも入れてくれという要望が、たしか以前ありましたけれども、その協議会の中に入っていないということで、別途ですね、いわゆる内水面の漁協に対しても、水産振興のほう

のかかわりをお願いしたいという要望等が上がってまいりました。それをですね、24年度から協議を行ってきた経緯がございます。

それを受けまして、じゃあ、どういう水産振興のかかわり方があるのかと。当然、水産振興でございますので、農林水産部が所管でございますけれども、まずは環境センターの絡みで、うちが窓口となったかかわりでございましたものですから、うちのほうで関係の業者さんといえますか、漁業関係者とですね、協議を行って、今日に至って、この事業の御提案をしたという経緯でございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 環境センターを建設する経緯の中で、経過の中で、このような事業が出てきたということは理解をしたいと思います。その中で、理解する中で、じゃあ、これはどこに設置をされるんですか。15メートルの四方の2基。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 水槽の設置場所につきましては、郡築のほうに北村養鯉場がございますけれども、管理の関係上、そちらの敷地を借りて設置をするというふうにお伺いしております。

○委員（大倉裕一君） 北村さんの用地ということで理解をしたいと思います。これは北村さんの資産になっていくんですか。それとも、その協議会が資産分与してという形になるんですか。そのあたりはどのような取り組みになっていますか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） それにつきましては、それぞれの事業が独立しているというところで、独立するというところになっております。そういった全ての収支の会計、そういったものも全然別物だということで扱っていくというところになっていくところでございます。

○委員（大倉裕一君） 協議会がですね、どれ

ぐらい存続していくのかというところもちょうと気になるんですけど、補助をして解散っていうことでいくと、その用地にですね、あるところが管理といいますか、その資産を譲渡されるような形にもなりかねぬかなというような感じにもとれるわけですが、その点はどのような管理を行政としてはかかわっていかうと思っていられるのか。たびたび出てきてでするので大変です。

あと、今後の補助について、今回限りということで考えていられるのか、いやいや、まだ、この環境センター建設をするに当たって補助はまだ出す部分があるかもしれないというように考えておられるのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） 補助を今後何らかの形で市は出すのか、支援していくのかというお尋ねにつきましてはですね、今回のですね、水産振興の一環ということで、この協議会が立ち上がって、それが水槽整備で2基つくられますので、まずは環境センターを所管する市民環境部としてはですね、今回の補助でまずは一件落着というふうに考えております。

それと、協議会が立ち上がってですね、今年度は一応、水槽の整備をします。資本投資をして整備をするというのが28年の事業でございまして、29年からですね、実質的な中間育成施設での事業が展開してまいります。それをですね、着目しながら、その協議会のほうからですね、毎年収支報告書とかを挙げていただいて、そこについて目を通して、適正な指導を行っていくという役割を担っていくというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） あと済みません、最後にしますが、補助の出し方として、今回も市の一般財源からの補助になっていますけど、国の補助とかそういったものに乗っかるこ

とができなかったのか、活用することができなかったのか。あと、水産林務のほうから答弁が全くありませんけれども、水産林務と調整がどの程度されているのかというところだけお聞かせください。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） なぜ単独事業となったのかというお尋ねでございますが、私たちのほうもですね、有利な補助メニューがあるかどうかというのを大分模索しました。ただ、現状の補助メニューにですね、つきましては、単純にいわゆる水槽整備だけに限った補助メニューはあり得ないということで、複数のですね、事業メニューが重なって、例えば雇用が生まれるとかいうふうな、いろいろな面でのですね、プラスアルファがなければですね、国庫補助がないということですね、随分探しましたが、なかなか難しいという判断で、今度、市単独補助ということでお願いをさせていただきます。

現状を踏まえると、今申しましたように、国・県の補助事業を活用することは今のところなかなか難しいということでございますけれども、協議会でですね、水槽を整備し、放流事業を行うということにつきましては、球磨川のですね、水産資源の保護と、内水面漁業の振興策につながるということと、球磨川のアユ、尺アユですね、を全面的にですね、全国にPRしながら、観光面の充実に努めていきたいというふうで、いろんな検討を加えた結果、今回の提案となったところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） 最後に、もう意見というように形にしますが、先ほど上村委員のほうからもあつておりましたけれども、今から落ちアユで卵を産みつけてあれするわけですが、川の環境というのはですね、やっぱりアユの、魚ですけど、やっぱり生態系のあれがあるわけで、水温が非常に影響すると。卵を産み

つけてから3日ですかね、以内ぐらいで孵化しなければ、その卵が死んでしまうとかっていう水温があると私は聞いております。

そういった、やはり水環境の部分も改善をしていただきたいというふうな思いもありますし、熊本県下ですね、白川とか緑川とか球磨川とかを比較してみると、球磨川がかなりやっぱり優秀なんですよね。全体的に落ちているけれども、八代にある球磨川はまだアユが残っているというような状況もあるみたいですので、この取り組みが、ただ税金を使っただけというふうにならずですね、その成果として、やはり川のほうでアユがきちんととれるようにしていきますか、泳いでいる姿が見られて、漁獲とか私たちの生活のほうにも非常によい方向にですね、動くようになることを期待をしておきたいというふうに思います。

それから、委員長。

○副委員長（笹本サエ子君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 質問を、済みません、変えます。被災住宅置購入支援事業についてお尋ねをしたいんですけども、半壊以上の判定を受けた方に支援を限られた、その背景をお聞かせいただけますか。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君） 農業振興課、豊田です。

今回ですね、被災を受けられた方々の被災内容を検討しまして、半壊の方々はやはり、壁にひび、外壁とかそういった基礎にひびが入った方々が多うございました。それ以下の方々、一部半壊という方々はですね、まあ、そんなに畳にまで被害が及ぶというようなものがないように思われましたので、ですから半壊以上ということで全壊まで。

私どもの対象の戸数としましては、当時、これは7月11日現在の数字をもって計算をしたところでございますが、全壊が14棟、それと

大規模半壊が33棟で、半壊が203棟ということで、その方々がまず畳に影響するような被災があったかもしれないというところで想定いたしました。そして、やはり全壊の方、大規模半壊の方々はまずは新築なり建てかえ、改修が急がれるんじゃないだろうかというところで検討して、こちらの方々を優先して事業を構築したところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 一般質問の中でも市長から答弁いただいて、原資が、財源が公費という以上は、決まりをきちんとつくらなければならないというふうなお答えをですね、いただいておりますが、先ほど山本委員のほうからもありました、一部損壊について何も支援のなかという、やはり被災をされた方々の声が、やっぱり届いています。

こうやって八代市ですね、オリジナルの事業をされるというのは、私は非常にいいことだと思うんですよ。そこに、やはり不満の部分を解消するというのが、やはり負の部分ですね、解消していくというのが、やはり行政の役割ではないのかなというふうな部分もありますし、市長が現状としてはという言葉で含みを持たせていただいたというふうに思っています。現状ではということです、今後検討をする余地があるというふうな認識で私は捉えさせていただきます。

お隣の宇城市でも、10月3日からでしたか、修繕の補助費、修繕をした金額の30万、50万という中での1割補助ですかね、そういった補助が創設されておりますので、ぜひこのあたりも八代市として独自の事業がさらにオリジナル性を増すようにですね、取り組みを期待したいと思います。そこは要望で終わりたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

○副委員長（笹本サエ子君） 交代します。

○委員長（大倉裕一君） それでは、委員長を

交代いたします。

○委員（山本幸廣君） 先ほどの球磨川のアユの問題で、関連ですね、私のほうからですね、質問させてください。

今の大倉委員、まあ今は委員長ですけども、委員の発言の中で、環境部の山口、國岡君が説明をしたんですが、それについては私も理解をします。というのは、北村さんの方とも私もお会いしたことがあるんですけども、やっぱり大変苦勞なされておられたというのは、その現状を知っておりますし、同時に球磨川漁協さんが一緒になってから協議会を立ち上げるという、私はこの手法というのは一番妥当だったかなと思います。妥当だったというか、まあ、そういうふうにさせていただきたかったということなんですね。

それで問題は、水産部がこれにしっかりした裏づけをしておかなければいけないんですよ。ですね、水産部が。大倉、——今は委員長ですけど委員長が発言なされた中で、そこに、なぜ市民環境部だけなのかと。國岡次長は大変説明をされたですけども、それはインパクトがないよな、はっきり言ってから。じゃあ、環境部だけの物語で今回予算づけをしたのかというふうになるわけですから、やはり農林水産部が、このアユの中間育成というのをどう位置づけていくかということですね、行政として、そして球磨川漁協に対して、これだけの、今回は協議会ですけど、球磨川漁協イコール協議会ということを考えてください。

先ほど来、上村委員が言われたように、私も家内の実家が鮎鮎ですから、このアユのところを何か帰るか何かわかりませんが、まあ、そういうところで、常にアユをもらったりして、また現場に行ったりするわけですが、ほとんどですね、中間育成だからいいんですけども、これが完全養殖だったらですね、アユはそこに育たないそうであります。ですか

ら、そこにやっぱり習性があるそうですね、アユというのは。

ですから、坂本で、地域で、その地で一回かえって、卵にかえって、そしてからまた上がってくるわけですけども、そういう中ですれば、今の下流部に対する放流というのも、上村委員が言われたように、これはぜひともですね、考えてほしいと、私もお願いします。その地域の方々からもたくさんいただいております。ですけども、それがなかなか難しいと。

前回、沖田課長が水産部におったときをお願いしたときに、そのときは大変、47万か、放流されたということですけども、やっぱり地元でとれたのを地元の、坂本の周辺ということで放流していただければですね、物すごいそうです。これは育成が、我が家の家庭の中で生まれて、父親から育てていただいたという状況の、それは環境ですよ。そういうことがありますので、私は中間の育成についてはですね、これはもう今、大倉委員が指摘されましたが、私は本当にこれは大事だと思います。

これはもう今、アユはほとんどいないですよ。それについてはですね、水産部が、やはり環境部は環境、この問題についてはやっぱり環境部が主軸になってですね、そういう問題解決をしなきゃいけないということで取りかかれたと思うんですけども、これイコール、環境センターイコール、農林水産部が入ってこないかぬですよ。

それで、これから単独で、単費で終わるのか、それともこれから継続は力なりで、この協議会をどこまで中間育成の中で、その放流も含めてですね、球磨川のアユが、先ほど國岡君が言ったように、尺アユがとれるためにもですね、どういう一つの環境整備で、どういう育成をしてから放流を、まあ300万か400万でもいいんじゃないですか、そして球磨川に世界中から来るようなですね、そういう一流のアユ

の大会でも何でもできるような、そういうのを長期的に考えて予算をですね、計上すれば、何も問題ないんですよ。環境部だけの物語でするからこういう問題が出るわけでしょう。

だから今回については私は賛成します。そのかわり、しっかりした裏づけの中でですね、これから育成してください。継続してください。そういうことですから、部長、いかがかな。

○農林水産部長（黒木信夫君） ただいまの山本委員の御質問とか御意見も含めてなんです、今回回答弁に関しては、先ほどおっしゃるように、市民環境部のほうでお答えをいただいております。これはあくまでも、先ほど話があったように、環境センターを建設する協議の中で出てきたということで、主導権を市民環境部のほうで握っていただいたんですが、もちろん協議の中には私たちも農林水産部として入っております、事務方の打ち合わせにはですね。

で、先ほどおっしゃるように、この施設が球磨川の水産振興には十分役立つものと理解しておりますので、私たちからも、ぜひともという考えを持って提案をさせていただいております。今後もこの施設が有効にですね、今後、球磨川の振興のためになっていくように見届けていく必要がありますし、私たちも何らかの、これからですね、そちらのほうにも協力、あえて、こういう体制じゃないんですが、何らかの組み立て、事業展開も図る必要があるかなと思っております。

○委員（山本幸廣君） アユの増産でということ掲げているでしょう。だから、アユは現状と言うのは、上村委員が一番御存じのように、もう坂本周辺なんかほとんどとれないんですよ。今回、落ちアユなんて心配をずっと3年、5年やっておられますよ、心配で、とれないという状況で。あと組合員がどんどんどんどん減っている現状の中でですね、球磨川漁協さんのほうが。それでもやっぱしアユがとればです

ね、非組合員さんでも、私たちもやっぱし、今は組合員さんはほとんどですね、加入できるんですよ、組合費を払いさえすれば。ところが、払っても魚が、アユがとれぬとしゃがにゃ、なかなか組合員がやっぱし多くならないというような現状であるわけですので、ぜひともこの中間育成というのは必要ということですね、私は強く要望しておきますから、それについてはですね、中身についても、先ほど指摘があったような状況の中で、しっかりした管理体制の中で指導を、行政指導をしていくという、そこらあたりを強く私から意見としてですね、強く望んでおりますから、それについては農林水産部、市民環境部はこれで終わったということじゃなくしてから、やっぱしこれからもひとつ何かの形でですね、問題が出てきたときには、お互いに部同士がしっかりとって、課題のですね、解決に向けて頑張っていたきたいということで、私の意見でございます。

○委員（上村哲三君） 今、山本委員のですね、意見を後押しする意味で、ちょっと私が地元ですのでですね。

今、坂本町の住民自治協議会がですね、やな場をつくろうということで、球磨川漁協のほうで早く決まりました。これはもう上流部のほうですから全然関係ないところですね。で、あんなふうですよ。だから上流しか見ていないんですよ。だから、住民自治でやろうという立ち上げで、地方創生関係のね、ハード予算、ソフト予算をね、どんだけ使えるかわかりませんが、そういうふうで今取り組みが始まっております。そういうことですね、何らかのそういうメニューに合ったような分があればいいがなというふうに思うのが1つです。

それとですね、さっき山口課長の話では、まあ来年から中間育成ということで、ことしはもう来年の遡上時期は期待できないわけですね、今からつくってもね。だから、もう来年の

確保をするためには漁協と話をするしかないんです。ローマは一日にして成らずですね、アユは毎年やらんといかぬとです。で、自然環境が大きいです。去年は梅雨が2カ月間、大水が続いてですね、誰一人網が入れられなかった、危なくて。で、アユはですね、あの時期に一番体力がないんで、弱って死んでいるんですよ。だから漁獲量がふえなかったという話があります。物すごく自然に左右されます。

ことはどうかというたら、ことはですね、今度は水が煮やっってしまうと。梅雨明けにですね、水温が上がってしまって、普通はきれいなコケが生えるんですが、そのコケがね、ないんですよ。で、アオノロみたいな、通称アオノロってよう言うんですが、そういうキクラゲのね、ぬるぬるしたような部分がですね、いっぱいできてしまって、それで悪化して網にかかって、アユの食べるコケもできないというような状態ですね、アユも大きくなっていないというふうに聞いております。量もとれていないと。一晩出ても一匹もとれなかった日が何日もあるというふうに聞いていますので。

やっぱり自然にも左右されるから、やはりある程度の放流のね、量は毎年確保していかなくちゃ、この坂本町内でのアユの採捕というのは難しいんじゃないかなというふうに思いますので、単年度事業じゃなくてですね、逆に漁協に対してですね、委託料でも補助金でも構わぬから、下流域の分で何十万は毎年確保して、アユの安定した生産増につなげるようにしてくれというような気持ちでね、これは取り組んでいかなければね、恐らく自然環境に左右される部分で大変、とれる実というのは少ないと思います。そういうことからしてもですね、環境部じゃなくて、やっぱり農林水産部のほうですね、しっかりそのあたりの、漁協からいろんな資料をもらえるでしょうから、だからそういうところで一生懸命やってですね。

余談話ですが、私はもう10歳ぐらいからですね、アユをとってきました。素手と足で押さえてとれるぐらいのアユがいました。そんな状態でした。1時間もとればですね、袋いっぱいです。晩御飯のおかずには十分。それぐらい、昔は上から見たら真っ黒にアユが泳いでいました。そういう姿を見てきて、今はですね、悲しいです、実際。だから、そういうのを見ればですね、やっぱりそういうことは、またダムが1つなくなったことでできるのかなとも思うし、まだ再生の余地はあるのかなというふうな気がしますのでですね。

で、これはどうせ皆さんが望んでいらっしゃることで、これを起爆剤に、八代はね、やっぱりもうちょっと盛り上がらぬと。尺アユが食える、球磨川の尺アユが食えるね、八代市ということで、これもまた打って出せるじゃないですか。DMOが喜ぶような仕事もですね、みんな横連携してからできるじゃないですか。だからそういう形で、部長、よろしくお願ひしたいと思います。意見でよかです。（「上村委員さん、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○環境センター建設課長（山口敏朗君） ちょっと補足説明をさせていただきます。今回の水槽整備、年内中に完成させて、1月から稚アユを入れて、5月の放流に間に合わせるように事業を進めるというふうにお伺いしております。29年度の放流も実施できるように頑張っていくということでお伺いしておりますので、その点を補足しておきます。（「足らんだったな、それは」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（笹本サエ子君） 非常に熱心な討論があつて、その後ですけれども、地域特産物支援事業ということで、お茶栽培に、農地栽培からハウス栽培に切りかえるので支援金が出ていま

すけれども、これは1つにまとめて言いますけど、泉の特産地であるということが条件だったのか、それとも八代管内にほかにもし希望があれば事業は拡大できるのか、聞かせてください。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君） 地域特産物支援事業でございますが、お茶をハウス栽培に切りかえるというものではございません。お茶の新芽が出ましたところで被覆いたします。遮光ですね。遮光いたしました、光合成をするのに必要な葉緑素、こちらの増加を促すというもの。そして結果、お茶に必要な渋みと、あと甘み、そちらをバランスよくお茶の葉を、バランスのいいお茶の葉をつくって、品質のいいお茶を生産しようという、そのための遮光シートを補助するというものでございます。よろしいでしょうか。（委員笹本サエ子君「地域は」と呼ぶ）ああ、済みません、失礼いたしました。地域は泉地区になります。（委員笹本サエ子君「泉ですね。はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で、第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について終了いたします。

執行部入れかわりのため、小会します。

（午前11時24分 小会）

（午前11時27分 本会）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費、第9款・教育費及び第10款・災害復旧費について、経済文

化交流部から説明をお願いします。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 経済文化交流部です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号の経済文化交流部分につきまして、福元次長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○経済文化交流部次長（福元章三君） 御説明の前に、ちょっと御挨拶をさせていただきます。本年4月にですね、九州地方整備局港湾空港部より参りました福元と申します。

台風の関係でですね、なかなかこういう場で御挨拶ができなくて申しわけございません。引き続きよろしくお願いいたします。それでは、着座にて御説明させていただきます。

議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算書・第5号の18ページをごらんください。

款6・商工費、項1・商工費、目3・観光費、補正額3547万8000円を計上し、補正後の額が2億8517万5000円となっております。

財源は、特定財源の国県支出金100万円、その他865万円の寄附金、そして、一般財源2582万8000円でございます。

この内訳としまして、右側の説明欄をごらんください。

まず、泉観光施設管理運営事業として112万円、財源は、県支出金100万円、一般財源12万円でございます。

本事業は、県の癒しの森整備支援事業補助金を活用し、泉地域の観光施設でありますせんだん轟公園の、轟の滝へ向かう遊歩道180メートルについて、転落防止柵の設置及び路面整備を行う工事費でございます。

次に、観光施設復旧事業、地震災害関連としまして365万円、財源は寄附金でございま

す。

本事業は、熊本地震により被災した織屋旅館の屋根及び外壁の復旧を行う工事費でございます。

次に、着地型観光推進事業、地震災害関連 2 5 7 0 万 8 0 0 0 円、財源は一般財源でございます。

本事業は、熊本地震により旅館・ホテルの宿泊施設などの直接的な被害、さらに風評被害などによるキャンセルが多数発生しております。他方、施設の復旧が進まず、国交付金を活用した九州ふっこう割の恩恵を十分受けていない宿泊施設が多いことや、ふっこう割終了後の観光客の急激な減少が予想されます。このため、熊本地震による観光客の減少を抑えるため、宿泊客への助成を行う経費でございます。

なお、助成宿泊客数につきましては、前年の実績を踏まえまして 8 0 0 0 人分を予定しております。

次に、全国花火競技大会事業 5 0 0 万円、財源は寄附金でございます。

本事業は、地震で被害に遭われ、今もなお不自由な生活を強いられている子供たちを花火大会に招待し、皆様の元気と希望につながることを願って、特別な花火を打ち上げる経費でございます。

次に、20 ページをごらんください。

款 9 ・教育費、項 7 ・社会教育費、目 6 ・文化財保護費、補正額 5 1 4 0 万 8 0 0 0 円を計上し、補正後の額が 1 億 6 3 2 9 万 4 0 0 0 円となっております。

財源は、特定財源の国県支出金 3 7 1 2 万 9 0 0 0 円、その他 1 4 2 7 万 9 0 0 0 円となっており、その内訳は災害寄附金 1 1 2 5 万円、やっしろ文化振興基金繰入金 3 0 2 万 9 0 0 0 円でございます。

この内訳としまして、説明欄をごらんください。

まず、指定文化財復旧事業、地震災害関連、4 8 0 2 万 9 0 0 0 円でございます。

財源は、国庫支出金 3 1 5 0 万円、県支出金 2 2 5 万円、災害寄附金 1 1 2 5 万円、やっしろ文化振興基金繰入金 3 0 2 万 9 0 0 0 円でございます。

本事業は、熊本地震で被災した指定文化財の十三重塔、松浜軒の大蔵および茶室、浄信寺の本尊、浄沢寺、六角堂、これら 6 件の石塔損壊、壁面損傷など復旧経費に対し、文化財保存事業費の補助金として 3 0 2 万 9 0 0 0 円を交付するものでございます。

また、市が管理団体となっております八代城跡の石垣の調査復旧の業務委託等を行う経費、4 5 0 0 万円でございます。

次に、指定文化財保存管理事業 3 3 7 万 9 0 0 0 円でございます。

財源は全額、国庫支出金でございます。

本事業は、国の文化遺産を活かした地域活性化事業補助金を活用し、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想である、歴史文化基本構想を策定するための経費でございます。なお、本基本構想は、28 年度から 3 カ年で策定する計画でございます。

続きまして、款 9 ・教育費、項 8 ・社会体育費、目 2 ・社会体育事業費、補正額 5 0 万円を計上し、補正後の額が 2 9 4 6 万 9 0 0 0 円となっております。

財源は、特定財源のその他 5 0 万円、これは一般社団法人弘済会からの寄附金でございます。寄附金を受ける際に、弘済会からスポーツ振興に役立ててもらいたいということでしたものでございます。

このため、スポーツ推進委員関係事業としまして、子供から高齢者まで幅広く活用できるニュースポーツのバルバレー、カローリング、ビーンボーリングの用具を購入するための経費で

ございます。

次に、22ページをごらんください。

款10・災害復旧費、項4・文教施設災害復旧費、目3・社会教育施設災害復旧費、補正額2004万5000円を計上し、補正後の額が4529万7000円となっております。

財源は、特定財源の国県支出金1000万円、その他1004万5000円の災害寄附金でございます。

本事業は、熊本地震により被災した県指定史跡大鞘樋門群の石垣の調査復旧の業務委託等を行う経費でございます。

続きまして、その下段にあります目4・社会体育施設災害復旧費、補正額173万円を計上し、補正後の額が2565万1000円となり、全て一般財源でございます。

本事業は、6月から7月にかけて梅雨前線の豪雨により山林やのり面が崩壊し、グラウンドに土砂が流出したため、グラウンドの使用に支障を来しております、河俣山村広場及び泉運動広場の崩落土砂撤去、樹木撤去の工事費でございます。

続きまして、款10・災害復旧費、項5・その他公共施設・公用施設災害復旧費、目1・商工施設災害復旧費、補正額423万9000円を計上し、補正後の額が1478万8000円となっております。

財源は、特定財源の地方債310万円、一般財源113万9000円でございます。

本事業の内訳としまして、説明欄をごらんください。

熊本地震災害復旧事業224万1000円、これは、熊本地震により被災した商工施設及び観光施設の復旧を行うものでございます。

これら復旧内容としましては、商工施設は、サンライフ八代の内外壁など修理及び、働く婦人の家の共同アンテナの修繕の2施設の復旧費、179万3000円でございます。

また、観光施設は、平家の里食堂の柱のひずみの補修、左座家石垣崩落補修の2施設の復旧費44万8000円でございます。

次に、梅雨前線豪雨災害復旧事業199万8000円、これは、6月から7月にかけて梅雨前線の豪雨により被災した観光施設、黒島観光のバイオトイレの復旧費でございます。

以上で御説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長（大倉裕一君） それでは以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

じゃあ、委員長を副委員長と交代します。

○副委員長（笹本サエ子君） 委員長の職務を交代します。副委員長、笹本です。

大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 商工費のですね、観光施設復旧事業と、全国花火競技大会の事業で、その他ということで財源を確保しておられると思います。聞くところによると、寄附金というようなお話を聞いているんですが、この点について担当課のほうより詳細な説明と考え方を聞きたいと思います。

○観光振興課長（岩崎和也君） お疲れさまです。観光振興課の岩崎です。よろしく申し上げます。

1つは、日奈久温泉街にあります織屋の復旧なんですけれども、この施設につきましては、個人所有ではありますけれども、種田山頭火が唯一泊まったという施設で、全国に唯一のものであるというようなことで、平成19年から一応、市との貸借契約を結んでおります。その中で、天災等があったときには両者協議の上というようなことで、協議しました結果、所有者におかれましても東京在住というようなこと、それから資金がなかなか確保できないということで、協議の上、市として補修を決断したところでございます。

そこで、実は織屋を実際に利用されている方

々、種田山頭火に非常に造詣が深い方々、今現在、9月は日奈久で山頭火というイベントをやっておりますけれども、そのメンバーの方々、あるいは山頭火にゆかりが深い方々、こういった方々から寄附の申し出も早い段階ですね、いただいているところでございます。それから所有者でありますその方からもですね、そういったお話を聞いているところでありまして、そういった寄附の行為をですね、うまく活用して事業を実施したいというようなことから、クラウドファンディングという方法を選択いたしました。

クラウドファンディングといいますのは、インターネット上を通じて、ある特定の目的のために寄附を募るというような制度でございまして、現在、市におきましては、ふるさと納税で皆さん方御存じかと思っております。今回、織屋につきましても、このふるさと納税と同じ仕組みで寄附をしていただきます。この予算額を目標として寄附していただきますけれども、その寄附された見返りとして、これまでふるさと納税でやっております八代市の特産などを、その見返りにお返しすると。あわせまして、法名板といいますか、そういったものを織屋の施設内にですね、掲示いたしまして、足を運んでもらうような仕掛けも考えているところでございます。

それから花火大会についてでございますけれども、これについては先ほど説明がありましたとおり、今回の熊本大震災で被害を受けられた、主に大きく被害を受けました益城町だとか、あるいは西原村、御船町のほうからですね、現在そういうお声がかかっておりまして、団体の方あるいは家族連れの方が来られる予定になっております。そういった方々の誘客、来ていただくための費用、それから花火大会をこれまで以上にですね、元気に盛り上げて、八代から盛り上げていこうと、熊本の元気を取り戻

していこうというような思いからですね、これまで以上の花火大会、当然、花火の数自体もふやしますし、復興を願った音楽に乗った花火を打ち上げるというようなことで、熊本の元気を取り戻していきたいというふうに思っております。

その中で、金額が500万円というようなことを目標を設定しているところでございます。これにつきましては、なかなか、現在既に一般財源といいますか、実行委員会の自主財源をもって実施する予定もありますので、一部、既にクラウドファンディングを進めております。9月5日現在で82万円の寄附が募っているところで、今後、伸ばすためにいろんなメディアを使いながら、あるいはふるさと納税サイトあたりをですね、十分周知していただくような情報発信をしていくというようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 日奈久の織屋のほうはですね、365万が寄附金の目標設定と、花火大会のほうは500万が目標設定ということで、ちょっと花火大会のほうはですね、私、心配しているんですけども、既に何かもう事業は進めておられるということで、実行委員会のほうの予算を当てにした取り組みだということで理解をしたいと思います。もしこの寄附金が集まらなかったということ、まあ自信を持って集まるというふうな取り組みだとは思いますが、万が一のことを考えますと、この財源500万に至らなかった場合の措置というのはどういうふうにされるのかなというところが気にかかるんですが。

それからあと、子供さんたちの選択ですね。被災地というとたくさんあると思いますので、そのあたりの選考と、あと交通手段、そういったところをどのように考えておられるのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

○観光振興課長（岩崎和也君） まず、目標を500万円としているが、それに達しなかったときはどうするのかということで、まあ基本的に目標額に達しなくても、実際に寄附があった額、それを実行委員会でやる予定の事業費、それにその寄附額を上乗せした事業を展開したいというふうに思っております。

それから、復興花火の中で、被災地の子供さんたちを招聘するといった事業についての選考方法につきましては、熊本全域被害を受けられたと思いますけれども、主にひどかったところの自治体あたりにですね、お声をおかけして、手が挙がったところに来ていただくということをやっております。

交通手段につきましては、バス、大型バスあるいは中型バス、マイクロバス、こういったバスをですね、手配して来ていただこうと思っております。当然、バス代金についても花火大会のほうで、実行委員会のほうで負担することです。あと、家族ぐるみでですね、マイカーでおいでになる方々は、それぞれの負担という形になります。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） ちょっと心配した交通手段のところでもですね、バスを確保しておられるということでしたので安心はしたところなんですけれども、バスに乗り切れず応募があったとかですね、そういった方々が、ひよっとすれば事業のですね、期待が大きくてからそういう部分もあるかもしれませんので、交通手段としては、公共交通網を活用するということでもですね、一部には考えていただきながら、取り組みを進めていただければというふうに思うところ です。

以上で終わります。

○副委員長（笹本サエ子君） それでは、委員長の職務を委員長と交代いたします。

○委員長（大倉裕一君） ほかにございません

でしょうか。

○委員（橋本隆一君） 指定文化財復旧事業費についてですが、個々の文化財はあれなんですけれども、全体として大体どういった期間で復旧が見込まれるのか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。特に八代城の石垣ですね、再生がどこまで進むか、それと大鞘の河川の崩落ですけれども、石垣の崩落ですけど、ああいったところがいつごろ完成するのかちゅうのが、よく市民の方から質問として上がるもんですから、よかったらお尋ねします。

○文化振興課長（吉永 明君） 文化振興課です。

一番被害の大きい八代城の石垣につきましては、まず崩れた石垣の調査とか、あるいは水堀の、堀の中ですので、水切りをやったりという作業がありますので、今年度、それから来年度2カ年で計画しております。

それから大鞘樋門についても、小規模ながら石垣が崩壊しておりますので、それは今年度中に完了を予定しております。

その他の指定文化財については今年度中に、ほとんど所有者は個人の方なんですけれども、今年度中に修理を終える計画でございます。

以上です。

○委員（橋本隆一君） はい、ありがとうございます。そういったところの周知というのは特にされずに、状況をただ、例えば広報でというのは、そういうことはないですね。

○文化振興課長（吉永 明君） 八代城につきましては、解体修理の工程はですね、市民に公開する修理の見学会ですね、そういったものを考えております。実際、作業に入ります中で、市報等を使って公開の場を設けたいと思います。

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか。

○委員（橋本隆一君） はい、ありがとうございます。理解できました。お世話になりま

す。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、先ほど来、委員長からも質問があったんですが、織屋さんの地震災害の関連の中で、特定財源で寄附金ということで、この寄附金と。地震災害で特定財源の寄附金というのが、私は何かこれがひっかかってですね。そう思わないですか。一般財源は一般財源なんですよ。だけでも織屋さんの場合には、もうはっきり言って地震災害じゃないですか。それを寄附金という中でですね、この補正で組んでくる自体が私はおかしいと思うんですが、いかがですか。

○観光振興課長（岩崎和也君） 特定財源として寄附金を充てるのはいかがなものかということだと思います。できるだけ、地震災害ということで、当然、一般財源すべき事業だと我々も考えております。しかしながら財政状況も鑑みまして、できるだけ特定財源が確保できないかなというものと、先ほど申し上げましたように、寄附をしたいという方々もいらっしゃる中で、ぜひそういった意向もですね、酌みながら、事業が展開できれば、いわゆる行政と民間の方で協働で行うという事業の一つにもつながるかなというようなことで、今回、特定財源として寄附金を充てさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 岩崎課長、理解はしましょう。ところが、私たち議会人から言わせれば、こういう上げ方というのは私はあんまり、地震災害じゃなかったらいいんですよ。通常だったら、私はそういうふうな、今の課長が言われたようなやり方というのでいいと思います。織屋さんというのはもう本当の、民間人の方々も御存じのように、1カ月間ですね、ボランティアで出てきておられるし、またいろんなこ

とでイベントをやっておられます。頭が下がる思いですよ、私たちは。そういう中で、やはり市としての考え方をですね、もう少し認識をしていただければなど、執行部として、私は思います。

それはいかに一般財源というのをですね、位置づけるのは、どこで区割りをするかということを考えればですね、この織屋さんの問題、これだけ一生懸命頑張っておられる方々の中には、今回は地震災害ですから、特に補正でしょう、補正といたら必ず一般財源からですね、きちとした形の中で私は出してほしいと、出してほしかったなど。だけでも、今岩崎課長が言われた、そのような考え方もあるということで、理解をさせてください。理解をいたします。させてじゃなくて、理解いたします。

そこで、岩崎課長じゃなくても宮村部長、どうですか。私の今のその発言に対してお考えを。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 委員の御意見、ごもっともだと思います。ただ、課長が申し上げましたとおり、少ない財源の中で復旧させていただくという面から、今回のような寄附金を募らせていただいていることを御理解いただきまして、ありがとうございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 問題は部長、私は少ない財源というのは、少ない財源じゃないような気がするんですよ、最近。オーバーホールじゃないかもしれませんけどもね。やっぱりそこらあたりはですね、今の発言というのは、少ない財源というのは避けていただきたい、これは。なぜかといいますと、やっぱり私が常に思っているのは、1次産業、2次産業、3次産業という位置づけというのはですね、財政部もしっかりした位置づけをせないかぬとですよ。いかに市税に反映して返ってくるかということですね、彼たちは考えなきゃいけない。これは強く私はで

すね、この発言の中で言うておきますから。

答弁は要りませんけども、ぜひともそういう中で、織屋さんの件についてはですね、一般財源で捉えるべきだったという中で、課長が今言われたような、そういう考え方もあるんだということでは、特定財源で寄附を募ればいいんですよということでは、そしたら役所なんか関係なく、民間の人が寄附を集めりゃよかったですよ。そういう言い方にもなるんじゃないですか。そういうことは言いません。言いましたけれども、そういうことで今回は理解をいたしたいと思いますし、予算には賛成をいたしたいと思います。

もう一つ、委員長、よろしいですか。

○委員長(大倉裕一君) はい。

○委員(山本幸廣君) 着地型観光推進事業の、これも地震災害の関連ですね。まあ、2500万ぐらいの予算計上をしてありますし、これも一般財源であります。こういうことの中で、予算は賛成しますよ。けども、そのやり方、手法というのをですね、もう少し考えたらよかったんじゃないかなという気がいたします。まあ一つは、質問しますけども、宿泊の助成、そしてまたその助成のクーポンですね、そういう中で、1人3000円という形の中でですね、3000円の中で、このクーポンの内訳等をちょっと説明してください。3000円の内訳。

○観光振興課長(岩崎和也君) 宿泊クーポンの内訳というようなことで、平均3000円というふうに考えております。現在、ある程度の金額、宿泊の金額をボーダーラインを設定しまして、ある設定金額より上の宿泊料金の場合は3500円、それより下の場合は2500円というふうに考えております。

その場合に、3500円の場合、あるいは2500円の場合も一緒なんですけれども、3500円の場合は3000円を宿泊に充てて、5

00円を土産品の購入費あるいは観光施設等の入場料、それから飲食店等でも利用されますので、この3つの目的のためですね、費用として500円を予定しているところでございます。2500円については2000円が宿泊、その他が500というような計算で考えております。

○委員(山本幸廣君) はい、よくわかりました。課長、ありがとうございます。

なぜかといいますと、今回については、旅館等、ホテル等の宿泊施設に対する事業でありますので、これについては私はしっかりですね、宿泊された方々がすばらしい日奈久温泉だったと、どここの旅館であったと、ですね、そこまで今回ですね、調査をしていただければですね、それはいろんな課題が生まれてくると思います。その課題の解決にまたですね、こういう事業を、日奈久の旅館、ホテルにですよ、やはり継続してできるような、今回限りじゃないですけど、やはり調査しながらですね、まだまだ地震災害の中で、はっきり言って宿泊の方々が少ないんだということならばですね、それを調査していく中で、ならばどうしたらいいのかという、その課題をですね、しっかり見据えて、日奈久の旅館、ホテル、そして日奈久の観光地ですね、活性化にですね、これが結びついていけばというふうに思います。

そういう中で、私は1つ、いつも考えているんですけれども、旅館とホテルがやはりこれは軸になりますけれども、その地域で物産を売ったり、そしてまた被災をされた物産を売っている方々、そしてまたスナック、居酒屋さんもあります。食堂もあります。そういう方々も被災されているんですよね。そういう方々に対しての何かのクーポンとかですね、何かそこあたりを考えてみたらどうかなと思いますが、いかがですか。部長、宮村部長でも結構ですよ。

○経済文化交流部長(宮村明彦君) 先ほど課

長がお話ししましたように、平均３０００円で２５００円が宿泊費の補助と。あと５００円につきましては有効活用していただければというふうに思いますので、山本委員さんの御指摘の活用もありなのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます、宮村部長。すばらしい英断をいただいて、大変、日奈久の方々は喜んでおられると思いますよ、それは私は。観光というのは旅館・ホテルが観光地じゃないんですね。観光というのは、やはりそこに住んでおられる方々がその地域形成の中で観光のまちを形成されたわけですので、本当に宮村部長の英断に心から感謝し、実行に移していただくことを強く要望して終わります。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） ちょっと関連ですけど、グループの補助金、今回、何件が申し込まれて何件なんですか、採択されたのは。ちょっと教えてください。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） グループ補助金は、私が済みません、記憶なので数字が若干違うかも知れませんが、日奈久の旅館さんと、それからお土産物屋さん等々で、２２件の方々が第１期の申請をなさったというふうに聞いております。全ての旅館さんがそのグループ補助金の申請をされたかという、そうではないようです。ただし、その２２件の皆様方が何度も何度も、旅館さん、手を挙げられなかった、申請をなさらなかった方には、お声かけをされた上での２２件の申請になったというふうに聞いておりますし、御承知のとおり、その第１期目につきましては内示といいますか、グループ補助金が使えようになったと。今後、内訳、さらに詳細についてはまた協議に入ります

けども、許可——、内示をいただいたということの報告も受けております。

以上、お答えといたします。

○委員（矢本善彦君） 日奈久だけじゃなくて周辺市街地もね、そういうところに力を入れていただければと思います。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） １つ聞きたいのがあって、これは総務の所管なんだけど、今回、震災でいろんなところの団体、それから個人、いろいろあるけど、寄附金が来ていますよね。今回、歳入で３０００——、４４万５０００円と、それから雑入で入った分がどういう意味なのかよくわからんけど、こういう分からは、さっき言った寄附金を使うというのは、今、クラウドファンディングで今から募集するんだというようなことだけど、こういうのからも、まあ金額的に小さいから、災害のほうにめっちゃでかいからね、でも補助対応の災害も、例えば農林土木関係は多いわけだから、そういうのからしたら、これから少しいたいてでも、この寄附金を使う対応というのはできなかったのかどうか、そここのところの話はどうですかね。部長さんだから、そういうふうな会議には出ているはずだから。でしょう。違います。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 今委員が御指摘の寄附金につきましての詳細の使用については、済みません、私がまだ掌握しておりません。ただし、義援金という形で寄附をされた場合には、被災を受けた方々に配付を一定の割合で、あるいは被害の状況に応じてお見舞いをされる、配付をされるというふうに聞いております。

それ以外の一般の寄附につきましては、先ほど次長のほうから説明いたしましたが、目的があって、例えばスポーツ振興に役立ててほしい

というような寄附金につきましては、使用させていただいているところでございます。済みません、答えになりませんが。

○委員（上村哲三君） 今部長が言ったぐらいのことはわかってほしい。ある程度向こうから文化財に、スポーツにと言われたらね、それは特定基金に積み立ててから、それから繰り出して利用するというような形の。でも、私が聞いている寄附金の中にはね、ただ災害がありましたからお見舞いに寄附金をあげますちゅうのが結構な額あったんじゃないかなと思うけど、これにはたった3000万ぐらいしか乗ってきとらんもんね。（「実態はな」と呼ぶ者あり）委員長、いいですか。

○委員長（大倉裕一君） はい。

○委員（上村哲三君） じゃあ、寄附金、物、金を問わずですね、宮村部長のところで確認をして、その資料を請求したいと思いますが、よろしいですか、市全体の。

○委員長（大倉裕一君） 今、上村委員のほうから資料請求の申し出がありました。

皆さんにお諮りいたします。本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 異議なしと認め、そのように決しました。よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 参考までに、着地型観光推進事業ということで、九州ふっこう割が延長されて12月までで、それ以降の支援をしようということですが、さっき説明の中で、九州ふっこう割がなかなか八代市内ではその恩恵が少なかったということですが、具体的に九州ふっこう割を八代市内で利用された数というか、人数とかはわかりますか。

○観光振興課長（岩崎和也君） 九州ふっこう割の利用状況なんですけど、人数については県に

も問い合わせましたけれども、まだ第1弾につきましては集計していないという状況です。ただ、我々が答えられるのは、わかっているのは、我々が調査した42件中20件が、まだ受け入れ体制が十分ではないので登録ができていないというような状況がありまして、これはどうしても八代版のふっこう割が必要だなというようなことで、提案させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか。

○委員（村川清則君） もちろんいいんですけど、何かこう、支援が重立って、何かもうちょっと旅館とかホテルのアクションも欲しいなと思うところもございます。テレビのCMでしたか、大分県でしたか、おかみさんたちが何か温泉に入って、同じようなことをせろと言うわけじゃないんですけど、何か一肌脱いで頑張っていますとか、そういうあれがありましたけれども、もうちょっとこう、何か宿泊施設のアクションが欲しいなという気もいたします。これはもう単なる意見です。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） それについて、お答えになるかわかりませんが、先日、五家荘の旅館組合の方が市長のところに表敬訪問に来られまして、その理由といいますのが、昨年と比較しまして10分の1以下にお客さんが減って、減少してしまったと。それで、ぜひ市役所のほうにも御利用いただきたいというお願いが1つと、それから自分たちもやっぱり動かないかぬだろうということで、福岡方面に営業に行きたいと。営業に行くからにはやっぱり目立たないかぬということで、五家荘の観光地をプリントしたはっぴをつくれ、そしてそれぞれ御自慢の料理がわかるチラシをつくれ、そういうものを持って行きますというふうな、非常にうれしい御相談といいますか、報告をもらったところでございます。報告をさせて

いただきます。

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか。
（委員村川清則君「はい」と呼ぶ）

矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 済みません、今度の全国花火大会にはクルーズ船な来るとかな。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 今のところは、花火の当日には来ないということを聞いています。（委員矢本善彦君「来ない。はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、これより採決いたします。

議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午後0時07分 小会）

（午後0時08分 本会）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

午後は1時15分に再開いたします。それでは、よろしくお願いいたします。（「お疲れでした」と呼ぶ者あり）

（午後0時08分 休憩）

（午後1時12分 開議）

◎議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（大倉裕一君） 休憩前に引き続き、経済企業委員会を再開します。

それでは、午後からは、議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号中、歳出の第6款・商工費について進めます。

経済文化交流部から説明をお願いします。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） お世話になります。議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号の経済文化交流部関係分を説明させていただきます。

第6款・商工費につきまして説明させていただきますが、福元次長をもって説明させますので、よろしくお願いいたします。

○経済文化交流部次長（福元章三君） 午前中に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて御説明いたします。

議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算書・第6号の9ページをごらんください。

款6・商工費、項1・商工費、目2・商工振興費、補正額757万8000円を計上し、補正後の額が9億6577万2000円となっております。

財源は、特定財源の国県支出金378万9000円、一般財源378万9000円でございます。

説明欄をごらんください。

八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業は、国の地方創生推進交付金を活用しまして、八代域内での特に若年層の雇用を促進して定住・定着化を図ることで、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域内企業の人材不足の解消や経営課題の解決を図ろうとするものでございます。

手法といたしましては、従来、インターンシップの考え方は、学生側は単なる就業体験、企業側は社会貢献的なものとなっておりますが、ここで計画しているものは、企業の経営課題解決及び若年層雇用の確保につながることを目指した、実践的なインターンシップを計画しております。

また、本事業は、定住自立圏形成協定を締結している氷川町、芦北町とも連携を予定しており、より有効性の高いものにしていきたいと考えております。

補正予算の内訳としましては、このインターンシップ事業を進めていくための団体として一般社団法人の設立を予定しており、その経費として20万円、設立された法人への委託料としまして、センター長の人件費116万8000円、そのセンター長のスキルアップのための研修費300万円、全国的にセンター長を公募する広告費320万円などの737万8000円であり、合計757万8000円となっております。

このように今年度は、インターンシップの運営主体となる法人の立ち上げ及び先進地にあるNPO法人与連携して、センター長の選定や育成を行うものであります。

続きまして、その下段にあります、目3・観光費、補正額3318万8000円を計上し、補正後の額が3億1836万3000円となっております。

財源は、特定財源の国県支出金1659万4000円、一般財源1659万4000円でございます。

説明欄をごらんください。

海外クルーズ船急増に伴う観光資源強化事業は、国の地方創生推進交付金を活用し、海外クルーズ船の寄港をチャンスと捉え、芦北町、氷川町を初めとする県南地域と連携し、外国人観光客受け入れの充実を行いながら、国内観光客

受け入れの充実を行い、国内外からの観光客の誘致を図ることが目的でございます。

具体的には、八代城跡周辺において、お堀舟めぐり体験、人力車乗車体験など、新たな観光資源を開発するもので、舟めぐりの看板設置委託費45万円、栈橋設置工事費400万円を市整備分として予定しております。

DMO補助金は、八代城跡周辺の新たな観光資源開発の舟めぐり体験の受け付けなどの事務所リース料、舟・人力車の購入費、スタッフの研修費など1313万8000円を予定しております。

次に、八代城の城下町、日奈久温泉街を対象として観光まちづくり計画の策定700万円、伸び悩んでいる宿泊客を促進させるため、花火、サンセットクルーズなど通年型の体験イベント開催費700万円を予定しております。

また、DMOやつしらの機能強化としまして、教育機関等との連携による観光人材育成費100万円を予定しております。

さらに、八代市、氷川町、芦北町の3市町の共通点の1つとして、柑橘系の果物、いわゆるシトラスを地域ブランドとして確立するためのPR経費60万円を予定しております。

以上で御説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（大倉裕一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（笹本サエ子君） 9ページが一番上、八代圏域ツナガルインターンシップの項のところですね、設立後の一般社団法人への委託というふうに説明を受けましたけれども、どこへ委託されるのでしょうか。委託先。

○商工政策課長（豊本昌二君） 一般社団法人のほうをですね、予定しておりまして、今現在はまだございません。今から組織化を、この補正予算が通りまして、また国のほうに今、地方

創生交付金の申請を今から上げていくわけなんです、その後一般社団法人を組織化して組織を立ち上げていく中で、その一般社団法人のほうに委託していくという形になります。

（委員笹本サエ子君「これからですね」と呼ぶ）これからです、はい。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、説明があったんですけども、聞く中でちょっと不審に思うのは、これから国に申請をするということなんですよね。地方創生の推進交付金というのは、この補正の中で今考えたのか、それとも今年度、当初予算のときに考えていなかったのか。今から申請するのに補正というのはふさわしいのかな。計画性はあるのかな、あったのかな。それをちょっと説明してください。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 今、委員御質問の件なんですけれども、今度チャレンジといいますか申請を、今、9月ですね、6日に国のほうに申請、提出をさせていただいているところです。今回は2回目でございます、前回ですね、申請をさせていただこうと思ったんですけど、なかなか事業内容の熟度が低いということで断念せざるを得なかったということでございます、その熟度を上げてまして、今回また国への申請をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 常日ごろから地方創生、人・まち・仕事というのは、これはもう私たちが、私は前、自民党におったころからですね、前の担当部が来る前のときに、大変、きょう上村委員も自民党の方おられますけれども、議論し、また勉強をたくさんいたしました。期待は、本年度、28年度後半ごろにはですね、人・まち・仕事というのがですね、国として方針が決まるだろうと、決定するだろうというこ

との経緯というのは、常日ごろから私たちはその情報というのは聞きながら、それを待っている状況なんです。

そういう中でこのような予算が出てきたというのはですね、私はやっぱりその先の見通しなり情報、市・県・国の連携、パイプという一つの状況の中ですよ、これは私は、今すべきかなと思うんですよ。予算を上げるのかなと。それによって、その設立後の、先ほど副委員長が質問された、社団法人への委託については今から考えますよということ。そんなに補正で組むような、補正で組むこと自体が私は間違っていると。計画性をしっかり持っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○観光振興課長補佐（村上修一君） 観光振興課の村上でございます。私のほうから地方創生交付金の制度について、ちょっと御説明をしたいと思います。

そもそも地方創生交付金、これにつきましては、平成26年度に地方版総合戦略の策定の段階ということで、26年度から補正による基礎交付があって、その後、26年度上乗せ交付金、その後に地方創生の加速化交付金ということで、地方創生を国のほうが押し上げて、いわゆるまち・人・仕事で地方の活力を上げるということで、今回、地方創生交付金が立ち上がったわけなんですけれども、今回は28年度の地方交付金の制度の立ち上がり、今年度の6月議会に地方創生交付金を募集する場合は補正に組みなさいというのが、そもそもの制度でございました。

で、6月議会で補正に計上する予定だったんですけども、先ほど部長が申しましたとおり、まだまだ熟度が足りなかったということがございましたので、次の第2次募集で今回手を挙げるということで、その準備を行いまして、2次募集での提案を今回させていただきました。ただ、2次募集に手を挙げる場合は、国の

ほうから9月補正に計上しなさいという、こういった御指導がございましたので、このたびの9月補正に計上させていただいたということでございます。

○委員（山本幸廣君） なかなかよくわかりました。よくわかったんですが、まあ2次審査というのを熟度したということで、それはもう理解いたしましょう、熟度したということでですね。そういう中で、期待をする中で、この補正の中で私は議論をしっかりしてもらわないかぬと、せないかぬと私は思うんですよ。今、村上君がやっぱりそういう、今の回答の説明の中では、まさに熟度したということで理解をしてよろしいですか。

○委員長（大倉裕一君） 誰が答えられますか。

○商工政策課長（豊本昌二君） 今、山本委員がおっしゃったとおりでございます。熟度を重ねた上で、この2次募集のほうに応募しているところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 2次募集の結果はいつ出るんですか。予定ですが。

○商工政策課長（豊本昌二君） 交付決定は、11月中旬の予定になっております。

○委員（山本幸廣君） 11月中旬ということで、大変期待をいたしております。同時に協力をせないかぬと思っておりますので。

なぜ今、私がこういう発言をしたかというのは、大変私たちは期待をした中で、いろいろと議論をしてきた経緯があります。そういうことを踏まえて、今回の補正予算の意味はわかりましたので、了といたしたいと思います。

まあ意見としてですね、よろしいかな。要望でいいかな。要望ですね。

○委員長（大倉裕一君） 要望、はい。

○委員（山本幸廣君） まあ要望ですが、設立を、11月中旬に国からの内示といいますか、

決定というのが通知が来た場合、その後、社団法人への委託をするということになるわけですね。委託をするときに、委員会報告はせぬでもいいと思うんですけども、なるべくならば、その委託するときには委員会に報告をできればなと思いますけれども、その要望は、それに対してどうですか。要望じゃなくしてから、ちょっともう一回説明してください。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 委員からの御指摘でございますが、委員長と御相談させていただきながら、報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員（山本幸廣君） じゃあ、そういう執行部の答弁でありますので、委員長にはその委託先に関して報告があったときには、委員会ですとつよろしく願いをしておきます。

じゃあ、もう一つよろしいですか、委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） その下の海外へのクルーズ船についてであります。観光費の中で3300万、それから特定財源も含めてから、国県支出金が1600万、それに一般財源が1600万、1659万4000円ですが、あえて私がこのクルーズ船についてですね、この補正で、これだけの補正が上がってきたわけですが、その下をずっと見てください。私たちの市の整備分445万、遊覧船の停泊用の棧橋の橋の設置の工事、計画性が突然補正に出てから、その工事をすぐ着工すると。委員会に今まで報告がありましたか、この件について。まずそこからスタートしてから、説明してください。

○観光振興課長（岩崎和也君） クルーズ船対応の具体的な事業内容については報告させていただいていないというのが現状です。ただ、DMOやつしろを中心に観光地経営を進めると、そういった事業の中で、新たな資源を見出すのと、既にある資源を磨き上げる事業をやるとい

うようなことで、非常に抽象的な表現で報告させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 今の報告で、ほかの委員さんがびっくりしておられると思うんですね、今回補正で出てきたこの分については。これもまた突然な、前と同じで工事を、設置工事をなされるということなんですけれども、じゃあ、どういう船を浮かばせて、内容的にどういうことをやられるのかということをやさね、予算を計上したからいいですよということじゃなくて、私はこれは賛成じゃありません、反対です。はっきり言って反対します。

なぜ反対なのかということは、後のDMOも一緒なんです、補助金も一緒なんですけれども、ここのDMOの補助金について2800万ぐらい計上してありますよね。これについても、永原副市長はもともと競争心を持って、これから柔軟性の中でという、いろんなところで説明をされております。これはもう決まっておるんですかね、DMO補助金というこの事業については。まずはそこを説明してください。

○観光振興課長補佐（村上修一君） 観光振興課、村上でございます。

今、国のほうと、ちょうど申請書のほうを出したばかりでございまして、国のほうと調整を行って、その後11月に交付の決定が行われるといったスケジュールなんですけれども、できるだけですね、交付決定がおりるように、今、県と協議を行いまして、できるだけ認めてもらえるような調整作業を今行っているところでございます。ですので、この申請を行ったから必ず採択ができるというわけじゃないんですけれども、しっかりとですね、県と連携しながら、どういった事業であれば国のほうから認められて、八代市内の中で雇用が生まれて、そして稼げる取り組みができるかということ、そして大事な、DMOが最終的には自立をするという、

そういったシナリオがないことには、交付金の決定がおりないというようなことなので、そういったシナリオができるように、今、鋭意努力を行っているところでございます。

今回の八代城の周辺整備事業につきましては、DMOやつしろの新たな雇用の確保、そして稼げる取り組みですね、そういったことで、八代城は、外国人の方で一番影響力のあるSNSなんですけれども、トリップアドバイザーというのがあるんですけれども、八代の中で一番アクセス数が多いという、こういった統計データが出ていますので、ただ八代城に来て見て帰るだけじゃなくて、やはり体験するというのがこれから大事になってきますので、八代城に来て、柳川みたいに遊覧船に乗って、八代城の歴史について学ぶ、そして体感する、そして八代城の遊覧船をおりた中で、城下町である八代を人力車に乗って周遊するという、こういった体験ルートをつくっていかないと、これから観光地経営を行っていく中では、温泉があるから人が来るとかじゃなくて、いろんな体験事をつくって、そしてたくさんの方に来ていただくようなアクションをこれからどんどんつくっていかないといけないということ。

そういうことがあったものですから、八代城を重点的なエリアとしまして、稼げる取り組みというか、自分たちでするべきことを今回検討してですね、遊覧船、そして人力車で周辺を散策するという、こういった体験型観光を今回盛り込んだということでございます。

○委員（山本幸廣君） 村上課長補佐が言われるのは、重々わかります。目的というのはですね。

私は、これは事前着工にひっかかるんじゃないかなと思うんですよ。交付金が決定しない中で、説明はいただきましたよ。国が出してくれと。国は9月補正で出さなければ、申請の中で11月下旬には交付決定をできない。でき

るかできないかわからない。そういう状況の中
です、もしできなかったときにはどうなる
んですか。国が決定しなかった場合にはどうな
りますか。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 今の質問
は、国の国庫支出金が2分の1いただけること
を予定させていただいていますが、その2分の
1が来なかった場合のお話かと思いますが、そ
の場合は我々、経済文化交流部としましては、
この掲げている事業を全て行いたいと思ってお
りますが、全てが財源が一般財源になりますの
で、それは国の決定を見て、財政課と打ち合わ
せをさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 行政というのは、私は
思うんですけど、これは私は一般財源で計上
すべきだったと思う、一般財源で。あえて言わ
せればですよ。それは自信を持って、今、村上
課長補佐が言われたような、その整備であろ
うが、やはりそういう体制づくりをせないかぬ
と。あるいは自前でですよ、もしも、これがは
っきり言ってから、11月の中旬、31日には
交付決定をしてから来ますよと、内示が来ます
よと、決まりましたと、決定しましたならば私
は何も言わないんですよ。

これはもう私たちのですね、いろんな1次産
業の中で、この事前着工でやられてですね、国
から、総務省から立入検査が入って、大変なこ
とになった事例というのはたくさんあります
よ。そうならないためにも、この計上というの
は私はあんまりよくない予算の、補正の予算の
出し方だなというふうにですね、不審に思った
から、今その発言をしているんですけども。

村上課長補佐が言われたのは重々わかりま
す。それだけの、やっぱり観光という中では、
私はそういうのは事前的にですね、担当職員な
り、そのインテリジェンス、知恵をしっかり出
し合ってから、計画性のある目標を持っていか

れたというのは、私はそれは評価したいんです
よ。ところが、これがもしですよ、交付決定
がなかった場合のときにどうするのかとい
うことになるわけですね。

これはもう国がそういうことで、9月定例会
でそういう方向性を目指さなければ、そういう
通知が、決定じゃありませんけども、それが条
件ですよと、そういう報告があったわけですけ
ども、国自体もおかしいんですよ、私から言
わせれば。9月定例会って何か、地方創生とい
うのはもともとが出してあるわけですから、こ
の件にだけなぜ9月定例会という、今の答弁の
中で。何か不審でなりません、補助事業を私た
ちがずっと取り扱ってきた中ではですね。やっ
ぱり、確かな数字と確かなことで出さないか
ぬ、それはわかりますよ。計画性を出さないか
ぬと。けども、それならば何もその、はっき
り言ってから、あと1600万上乘せして一般
財源でいけばですよ、何の心配もしなくていい
んじゃないですか。そう思わない、岩崎課長。

○観光振興課長（岩崎和也君） 御心配のこ
と、お察しいたします。先ほど村上補佐のほう
からありましたとおり、この地方創生の推進交
付金、この事業の補助要綱の中で、6月補正、
また9月補正に計上された事業を申請対象とす
るというような条件がありまして、どうしても
今回の9月補正に提案させていただかなければ
ならなかったというような事情がございます。

補助の交付決定が11月中旬というふうに先
ほど申し上げてありますけれども、実は事業に
よっては前倒しして事業も可能であるというよ
うな国からの報告もあっておりますので、その
あたり事業を精査しながら、議会を通過した
後、その後、順次、事業ごとに、事業の着手時
期、そのあたりを見きわめて実施していきたい
というふうに思っております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 要はまあ、計画性を持

って進んでほしかったというのだけは、私は強く強調しておきますから。

なぜかといいますと、やっぱりこれだけの事業をするならば、ハードであろうがソフトであろうがですよ、やっぱり時間をかけて、1年間かけて、当初予算もあるし、当初予算の前までにはいろんな、3・6・9・12の補正があるわけですね。けども、やっぱり1年間を通じて、2年間、やっぱ村上君あたりは一生懸命頑張って、こういう事業をやろうということを私は計画してきたと思うんですけども、その中で、補助事業ですのかしないのか、たったこれだけのことなんですよ。

けども補助事業でして、補助決定がまだ11月にということで、申請をしてもう補助事業が決定するならば、私は何も言いませんよ。しなかった場合は、申請できなかった場合はどうなるのかということなんですよ。あえて100%、200%、じゃあ、あとは代議士たちが一生懸命頑張ってからしてくれるけんでからで、保証が、担保があればいいですよ。担保があればいいんですよ。担保ないですよ、まだ。いや、それはもう岩崎課長が、もうそれだけ言って、担保はありますよって言ってもらえば、私はもうこの予算を通過したいと思います。いや、本当ですよ。

やっぱり我々議会というのは、そういうところをチェックするところじゃないですか。それをあえて、やっぱり担当の職員というのは、一生懸命に計画をしてきて、どうしても今言われた、もう村上課長補佐が言った内容は全部、本当に理解しますよ。あえて言えばですね、すばらしい計画だと思います。ところが我々は、やっぱりこの予算を計上したなら、予算の審査をする義務と権利があるし、またそれをやっぱり要望なり意見としてですね、確かな中で事業を進めていく、そこまで確認する義務があるわけですので、強調をしておるわけでありますが、

ぜひともその前、11月の中旬じゃなくしてから10月の下旬ぐらいにですね、申請の内示が来るということならば、それは理解をしたいと思います。

ただ、DMOの当初予算はほとんどまだなかったんですけども、今回、理由づけとして、DMOに委託されるということの中で、競争心はそこあたりについては、岩崎課長、副市長は大変強調されとったわけですね。だから、あえて言えば、じゃあ、これは副市長の発言とはまるっきり反対だなという感じがして、職員の方々がこういう一つの予算編成の中で、ある事業所に単独であえて指名されたのか、それとも副市長のところまで、これは予算ですけんでから、しっかりと副市長の考え方も入っての予算計上だと思うんですけど、そこあたりはどうですか、確認をしておきます。

○観光振興課長（岩崎和也君） 申請に当たっては、十分、庁内で当然、市長まで含めたところで協議いたしまして、申請させていただいているところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 結構です。後からまた質問させてください。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） 今の山本委員の関連ですけど、まあ、クルーズ船が来ましてですね、100台近くバスが来るんですけども、ほとんど松橋の免税店とか、熊本市内の大きいスーパーなんかに行っているんですけども、八代には十二、三台でしょう、バスがとまるのはですね。今、山本委員が言いなったように、やはりもう少しですね、知恵ば働かせてですね、どうかとどまるようなですね、施策をしていただきたいと思いますね。

それから、クルーズ船の中で、一般質問で言われるように、八代の特産物を活用していただ

きたいという意見がありましたね。その後の進捗状況はどうなっているのか、ちょっとお聞かせください。

○観光振興課長（岩崎和也君） まず、市内への立ち寄りのバス台数、先ほどちょっと質問ではなかったんですけども、参考までに申し上げますと、平成27年度175台、40人の7000人。それから現在までの、平成28年度の予定が286台の40人で1万1440人ということで、4月10日から6日間の八代市、例えば、先ほど議題に出ています八代城周辺、こちらのあたりに来ておるところでございます。

それから、食産業との関連ということでございますけれども、これは実は今回の地方創生のテーマといたしまして、海外のクルーズ船をチャンスと捉えて、観光産業を通じた食産業の振興というようなことで考えております。そういったことで、今回推進しているのは今回予算上では観光の部分だけが上がっておりますけれども、フードバレーの振興、こちらともタイアップしての事業展開ということでございます。これまでの実績については、今ちょっと資料のほうを持ち合わせておりませんが、そういった政策間連携をしながら事業を展開していこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） いいですか。ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 関連ですけども、今の担当部は商工部が担当部なんですけれども、海外のクルーズ船と今のコンテナ船と石油基地のタンカーの、そのクルーズ船がいかに、言ったようなそこに影響しているのかと。それプラス、漁業者の方に影響している。それプラス、遊漁船の方々にどう影響しているのかということですね、私が今ちょっと調査をしている真っ最中なんですよ。

というのはですね、熊本新港、ちょっと今調査しております。で、八代港と今のクルーズ船も含めてですけども、この計画というのは担当部がしっかりした計画の中でされたと思うんですけども、それ以前にですね、クルーズ船が遊覧船と、つい最近ですけども、遊覧船の方が2人こっちのほうにおられて、それはなぜかということ、クルーズ船ははっきり言ってわがままみたいな、石油基地の方々、タンカーの方々に言わせれば、早く着かないかぬ、時間帯にいつも着かなくていいそうですね。タンカーは必ず時間にはしなければ、タンカーは着かなきゃいけないということで、クルーズ船はすーっと、時間が遅くなったらば一っと、300メートルの航路から少し、——波でですね、この前2人こうしてから、近いうちにまた市のほうにもそういう要請があると思います。遊覧船が今、本当に大きなクルーズ船が来るもんですから、自然に行きよったところが、潮波が立たないそうです。わーって、3メートルとかのが来るそうですよ。

そういうことが現実には起きているということ、それと漁業者の方々が言われるのには、魚の漁獲量が少なくなったと。なぜといいますと、やっぱり大型クルーズ船ですので、スクリーンが回る中で濁ったりしてですね、航路を少しはみ出たならば物すごく濁ってくるとかですね、そういう状況で、漁獲高が少なくなり、そしてまた危険性が最近物すごいと。夫婦で漁師に出られますけども、前のほうで旦那さんが機械をいじって、奥さんが下を向いてされると。ところが、その中でですね、クルーズ船が物すごいのがですね、まあ龍峰山みたいな、山みたいなのがば一っとできてですね、もう恐ろしくてから、奥さんがわー一とおめかすそうですよ。そうしたら、漁師の旦那さんがば一としていかれると、ハンドルを切ってから逃げるというのも、現実起こっているという。

それと、貨物船との時間帯のすり合わせ等々が、大変今、危険性を持って。近いうちに、貨物船が八代港からある港に行きたいという話があるそうですね。クルーズ船が多く来るからということで、大変危険性があるということで。そういうのもあると。だから大分のほうに、最近また多くなっていくみたいですね、コンテナ船とかそういう貨物船が八代港は少なくなるだろうと、クルーズ船が来れば来るほど少なくなるだろうというふうな今の情報を聞いております。これは保安庁も含めてですけれどですね。

私もその調査を今しておりますので、正式な調査が出たらですね、皆様方に御報告したいと思いますが、そういうことの環境というのがあるという前提の中でですね、私はこのクルーズ船については、まあ蒲島知事は70隻という、70という目標をですね、掲げておりますけれども、これから八代にはどれくらい来るかわかりません。ポートセールスも含めて、この前、市長がアメリカに行って、クルーズ船の話もですね、されてきたと思うんですけども、あと、今は受け入れ体制をこの予算で、村上課長補佐が言ったように、クルーズ船の受け入れ体制をどうするのかという、これは観光の問題が一番でありますので、それについては今指摘をしたとおりでありますから、それ以前のこともですね、皆さん方が少し把握しておいていただければと思います。

そういうことでありますので、ぜひともですね、しっかりした整備をしながら、観光の資源の強化に努力していただきたいなということで、これはもう要望でございますので。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

委員長をかわります。

○副委員長（笹本サエ子君） 委員長を交代いたします。

○委員（大倉裕一君） 1点だけ考えをお聞かせいただきたいと思います。

海外クルーズ船急増に伴う観光資源強化ということで、市整備分で、八代城跡においてお堀舟めぐりということで上げてあるんですけども、今のお堀、見られてわかりますよね。もう緑色の水ですよ。やっぱり、ここの水、池の環境をですね、改善してやらないと、舟に乗ってお堀の中を遊覧するというようなことは考えられないんじゃないかというふうに私自身は思っているんですが、そのあたりの取り組みというのは何か考えてある分があるんでしょうか。

○観光振興課長（岩崎和也君） お堀の浄化だというふうに思いますけど、これにつきましては、今、お堀内の一部が損壊しているというところで、一応、球磨川の支流という形になっております。しかしながら今、流れがないというような状況で、その流れを戻すことによって多少浄化につながるのかなというのが、現在の状況でございます。

それから、お堀の確かに色は非常に、澄み切っているとは言いがたいんですけども、実はつい最近、柳川のほうに個人的に見に行きましたら、やはり色的には非常に同様な濁り方だったということでございます。ただ、それをそのままにしているのかというのは問題ではありません、当然、そういった浄化も含めてですね、お堀の舟乗り体験ですね、こういったものがスムーズに多くの方々に楽しんでもらえるように、環境、そういったものも整備していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 反論するわけじゃないんですけども、柳川は町並みを恐らく見させているんじゃないかなというふうな思いを私は持っています。今度、八代お堀の部分で何を見せようとするのかですね、そのあたりをしっかりと、やはり考えていかないと、乗る人も確保で

きぬような状況が見えてくるんじゃないかなというふうな思いもありますので、そのあたりはしっかりですね、御検討を今後いただきたいというふうに要望しておきたいと思います。ありがとうございました。

○副委員長（笹本サエ子君） それでは、委員長職を委員長にお返しします。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、これより採決いたします。

議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため小会いたします。

（午後1時50分 小会）

（午後1時52分 本会）

◎議案第94号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分））

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第94号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明をお願いします。

○農林水産部長（黒木信夫君） 皆さん、お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第94号・専決処分の報告及びその承認につきまして、内容は平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分について、忝島次長より御説明申し上げます。御審議方よろしくお願いいたします。

○農林水産部次長（忝島道則君） 農林水産部の忝島でございます。座って説明させていただきます。

それでは、議案書の13ページをお開きください。

それでは、下段の款10・災害復旧費、項1・農林水産施設災害復旧費、目2・林道施設災害復旧費で、補正額7121万円を計上し、補正後の金額を1億1026万円とするものでございます。

説明欄の、梅雨前線豪雨災害復旧事業の経費として、補正額7121万円を計上しております。

6月19日から7月13日にかけての豪雨により、林道において崩土、落石等が発生し、通行に支障を来したため、早急に機能回復を図る必要があることから、対応するものでございます。

被災箇所としましては、坂本支所管内で、林道袈裟堂深水線など30路線の205カ所、泉支所管内で林道福根線など16路線の99カ所、合計46路線304カ所となっております。

経費の内訳としましては、崩土、落石などの処理経費として、需用費5721万円、国の補助災害に係る測量設計委託費として、委託料1400万円を計上しております。

特定財源としまして、市債1260万円を予定しております。

以上で、農林水産部関係分についての説明を

終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたしますします。

○委員長（大倉裕一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（上村哲三君） 一言。一般質問で行いまして報告を受けた内容ですのでですね、専決ということで一つ、今回やはり各農林水産事務所、早期対応、初期対応というのが大変早くですね、刻々と変わる道路情勢の中でですね、市道関係の迂回路その他、一般質問で言ったとおりですね、大変対応が早かったということでね、改めて感謝したいと思いますし、こういう専決補正ですね、対応ができた部分だろうというふうに改めて感じます。

このようなですね、やはりちゃんとした作業が手際よくできていけるちゅうのをね、今後ぜひ、特に災害ですからですね、通常のやつは通常のやつでまた頑張ってもらわんといかぬとだけど、災害ということですね、このような対応ができていたちゅうことはですね、皆さんの頑張りだったなというふうに思います。今後もまた台風がですね、また週末にかけて迫ってきておったりしますのでですね、今後の対応もしっかりしていただくように、御意見として申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、これより採決いたします。

議案第94号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専

決処分報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

○議案第108号・八代市龍峯農業研修所条例の廃止等について

○委員長（大倉裕一君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第108号・八代市龍峯農業研修所条例の廃止等についてを議題とし、説明を求めます。

○農林水産部長（黒木信夫君） ただいま議案となっております、議案第108号・八代市龍峯農業研修所条例の廃止等につきまして、農林水産課、小堀課長より説明を申し上げます。御審議方よろしくお願いいたします。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 農林水産政策課の小堀でございます。

私のほうからは、議案書の83ページになるかと思いますが、議案第108号・八代市龍峯農業研修所条例を廃止する等の条例の制定について、御説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。

今回の案件は、来年度のコミュニティセンター設置に伴い、これに係る当課が所管しております施設、すなわち、八代市龍峯農業研修所、八代市農村婦人の家、八代市農事研修センターの3つの施設の条例の廃止または一部改正を行うものでございます。

議案書の84ページをお開きください。

第1条にございますように、八代市龍峯農業研修所と八代市農村婦人の家の現行条例は、コミュニティセンター条例の制定に伴いまして廃止をいたします。

それから第2条以降は、現行の八代市農事研修センター条例の一部改正となります。

概略を申し上げますと、現行の八代市農事研修センター条例には、地域活動のための会議室等の貸し出しなど、いわゆる施設利用部分と、農業振興の一環として行っております土壌分析に関する事項などがうたわれております。

このたびのコミュニティセンター設置に伴いまして、当該施設は農事研修センターとコミュニティセンターが並立する形となりますが、施設利用に関する部分はコミュニティセンター側で受け持ち、農事研修センターでは土壌分析に関する部分を行うこととなるため、今回、これに合わせた条例の一部改正を行うものでございます。

具体的には、別にお配りしております新旧対照表のほうで御説明申し上げたいと思います。お手元に、こちら、八代市龍峯農業研修所条例の廃止等についてというタイトルの。表紙つきの資料でございます。表紙に括弧書きで、八代市農事研修センター条例新旧対照表と書かれて、括弧書きで書いておるものでございます。よろしいでしょうか。

表紙のほうをめくっていただきまして、資料には第5条から書かれておりますが、ちなみに、第1条から第4条は、施設の設置目的、名称、住所、業務内容、職員の配置について書かれておりまして、この部分は現在の条例のまま変更がないため、新旧対照表には省略してございます。

そこで、第5条の休館日についてでございますが、コミュニティセンター側とそろえまして、開館日の範囲の中で農事研修センターを開くということとしております。

それから、現行条例の右側のほうですね、第6条から第12条までは、利用時間や利用の許可、利用制限など施設利用にかかわる部分で、この部分はコミュニティセンター条例に譲り、農事研修センター条例からは削除いたします。

それから、現行の第13条の使用料及び手数料

料につきましては、施設の使用料の部分は同様にコミュニティセンター条例に譲るため削除いたしまして、新しい条例では第6条として、土壌分析に係る手数料部分のみといたします。現行条例では、資料の一番最後の4ページになるかと思いますが、別表第2に分析項目と手数料が掲載されておりますが、この別表は削除いたしまして、改正案の第6条ですね、資料の1ページに戻りますけども、改正案の第6条に、分析項目並びに手数料を条文の中に入れてございます。

なお、この土壌分析でございますが、現在、pHやECなど9項目の分析を行っておりますが、29年度からは(10)にありますCEC、これは陽イオン交換容量と言われるものでございますが、この項目を加えまして、10項目の分析を行います。

これに伴い、手数料も、現在の9項目で合計1750円になりますが、10項目でワンセットで2000円といたします。

次に、資料の2ページにございます、現行の第14条ですね、使用料及び手数料の減免及び第15条の不還付の部分につきましても、施設の使用料の部分はコミュニティセンター条例に譲りまして、土壌分析に係る手数料部分のみとし、それぞれ改正案の第7条、第8条といたします。

現行の第16条から3ページの第18条までは、コミュニティセンター条例の施設利用に係る部分であるため削除いたします。

それから、現行の第19条は、改正案の9条としてそのままということでございます。

以上、議案第108号・八代市龍峯農業研修所条例を廃止する等の条例の制定についての説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（大倉裕一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（矢本善彦君） せっかくの機会ですので、土壌分析についてお尋ねいたします。私も知らなくて、9項目、これから10項目になるということで、実績はどれぐらいか、ちょっとお知らせください。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 土壌分析の実績でございますが、過去5年間ぐらいを申し上げたいと思います。平成23年度から27年度までの5年間で申し上げたいと思います。現在、有料分析と無料分析がございますが、合計の数値でございます。23年度が461件、それから24年度が356件、25年度が529件、26年度が714件、それから平成27年度、昨年度が852件ということで、右肩上がりというような傾向にございます。（委員矢本善彦君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） いいですか。ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 9条から全部削除なんですよ。9条じゃなかった、どこか。条がちょっとわからん。そうだ、9条やな。9条から削除やな。削除でしょう、改正案については。

（農林水産政策課長小堀千年君「はい」と呼ぶ）ですね。土壌分析の手数料等については改正案の中で改正をずっとされる、それはもう改正案のとおりだと思いますけれども、今の施設のコミュニティの利用の中で、土壌分析をされて、今までには研修等もあったと思うんですよ、研修等も含めてから。年間の、はっきり言ってから農事センターの業務というのは、以前と変わらないような体制でいかれるということですか。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 今回、農事研修センターとコミュニティセンターの2つの施設が併設という形になるわけでございますが、農事研修センターにおきましては、柱となる土壌分析はもとよりでございますが、後継者育成とか生活改善グループの支援とか、食育推

進事業なんかも行っておりますが、こういった事業も、いわゆる施設管理の部分以外は従来どおり行っていくということとしているところでございます。

こうした活動をするに当たりましては、コミュニティセンターとなりました現在の農事センターの施設を活用していくといったことになります。

○委員（山本幸廣君） 支障はないのかな。年間のスケジュール等を検討された結果、こういう改正をされると思うんですが。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 住民の方が御利用いただくに当たっては、これまでどおりということで支障はないものというふうに認識しております。

○委員（山本幸廣君） 住民じゃなくしてから、その農事研修センターの年間の行事を含めて、そういうところに支障はないのかと。住民というのは支障はないと思うんです。かえってコミセンで都合がよくなったと思うんですけど。

○農林水産政策課長（小堀千年君） この農事センターが従来やってきている事業につきましては、そういう農業者の部分についても、これまでどおり行っていくと、利用していくと。この施設を利用して行っていくということで、支障はないというふうに考えております。

○農林水産政策課副主幹兼農事研修センター所長（柿本光明君） 農事研修センターの柿本です。よろしくお願いします。

コミュニティセンターと農事研修センターを並立ということで、概要は課長が説明したとおりでございますが、農業関係の利用はこれまでどおりに行うということで、農事研修センターだけではございませんで、農村婦人の家と龍峯農業研修所ともですけれども、従来の農業利用のほうは従来どおり利用させていただく、もちろん減免とかいろいろ使えるのもそうですけれ

ども、その辺を、コミュニティセンター側の所管であります市民環境部のほうで覚書等を交わしましてですね、農業関係のこれまでの利用に支障のないような形で運営をしていきたいと思っています。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 常に私は、農事研修センターの充実を図れということを常に言ってきました。コミセンとのあなた方の折衝というか、コミセンの担当部局の考え方と農業関係のあなた方の考え方というのをですね、整理をされて、この廃止をしたりですね、条例案を改正されたと思うんですよ。そこあたりについては、これからのやっぱり八代の、この八代市がどういう方向性でいくのか、コミセンを優先したのか、それとも農事研修センターと農業関係を鈍化させていくのかという、そういうですね、極端な話なんですけど、そういうふうに私は感じるんですよ。

なぜそういう、農事研修センター、農事センターを充実してから、どういうふうにこれからやらないかぬのかということ。単なる土壌分析云々じゃいけないんですね、農業後継者を含めて。じゃあ、どういうのを核としてから、農業後継者というのをですね、位置づけて、後継者の育成をしていくのかと。それは、そこによって後継者育成の中ですよ、農事研修センターの中で、夜間についてはですよ、後継者がそこで遊んだり、体力づくりをしたり、そしてまたコミュニケーションをとったり、そういうのがこれからの、やっぱり八代市の農業振興というのは私は図っていく必要があると思うんですよ。

何でコミセンなんですか。場所はコミセンはどこにもあるんじゃないですか、あえて言わせれば。コミセンの見直しもしていいんですよ。誰でも一般質問しとるじゃない、公民館なり出張所の活用というのは。だけどその方向性も、

市政協力員の方向性も整理もしないで、その方向性を言っとる。その中にまた農業関係のところの施設にですよ、コミセンば配置して、コミセンだけで八代市の発展がどこにありますか。農業関係がどんどん縮小されていくような感じがしている。

体育館ので農業関係のとん、体力づくりやですよ、後継者のいろんな交流をする場というのは、あれぐらいの施設なんか、農業関係が1つ全部持つとっていいんですよ。その計画をやっぱり立ててほしい。絶対それは今回考えてくださいよ。そうしなければですね、農業後継者の遊べる場所ありませんよ、今。パチンコ屋に行ってもよろしいんですか。交流の場がないじゃないですか。土壌分析に何人来ますか。だからこそ、農業後継者の育成なり、いろんな勉強会、研修等をしながらですね、それは卓球をする人もおるかもしれません。テニスをする人もおるかもしれない。そういうスポーツを交流した農業後継者の育成というのを図っていただきたい。

あえて言わせれば、このような改正を見ている中ですよ、私はそれは龍峯であろうが、龍峯で廃止されるところは、私はそれはあんまり関係ないんですけど、農事研修センターをコミセンと一緒にしてくれということ自体が間違っていると私は思っている、この条例改正というのは。あれぐらいの施設は農業関係で持つとっていいんですよ。今、本当、後継者の方々、毎日のように汗を流して、村川委員もおられますけども、後継者はですね、一生懸命ですよ。もう真夏の暑いのに、そしてまた台風が来れば心配するしですね、やはり一生懸命、土を交えてから頑張るとるじゃないですか。

その中で税金を見てくださいよ、固定資産税から。市民税、固定資産税を含めて。ハウスなんて固定資産税をですね、流動資産じゃなくて固定資産税を払っとるんですから。あの面積を

ですよ、あえて言わせれば。いかに1次産業が貢献しとるかですよ。うちの税収にはね返ってきとるのかと、農業関係者の方々が、農業というのが。そういう中で、コミセンで、こういう農事研修センターをですね、コミセンと一緒にってから並立していきましようなんて、そんなことありますか。八代市のこの1次産業の、基幹産業である。それだけは強調して言うておきますけんてから。

かえってあなた方は、はっきり言ってコミセンでいいですよと、だからこそこういうことで方針を決めたと、それでいいんじゃないですか。私は本当に認められない、こういうのは大体。もう少し、やはり部としてですね、考えていただきたい。農事研修センターだけではですね、譲らんでほしかった、あえて言わせれば。農業後継者がいなくなったらどうしますか。いないから今、外国の実習生をほとんどうちの雇用してから、何千人も、千何人も把握している。実習生が、はっきり言ってから、今いろんなトラブルを起こして、八代警察署も全部、その生活提案からお願いしてから、私たちは対応している。

そういう中でですよ、八代農業の位置づけを、農業というのは、農家の所得向上を一生懸命頑張っている後継者に対しては、ある程度こちらから仕掛けて、夜間についてはこういう一つのプログラムをつくりましたよって。卓球でもいいし、何でもいいんじゃないですか。それから若者との触れ合いの場所だってですね、そういうのはやっぱり計画してくださいよ。そうしなければ大変なまちに、行政が税収が落ち込んで、もうはっきり言ってから、財政負担、財政難になっていきますよ。夕張みたいになっていくのは間違いありません。20年したらそうなりますから。あえて、今回についての改正案については指摘をしておきます。それについて何か部長の意気込みはありませんか、私の今の

質問に対して。

○農林水産部長（黒木信夫君） ただいまの山本委員からの御質問であります、今回のコミュニティセンター化に伴っての、農事研修センターが機能が縮まるんじゃないか、今後の農業振興に差しさわりがあるんじゃないかというようなお話でありましたが、確かに農業振興は大事なものであって、私たちもこれに関して滞ることがあってはならないと思っております。ただ今回に関しては、私たちも影響のない範囲で努力をしていかなければならないし、そういう判断のもとで今回は提案させてもらっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（山本幸廣君） 部長がそういう考え方をですね、言われた中で、私もあえてから、今度、市長、副市長には、このことについてはですね、物申したいと思っているんですよ。それはやっぱり、コミセンはコミセンのですね、考え方の中で位置づけをしていくという執行部の方針ですから、それはそれでいいんですけど、余りにも農業関係の、この農事研修センターというのはですね、甘く見てもらうと困ります。

それだけは部長、部長の今の説明の中で私は納得いかないような状況で、理解はしますけどですね、しっかり捉えとってください。農事研修センターはですね、本当にこれからはですね、大変な時期に入ってくる中でですね、一番の核となるところだけはですね、忘れんどってください。別にこれからまた方針として、農事研修センターを別につくるとかですね、そういうことを今度12月に提案しますから、私のほうからですね。それも考えとってください。

○委員長（大倉裕一君） はい、ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 農家でおりながら、ちょっと私の出荷組合が違ふところに土壌分析を頼むもんですから、農事センターを利用したらんところが非常に恐縮しておるんですけども、現

行、土壌分析、土を出して、今の制度で細かく、pH、EC腐食、石灰、値段が書いてありますけど、例えばpHとECだけ調べてくれと言ったら350円で済むわけですか。ということでしょうか。

○農林水産政策課副主幹兼農事研修センター所長（柿本光明君） 従前の条例ではですね、細かく項目ごとに何か出しておりましたけれども、項目別に分析できなくはないんですけども、いっぱいですね、持ち込みがありますと、それぞれ、これは2項目だけ、これは6項目とかなってくると、非常に煩雑になってきて間違いも起こるということで、もう今はセットのほうですね、やらせていただいているというのが現状でございます。

○委員（村川清則君） この2000円というのは、消費税は抜き。込みですか。

○農林水産政策課副主幹兼農事研修センター所長（柿本光明君） その辺も込んでのところの単価設定ということでございます。

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（笹本サエ子君） 1ページのところで、第7条、必要があると認めるときは前条第3項の手数料を減額し、または免除することができると書いてありますが、この必要があると認めるとき、何か基準があるんじゃないかと思うんですけど、具体的に。

○農林水産政策課副主幹兼農事研修センター所長（柿本光明君） 土壌分析に関しましては、数年前、原油が非常に高騰しまして、それに連動して肥料代が上がったというようなこともございまして、まあ農業振興の側面もありまして、農業者の負担を軽くするという意味で、通常は3検体まで無料としておったところを、検体数の制限なく無料にしておりますので、そういった場合にですね、減額というのはなかなか、そこも込んでというのは難しいと思います

ので、減免という形で、そういった形でとらせていただいております。

以上です。（委員笹本サエ子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、これより採決いたします。

議案第108号・八代市龍峯農事研修所条例の廃止等については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午後2時20分 小会）

（午後2時26分 本会）

◎議案第107号・八代市文化センター条例の一部改正について

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

次に、議案第107号・八代市文化センター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） お世話になります。議案第107号・八代市文化センター条例の一部改正について、担当課であります吉永文化振興課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○文化振興課長（吉永 明君） 議案第107号・八代市文化センター条例の一部改正について、着座にて説明をさせていただきます。

議案書の79ページをお願いします。

提案理由につきましては、八代市公民館の現千丁文化センター内への移転により、八代市千丁文化センターを廃止することに伴い、文化センターに係る設置及び管理に関する条例を改正する必要があるため、提案を行うものです。

この八代市公民館の位置づけにつきましては、平成27年、昨年6月の政策会議において、既存施設の有効活用を視野に入れ、位置、利便性、機能などを総合的に判断し、千丁文化センターと千丁地域福祉保健センターを八代市公民館とする方針が決定されております。去る8月には、市長の諮問機関であります八代市厚生会館・八代市文化センター運営審議会において、千丁文化センターの八代市公民館への移行について承認していただいております。

それでは、八代市文化センター条例の一部改正の詳細につきましては、別添資料の1ページ、八代市文化センター条例新旧対照表を使って説明をさせていただきます。表の右側が現行で、左側に改正案を示しております。

まず、条例の名称が、現行では八代市文化センターとなっておりますが、千丁文化センター廃止に伴い、鏡文化センターのみになることから、八代市鏡文化センター条例とします。

次に、文化センターの名称及び位置は、文化センターが鏡のみになりますことから、改正案では本則第2条に、八代市鏡文化センターの名称及び位置を明記しております。

以下、アンダーライン部分につきましては、ほかの公の施設と合わせた字句の整理を行っております。

次に、資料3ページから5ページまでの別表第2（第9条関係）にあります、千丁文化センターと鏡文化センターの現行の使用料の規定を削除し、改正案では鏡文化センターの使用料として、別表（第9条関係）に明記しております。この使用料につきましては、利用者への影響がないよう、現行の鏡文化センターの料金を

そのまま据え置いております。

最後に、資料の5ページになりますが、本条例の改正に伴い、関係する条例の一部を改正する必要がある、現行の八代市厚生会館・八代市文化センター運営審議会設置条例の名称を、八代市厚生会館・八代市鏡文化センター運営審議会設置条例に、また条文中、八代市文化センターとありますのを八代市鏡文化センターに改めております。

以上で、議案第107号・八代市文化センター条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（大倉裕一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） ないので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、これより採決いたします。

議案第107号・八代市文化センター条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため小会いたします。

（午後2時31分 小会）

（午後2時40分 本会）

◎議案第88号・平成27年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長（大倉裕一君） それでは、本会に戻します。

次に、決算議案の審査に入ります。

まず、議案第88号・平成27年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

を議題とし、説明を求めます。

○水道局長（宮本誠司君） こんにちは。水道局の宮本でございます。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第88号・平成27年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

別冊の平成27年度八代市水道事業決算書をお願いいたします。

17ページから28ページが事業報告書でございます。

21ページから22ページに200万円以上の建設改良工事を、23ページに平成26年度からの繰越工事を掲載いたしております。

参考までに、別紙にて位置図をお配りいたしております。

建設改良事業につきましては、本年度も、配水管整備事業といたしまして、幹線配水管の2系統化のため、上野町において配水本管450ミリの布設を行うとともに、公共下水道工事と同時施工により、太田郷、松高、八千把及び宮地地区の配水管未整備地区への配水管布設工事を施工いたしました。

一方、配水管改良事業としましては、大島町、宮地町及び日奈久地区において老朽管更新工事を行っております。

なお、建設改良費のうち、配水管整備事業6385万5000円が年度内に完了できず、次年度へ繰り越しました。

24ページをお願いいたします。

給水普及状況でございますが、給水区域内の戸数及び人口がそれぞれ3万511戸、6万9976人に対しまして、給水実績は、戸数が1万5144戸、人口が4万974人でございまして、戸数は186戸増加したものの、人口は134人減少し、給水区域内の普及率は58.55%となりました。

配水量、有収水量及び電力使用量でござい

ますが、配水量が438万8525立方メートル、有収水量が366万5853立方メートル、有収率が83.53%、電力使用量が202万8212キロワットアワーでございました。効率的な水道水の供給に努めるべく、本年度も配水管等の漏水調査を行い、有収率は前年度に比べまして0.66ポイント上がりました。

次に、25ページの給水量でございますが、1日平均・1日最大水量等、各項目ともわずかではありますが伸びております。

水道料金調定及び収入でございますが、調定額4億6028万2003円、収入済額4億2398万7555円、未収額が3629万4448円、徴収率が92.11%となっておりますが、これは3月31日時点では3月分水道料金の口座振替分が収納されておられません。7月末現在では徴収率は99.9%でございます。

26ページをお願いいたします。

供給単価及び給水原価でございますが、供給単価が125円56銭、給水原価は97円72銭でございました。

次の事業収入に関する事項、事業費に関する事項及び29ページ以降の附属明細書につきましては、後ほど別表にて説明いたしますので省略させていただきます。

28ページ、企業債及び一時借入金の概況でございますが、平成27年度は企業債の借り入れは行わず、7745万8602円償還し、残高は11億4955万2160円となりました。

ページを戻りまして、3ページから6ページが決算報告書でございます。

企業会計では、当該年度の損益取引に係る収入・支出の収益的収支、また、資産、負債及び資本の増減に関する取引に係る収入・支出の資本的収支の二本立ての予算になっております。

決算の内容につきましては、前年度との比較

をいたしております別添の資料にて御説明させていただきます。資料をお願いいたします。

収益的収支につきましては、経営成績をあらわします損益計算書に合わせまして、消費税抜きの数値で作成いたしております。

まず、収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益4億6834万2675円。

内訳としまして、目1・給水収益4億6028万2003円、これは料金収入でございます。

目2・受託工事収益602万8972円、これは給水工事収益と修繕工事収益でございます。

目3・その他の営業収益203万1700円、主に諸手数料でございます。

項2・営業外収益1623万1161円。

内訳としまして、目1・受取利息59万5252円。

目2・他会計補助金119万6128円、これは第3工区企業誘致に係る配水管布設工事に要した企業債の利子補給49万5000円と、企業職員の児童手当66万4000円に係る一般会計補助金が主なものでございます。

目3・長期前受金戻入1243万6061円、これは会計基準見直しによります資本剰余金等により取得した償却資産の平成27年度減価償却見合い分でございます。

目4・雑収益200万3720円、これは主に量水器の取替評価差額でございます。

項3・特別利益1万3479円。これは、過年度分の調定増などの過年度損益修正益でございます。

収入合計4億8458万7315円となっております。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用3億5954万9958円。

内訳としまして、目1・原水及び浄水費5961万5622円、これは水源地関係の費用で

ございます。その主なものとしまして、一般職2名の人件費、水源地運転管理業務委託、水源地動力費などでございます。

目2・配水及び給水費5531万1124円でございます。これは配水及び給水施設に係る費用でございます。その主なものとしましては、一般職3名の人件費、外港船舶給水所管理非常勤職員1名の賃金、配水管及び給水管の修繕費、漏水調査委託料などでございます。

目3・受託工事費1513万427円、これは新規給水工事の管理及び既設給配水管切替工事等の受託に要する費用でございます。その主なものは、一般職2名の人件費、給配水管の切替工事などの工事請負費などでございます。

目4・総係費8455万6611円、これは一般業務関係の費用でございます。その主なものは、一般職6名の人件費、水道料金滞納整理事務非常勤職員等3名の賃金、検針業務委託料、料金システム・会計システムの保守料などでございます。

目5・減価償却費1億4493万6114円でございます。

項2・営業外費用2625万2241円。主なものは目1・支払利息2625万2107円でございます。

項3・特別損失8万8631円。これは過年度分の調定減などの過年度損益修正損でございます。

支出合計3億8589万830円となり、資料右下の欄になりますが、収益的収支は9869万6485円の当年度純利益が生じました。

次に、資本的収支の収入でございますが、項1・工事負担金471万4200円。これは、消火栓設置に係る一般会計負担金の他会計負担金でございます。

項2・出資金2125万9000円、これは第4次拡張事業に伴う一般会計からの出資金でございます。

収入合計 2 5 9 7 万 3 2 0 0 円となっております。

次に、資本的支出でございますが、項 1 ・建設改良費 2 億 4 1 万 1 8 9 2 円。

内訳といたしまして、目 1 ・配水設備拡張費 1 億 5 3 8 8 万 9 2 8 3 円、これは給水区域内に配水管 2 9 5 3 メートルを布設いたしております。

目 2 ・配水設備改良費 3 9 0 7 万 6 7 5 9 円、老朽管更新工事 8 7 0 メートルを施工いたしております。

営業設備費 7 4 4 万 5 8 5 0 円、これは企業会計システム、水道料金システム及び地図情報システムの改修及び新規給水に係る量水器の購入に要した経費でございます。

項 2 ・企業債償還金 7 7 4 5 万 8 6 0 2 円でございます。

支出合計 2 億 7 7 8 7 万 4 9 4 円となり、下の欄でございますが、資本的収支は 2 億 5 1 8 9 万 7 2 9 4 円が不足いたしますが、これは、減債積立金取り崩し額 7 7 4 5 万 8 6 0 2 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 5 9 6 6 万 6 6 5 8 円及び当年度分消費税資本的収支調整額 1 4 7 7 万 2 0 3 4 円で補填いたしております。

次に財務諸表でございますが、決算書 9 ページから 1 0 ページが損益計算書でございますが、平成 2 7 年度は 9 8 6 9 万 6 4 8 5 円の純利益を生じました。これに、平成 2 7 年度の起債償還のために減債積立金を取り崩した額、その他、未処分利益剰余金変動額 7 7 4 5 万 8 6 0 2 円を足しまして、当年度未処分利益剰余金は 1 億 7 6 1 5 万 5 0 8 7 円となりました。

1 1 ページが剰余金計算書でございます。

前年度決算で議決いただきました利益の処分により、未処分利益剰余金は、前年度末残高 4 億 6 5 7 6 万 7 7 3 4 円のうち 3 億 7 2 7 4 万 4 5 7 2 円を資本金へ組み入れ、9 3 0 2 万 3 1 6 2 円を減債積立金に積み立てたため、処分

後の残高はゼロ円となりましたが、当年度生じました純利益 9 8 6 9 万 6 4 8 5 円と減債積立金 7 7 4 5 万 8 6 0 2 円の取り崩しにより、当年度末残高は 1 億 7 6 1 5 万 5 0 8 7 円となりました。

1 2 ページは剰余金処分計算書でございます。

これは本議案の議決事項である利益の処分でございますが、当年度未処分利益剰余金 1 億 7 6 1 5 万 5 0 8 7 円を減債積立金に 6 5 1 5 万 8 7 5 5 円、建設改良積立金に 3 3 5 3 万 7 7 3 0 円を積み立て、減債積立金を取り崩し企業債償還金に充当いたしました 7 7 4 5 万 8 6 0 2 円を資本金へ組み入れる予定でございます。

1 3 ページから 1 6 ページが貸借対照表でございます。この表は、平成 2 7 年度末における企業の財政状態を明らかにするもので、事業年度内における損益や資産、負債及び資本の増減結果を反映し、資産合計と、負債と資本の合計が一致するようになっております。

平成 2 7 年度中における増減と期末残高は、資産が 4 2 2 5 万 4 0 6 9 円の増加で 4 4 億 7 6 9 0 万 3 5 3 8 円、負債が 5 6 4 4 万 2 4 1 6 円の減少で 1 6 億 3 3 1 3 万 4 3 8 1 円、資本が 9 8 6 9 万 6 4 8 5 円の増加で 2 8 億 4 3 7 6 万 9 1 5 7 円となりました。

1 4 ページの資産合計及び 1 6 ページの負債資本合計は 4 4 億 7 6 9 0 万 3 5 3 8 円となっております。

なお、平成 1 9 年 6 月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表すべき健全化判断比率であります企業会計資金不足比率につきましては、資金不足を生じておりません。

しかしながら、普及率向上のためには、さらに配水管の整備が必要でございます。また、老朽管・水源設備の更新など、今後も継続的な設備投資が必要であり、健全経営を維持していけ

ますよう、なお一層効率的な事業運営を行ってまいり所存でございます。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長（大倉裕一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、決算説明がありましたが、一番、今後の業務の実績から経営成績、さらには固定費等々を含めた中ですね、先ほど言われましたけども、給水人口あたりの普及にはどのような努力をされるという気持ちですか。

○水道局長（宮本誠司君） 今後も下水道工事と同時施工によりまして、配水管の未普及地域において水道の普及を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 普及率を含めてから、これからは、今のところはどうにか、黒字経営という、言っていないんですけれども、そういう状況でありますけれども、自然環境というのはもっと変わってきますよね。そういう状況の中で、ことしは特に暑い日が夏は続きましたですね。ですから、こういう状況の中で普及というのは進めていかなければ、もしも寒い日が必然的に来たときには、水道の、はっきり言って、水道料金も含めてですけれども、なかなか厳しいような状況になってくるし、よろしければ給水人口の普及には努めていただきたい。今回は0.1%ぐらいしか上がっていないですね、普及についてはね。そういう努力をしてほしいなというふうに、きょうの決算状況を見てから、説明の中で感じました。よろしくお願ひしておきます。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で質疑を終了し

ます。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第88号・平成27年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決及び認定することと決しました。

◎議案第89号・平成27年度八代市病院事業会計決算の認定について

○委員長（大倉裕一君） 次に、議案第89号・平成27年度八代市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○市立病院事務部事務長（田中智樹君） 市立病院、田中でございます。よろしくお願ひいたします。お世話になります。座って説明させていただきます。

それでは、議案第89号・平成27年度八代市病院事業会計決算の認定につきまして、御説明いたします。決算書のほうをごらんください。

決算書の3ページの決算報告書から、13ページの貸借対照表までにつきましては、先日の本会議で病院長より御説明させていただきましたので、本日の説明の中では省略させていただきます。

17ページをお願ひいたします。平成27年度八代市病院事業報告書でございます。

まず、概況の総括事項ですが、中段までを読み上げさせていただきます。

自治体病院の使命と役割は、地域住民の医療を確保し、住民の健康を保持することにより福

社の増進に寄与するとともに、採算性の面から、民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにあります。このような観点から、自治体病院として八代市立病院が担っていくべき主な医療としては、急性期医療や開業医を初めとする地域の医療機関や、介護福祉施設との連携による後方支援機能の充実、僻地医療、結核治療などの政策医療の実践が挙げられます。

近年、市立病院を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。地域医療構想や新しい公立病院改革プランなど、今後の病院運営のあり方に大きく関与する問題が山積しています。また、国の政策として平成37年をめどに整備が進められている地域包括ケアシステムについても、市立病院が政策的な医療体制の中で、病院の存続価値を見出すことが可能であるかについて、十分検討していかなければなりません。

このような状況を踏まえた上で、市立病院は現有する診療環境のもと、可能な限り地域住民のニーズに応えるとともに、施設の維持整備や経営改善に向けた取り組みを行ってまいりました。

初めに決算内容でございますが、こちらは7ページの損益計算書をごらんください。7ページをお願いいたします。

まず、本業であります医業収益は、入院、外来、その他医業収益を合わせて、5億3506万9980円でありました。医業費用は総額6億3955万2058円であり、差し引きしますと、1億448万2078円の医業損失となります。

一方、3の医業外収益では、一般会計からの負担金や長期前受金戻入など、総額1億8563万9909円となり、次のページ、医業外費用の合計は4818万7840円となり、これを差し引きしますと、1億3745万2069円の医業外利益となります。

先ほどの医業損失1億448万2078円

と、この医業外利益1億3745万2069円を合わせました3296万9991円が、当年度の経常利益となります。

これに、6の特別損失61万3530円を差し引きまして、当年度の純利益が3235万6461円となります。

よって、前年度からの繰越欠損金4079万9418円から当年度の純利益を差し引きしますと、当年度末の未処理欠損金は844万2957円に減少いたしました。

以上が27年度の総括事項でございます。

ページを戻りまして、18ページをお願いいたします。

議会の議決事項につきましては、昨年9月の決算認定及び本年3月の当初予算の議決でございます。次の行政官庁認可事項については、ございませんでした。

19ページの職員に関する事項については、後ほどごらんいただければと思います。

20ページをお願いいたします。料金その他供給条件の設定、変更に関する事項も、該当事項はございませんでした。

21ページの工事及び備品の購入状況です。

主な内容は、寝たきりの入院患者様が多いため、3階病棟の浴室を、これまでの浴槽タイプから、専用ストレッチャーを使って寝たまゝの状態の入浴ができる浴室に改修をしました。また、病棟の入院ベッド15台を電動式のベッドに入れかえました。以下、ごらんの備品を購入いたしました。

22ページからは業務でございます。

まず業務量ですが、1つ目の表は、患者数と診療収入を前年度と比較したものです。

平成27年度の患者数は、入院で年間2万796人、1日平均にしますと56.8人でございます。外来では、年間7932人、1日平均32.6人でございます。

入院、外来合わせました患者数は、年間2万

8728人となり、1日平均89.4人です。

表右側の診療収入では、入院収益で4億808万2429円、1人1日平均1万9623円です。外来収益では、1億1334万2174円、1人1日平均1万4289円です。合わせますと、5億2142万4603円の収入となり、1人1日平均1万8150円となりました。

平成26年度と比較しますと、患者数、診療収入ともに減少しております。

主な要因としては、入院では、一部の病棟で重症による長期入院の患者様がふえたことにより、思ったようにベッドコントロールができず、結果的に患者数、診療収入ともに減少となりました。

外来では、周辺地域の人口の減少や特化した診療科目を持たないことから、1日平均1.4人の患者数の減少となってしまいました。

なお、当院では1回の診療における投薬期間が比較的長いために、診療収入は前年並みとなっております。

23ページの下段の表、(ハ)は、入院ベッドの利用状況です。一般病床では、年間延べ患者数が2万248人、1日平均では55.3人となり、前年度と比較しますと、年間で899人、1日平均で2.6人減少した結果となりました。病床利用率は、前年より4ポイント減の83.8%となりました。

一方、結核病床では、年間延べ患者数548人、1日平均1.5人でありまして、前年度より年間で221人、1日平均0.6人とわずかな増加となりました。病床利用率も、前年より2ポイント増の5%となりました。

一般病床では、前年度より患者数は若干減少したものの、目標としております病床利用率80%以上をキープすることができました。結核病床においては、わずかに増加はしたものの、

ここ数年、入院患者数は非常に少なくなっております。

24ページは、事業収入の項目別の決算状況を前年度と比較したものです。項1の医業収益から項3の特別利益までを合わせた事業収入の合計は、7億2070万9889円です。前年度より591万1900円の増加となっております。

特に増減が大きかった項目は、項1の(1)入院収益において、病床利用率が前年度よりマイナス4ポイント低下したことにより、2363万6931円の減収となったことと、項2の(5)その他医業外収益において、収益増加に伴い当院が消費税の課税業者となったことから、簡易課税方式の財務処理上、消費税相当分を本項目で仕分けすることとなり、1927万3382円の増加となりました。

25ページは、事業費に係る項目別決算状況を示しております。収入と同様に御説明いたします。

項1の医業費用から項3の特別損失までを合わせた事業費の合計は、6億8835万3428円です。前年度より1億5791万1623円の減少となっております。

増減が大きかった項目としては、項2の医業外費用、(3)雑損失として、消費税相当分3517万7511円を新たに仕分けしたことによるものです。これによりまして、各項目の決算数値が税抜きの金額となるため、その相当分が減少した形となっております。

また、項3の(4)その他特別損失がゼロ円となり、1億7875万1057円の大幅な減少となりました。これは、前年度において、会計基準の見直しに伴う過年度分の各種引当金を一括計上したことによる影響です。結果的に事業費総額の減少の要因となったものでございます。

以上、事業収入の合計から事業費の合計を差

し引きますと、3235万6461円となり、先ほど御説明しました8ページの損益計算書、下から3行目に記載しております当年度の純利益と一致するところがございます。これにより、経常利益ベースでは3年連続の黒字決算となりました。

ただいま御説明しました各項目の内訳については、30ページから34ページにかけて収益費用明細書に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に、26ページをお願いいたします。

4・会計（1）企業債及び一時借入金の概況でございます。

まず、（イ）の企業債では、表のとおり、今回、電動ベッド15台購入に伴う借入れ410万円を行いましたので、年度末の元金残高合計は、1013万6871円となりました。内訳につきましては36ページで御確認をお願いいたします。

次の（ロ）一時借入金につきましては、これまでの借入れ、また本年度の借入れもありませんでしたので、全てゼロでございます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表すべき27年度決算に基づく企業会計資金不足比率につきましては、資金不足を生じておりませんことを、あわせて報告させていただきます。

以上が、27年度の病院事業会計決算について説明を申し上げました。

なお、今年度は熊本地震の影響によりまして、入院診療を休止した状態が続いております。ただいま御説明しましたとおり、当院の収益の機軸は入院診療でありますので、大幅な収益悪化が予想されます。八代圏域における地域医療構想の策定を踏まえ、今後の病院事業の方向性を判断していくところでございます。それまでの間、収支の悪化を最小限にとどめるとともに、仮設診療棟による外来診療を継続し、地

域の医療を守っていく所存でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（大倉裕一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 事務長から決算書の説明をいただきました。本当にこの決算書を見ながらですね、大変、院長を初め事務長、看護師さん関係の職員の方々の御努力にですね、この場でありますけれども敬意を表したい、そういう念で今発言をしているところであります。

報告書を見er中でですね、やはり私は、再三となく、いろんな議会からもですね、累積で4000万ぐらいあるんじゃないかと、これからの病院経営はどうするんだということをですね、たくさんの方々からですね、指摘があった、そういう中でですね、大変努力をなされて、3年連続黒字を出し、そしてまた今回についてはですね、3200万円以上のもですね、黒字経営を、利益を上げられたという中で、本当に日ごろからの努力に対して改めて敬意を表したいと思います。

ただ、今後の課題として残っているのが、先ほど来病院長が言われたようにですね、今回の熊本地震で、病院棟がそのような状況になりましたので、今、外来の棟だけ入院棟については休止状態の状況でありますので、今後の課題として、熊本県が地域医療構想という構想の中でと言われておりますけれども、それはそれとして、公立病院の役割というのをですね、しっかりこれから私は検討してほしいと思うんですよ。なぜ今、公立病院が必要なのかと。

これから公立病院の、地域医療を含めてですね、その役割というのは果たさなければいけない、そういう一つの時代に来るんだろうと思います。それはなぜかという、高齢化社会がどんどんどんどん進んでいくからこそ、公立病院の位置づけ、地域の医療体制の中でですね、やはり開業医等々のもですね、支援をどうやってし

ていくのかというのもですね、公立病院の使命だと思っんですよ。そういうことをですね、まず私は、この総括の中で病院長がされた中でですね、私はそういうふうに思いました。

そういうことで、収支悪化が最小限に努めるということでありますけれども、我々議員としてもですね、この委員会としてもですね、入院棟についてはですね、一日でも再開できるような体制を、やはりいち早くすべきだと私は思います。そこあたりについてですね、病院長に求めることはいたしません。これはもう私の要望でありますので、委員長、ぜひともですね、この委員会等でもですね、公立病院のあり方と、そしてまた今後の市立病院のですね、課題として、収支悪化に最小限の努力をすることをですね、私は申し添えて、要望といたしたいと思ひます。

○委員長（大倉裕一君） ほかに質疑ありませんか。

○委員（笹本サエ子君） 今、山本委員から非常に感動的な発言、要請があったと思っんですね。やっぱり八代市立病院は自治体立の病院として地域医療圏に貢献している。ずっと綿々と報告の中でもありましたように、急性期の病院、それから開業医の先生方、それから介護福祉、そして老人施設ですね、そういうところからの再建への要望は非常に強く出ていると思ひますね。それに応えるべく自治体が、やっぱり住民の命、健康を守るため、第一義的な目標がありますので、それを果たすべくですね、やっぱり真剣に考える必要があると思ひます。

地域医療構想というのは一つありますけれども、この一般質問で言ひましたが、地域医療構想そのものは国が医療費抑制のために方針を打ち出して、そして急性期の病院の患者さんをできるだけ早く退院に持っていくと、そういう方針のもとに打ち出したんです。だから、県がその調整役として役割を今目指しているところ

なんだけど、やっぱり自治体としてはですね、この市立病院がどうあるべきかと、八代市域医療圏にとってどうあるべきかということのをね、きちんと考えていただきたいと思っんです。

収支状況を見るとですね、あれだけ古い、もう本当に地震に耐えないというような状況の中でですね、やっぱり努力をされて、経営も黒字にされてきたと。これが本当にもっとね、病院としての施設として、清潔感があつたりいろいろしていればですね、もっと第二次的な受け入れ体制だけでなく、入院患者さんもあつたであろうと私は想像するんです。この病床利用率からいくと、熊本労災とか熊本総合とかも負けるようなね、利用率になっているんです。

国も公立病院の改革ガイドラインというのがあつて、過去3年間、病床利用率が70%を超えていけば病床を減らしたり、それから診療所化に持っていく必要はないと、国も言っているわけです。だから市立病院はそれに合致していますので、そういう診療所化したりしなくてもいいわけですから、ぜひこれを機会にですね、再建をされるように願っています。山本委員の言葉、本当にありがたく承りました。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） 要望という形でよろしいですね。（委員笹本サエ子君「はい、要望で」と呼ぶ）ほかに質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） もう一回、意見でよろしいですか。

○委員長（大倉裕一君） じゃあ、この後、意見をお願いしたいと思います。

質疑はほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（山本幸廣君） 今回、決算審査の意見書が監査委員から出されております。特に監査

の意見としてはですね、経営状況の改善を図られたと、そしてまた今後はですね、市立病院の病床再開などを含めた病院運営については、市立病院の役割や経営の形態に十分検討してほしいと。その中でもですね、地域医療構想もありますけども、やはり病床の再開というのを一日も早くすべきだというような監査の意見書もあります。内容的にはまだまだあるわけですが、私はこの監査の意見というのは十分に、きょうは上村監査委員が、今現在監査におられますけど、その意見書をですね、我々は反映しながらですね、院長、事務長もしっかりですね、病床再開に向けてですね、頑張っていたきたいと思います。意見としてしっかり述べておきます。

○委員長（大倉裕一君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第89号・平成27年度八代市病院事業会計決算の認定については、認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本件は認定することに決しました。

執行部退室のため小会いたします。

（午後3時22分 小会）

（午後3時25分 本会）

◎請願第3号・八代市武道館建設について

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となりましたのは、新

規の請願1件と陳情2件、それから継続審査の請願1件です。

それではまず、新規に付託となりました請願第3号・八代市武道館建設についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（大倉裕一君） 本件について御意見などはありませんか。

○委員（矢本善彦君） 担当部署が来ておれば、ちょっと中に入っていて聞きたいことがあります。

○委員長（大倉裕一君） ただいま、本件に関して執行部に説明を求めるとの意見が出ましたが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 異議なしと認め、執行部に説明を求めることにいたします。

小会します。

（午後3時28分 小会）

（午後3時29分 本会）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

○委員（矢本善彦君） 担当課が来られましたので、少し質問したいと思います。

これまでですね、長年、私も議員生活をする中で、随分いろんな周辺地域の方からも苦情なんかいただいてですね、早う武道館ばつくってくれんばあかんぞという話を聞いておりました。特にですね、雨が降る日なんかは、あそこの路上にですね、車がとまってですね、まあ事故がなかったから、大きい事故がないからいいものですが、私は本当に以前から、この武道館というのは懸案でありました。

その中でですね、今どのような進捗状態になっているのか、土地のいろんな問題とか、そういう問題に、どのぐらいの進捗状況になってい

るのか、ちょっと教えてください。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 失礼します。スポーツ振興課、下村と申します。よろしくお願いします。

今、委員のほうからありましたけれども、経過を含めてですね、これまでどういった経過で来ているかということまで申し上げまして、回答としたいと思います。

今回の武道館に関して請願が出されました中で、施設の課題、利用状況と、駐車場の不足、それと空調設備の未整備等がございまして、平成24年度におきましては、八代市のスポーツ施設整備及び充実等に関する指針というのをスポーツ振興課のほうで策定したところでございます。

そして、25年度に武道協議会との協議を開始しました。また、新武道館建設調査業務委託の実施、市職員による他市武道施設の視察等を行っております。

平成26年度におきましては、新武道館建設の庁内検討委員会の実施を行っております。また、武道協議会と市職員によります他武道施設の視察等も行っているというところでございます。

平成27年、昨年度ですけれども、本市の体育施設、25施設ございますけれども、武道館を含めた施設の将来的な活用方針についての検討ということで、このあり方検討会を開始いたしました。これにつきましては、27年度、28年度、そして29年度、3カ年でですね、現在の市体育施設の、合併後は25の体育施設がございまして、施設状況と利用者等が多い少ないとか、地域の中の体育施設であるのか全体的な部分の拠点施設であること等を、この際洗い直してしまおうと。その上で、武道協議会のおっしゃいます新武道館建設も含んだところでですね、総合的な整備計画を検討していこうということで、今日まで来ているところでござ

います。

以上でございます。（委員矢本善彦君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今の矢本委員の質問に対して執行部から説明いただきました。私は今回、請願・陳情の文書表をしっかりと見させていただきました。陳情者、武道協会の会長の増田会長のほうからですね、強い要望が内容がっております。私の視点も含めて、私ごとも含めてでありますけれども、これは委員長にお許しいただきたいと思いますが、私も毎日あの通りを、武道館を見て帰っておりますし、また、中にも何回も入りました。

ちょうど3年前に私の友人といいますか、相撲をしている旭天鵬から白鵬からですね、来たときに、あそこでちょうど小さい子供の声がるもんですから、その大相撲の力士が、小学校ですかということで言われて、いや、小学校じゃありませんということで、その武道館の中に入って、ちょうど私の知り合いの柔道を教える方がおられてから、三、四十人ぐらい子供さんがおられてですね、そのときは大変暑かったんですね。

そういう状況を見ながら、子供の声の中でですね、その力士が大変感動しまして、帰ってくるときに言われたのが、大変古いですねと。同時に、入り口がどこか、ちょうど私たちは裏から上がっていきましてからですね、声がしたもんですから。駐車場がないですねとかですね、本当にそういう、全然初めて八代に来た人が武道館を見て言われたし、私も毎日のようにあそこを通り、そしてまた、あそこで私の友人もいろんな武道をしております、あそこで一緒に。

この趣旨の中で1番目から5番目までをしつかりですね、建築の40年というのは、先ほど私が申し上げましたように古い。駐車場がな

い。そしてまた近隣住民からのですね、駐車場の問題、騒音関係でいろんな苦情があっているというのもお聞きしております。4番目の、本市は熊本県第2の都市と言われている。県内市の武道館を比較し、今では県下でも最もこのような状況の武道館になっていると。そしてまた5番目でありますけれども、小規模な大会すら開催できないということで、もう本当にこの趣旨を私はしっかり理解をしてですね、この文書表に理解をし、私はこの請願にはですね、賛成をする、そういう立場の中で今発言をしております。

特に武道関係をなされる方々のリーダーというのは大変苦勞なされている現状を見ながらですね、私たちも議員もしっかり、この委員会でこの趣旨を了としながらですね、どういう、今執行部が説明したように、27年では総合的な整備の計画を今検討しているということでもありますので、早期的なですね、完成を目指して、私たちも努力すべきだと。私も常に今、空手等を習っておりますけれども、やっぱり指導者の方々の苦勞というのは、露天でですね、するような状況もありました。あっております。そういうことで、一日も早い武道館の建設をしてほしいと、そういうふうに。

もう執行部からのですね、答えは要りません。強い強い要望だということで御理解をさせていただきたいと思います。

○委員（上村哲三君） ちょっとスポーツ振興課長、前回までにね、何か場所の検討ぐらいまではしたんじゃないかということだったと思うんだけど、その結果報告はどのようになってるかな。候補地を何か一回探ってみたというふうに聞いたんだけど、それは何もあとはないのかな。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） お答えいたします。確かに具体的な候補地までは申し上げていないようでございます。現時点での公的

施設、また一般質問等にもありましたけれども、新駅周辺でありますとか、そういった部分について、11カ所の場所の名前を出しましたけれども、実はどれほどの規模の武道館を建設したらいいかというような部分について、もうちょっと詳しく協議されておかなければならなかった部分がございますけれども、そこがまずできなかったところがありまして、先にその候補地だけを具体的に述べてしまいますと、その話だけが何かひとり歩きしてしまうというような部分が多分に考えられましたもんですから、前回の際にはその部分は省いて御報告申し上げたというところがあります。

以上です。

○委員（上村哲三君） はい、わかりました。候補地がある程度見えてくると、ひとり歩きしてね、いろんな問題が民間の場合も出てくるとのことだけん、気持ちはよくわかります。以前いろいろ話があったときには、大体、運動系の施設はどこかに集約した方がいいんじゃないかと。県営野球場、あの周辺にというような話もですね、伺ったことがあるような気がします。しかしながら、なかなか難しい点があると。

私たちも、委員会やったかな、会派で、帯広の武道館やったかな、あそこを見に行ったときにですね、あそこは北海道は土地が豊かだから、緑の中にね、陸上競技場から武道館からあったとを研修をしてきました。でも、今の八代の現状じゃそういうのは無理だけど、今さっき、ここにもありますが、大きな大会をするにもね、駐車場がスペースがないとかいうことであればね、やっぱり広大な駐車場スペースもとらなきゃいけないということでですね、これは街中心部にはちょっと無理な状態があるのかなというようなことも考えながら、やっぱり武道協会の方々とね、どのような状態の、まあ上屋の問題が一番大きいとは思うんだけど、それに対してどのような駐車場整備をするのかちゅう

のを、やっぱり早期に検討してね、今の、今までの苦しい状況を、合併してからもう11年たっただからですね、ずっと当時から言われとった話だから、やはりもうちょっとスピード感を持ってね、早目にどんどん進めていくというようなことが必要じゃなかろうかというふうに私も感じます。

それと、こういう市有施設になれば財源の問題がかかってきますね。あとの維持管理もかかってきます。委託事業もかかってくるでしょう。そういう面から言うたら、やっぱり、今一番チャンスは合併特例債の利用で、今回の一般質問もあつとったけど、そういう形を利用するなら、平成32年までにつくらにやいけぬわけだから、そうなったらもう、よっぽど急ピッチでやらないといけないという部分も出てきますよね。もうちょっとしっかりした、執行部に対してですね、やっぱり話し合いを持ってですね、今回の請願が通る通らないは今からの議決だけど、そここのところも含めてですね、通ったら、早急な対応をですね、していかなと、絵に描いた餅になってしまうから。余り長く置くわけにはいかぬでしょう、今の状態を。さっき山本委員も言われたとおりですよ、本当に。だから、そういう面からしたらですね、やはり早急な対応を求めなきゃいけないなというふうに私も思っております。

どうですか、部長。意見があつたらお願いします。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 意見というわけではございませんけれども、私も子供さん方を中心として、あそこで武道を、体を鍛えていらっしゃる姿を見て、大変申しわけないと。特に夏ですね、閉め切られた中でやっていらっしゃることに対しては、もう少し環境をよくしなきゃいけないということは痛感しておりますし、夜あの前を通りますと、お母さん方が、お母さんに限りませんが、保護者の方々

がお迎えされていると。で、通路で邪魔したりとかされていると。市営駐車場は開放しているものの、やっぱりどうしても近いところがいいというようなこともありまして、非常に御迷惑をかけていることは、きょう増田会長もお見えでございますけど、十分承知しております。一日も早い改善をしたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員（上村哲三君） きのかな、きょうの新聞だったかな、八代白百合出身の剣道の正代さん、今は嫁に行つて正代さんになっておられるけど、すばらしい成績の報告が新聞紙上であつとったけど、やっぱりああいう優秀な、昔から剣道は強かったですね、東高の時代からですね。今はほかの武道もいろいろ、秀岳館の空手だ何だというのがあつてね、いい方向に向かっているというふうに思うんですが、やっぱりそれを本当に環境整備をしてやるのが、このスポーツの育成に最低つながっていくんじゃないかというような気持ちがしますので、今後の検討方をよろしく、強く進めていただきますようお願いしたいと思います。この件についてはですね、精いっぱい後押しをしていきたいというふうに思っております。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） あえて執行部にお聞きしたいんだけど、先ほど来説明の中で、27・28・29、3カ年、その中で利用者数とか等々というのは、もう既に把握しておられると思うんですよね。その中で、洗い直す中で、その武道館という施設をどのような、利用者の中で総合的に考えていくのかということを考えていただきたい。まずは、種目別もあるわけですね。種目別の中で、どういう種目をその総合武道館の中に入れるのかという。そしてやっぱり、おのずとそのキャパもでき上がってくるわけですね。

そういう中で一番の問題が、先ほど来から出ている財源の問題。財源の問題は、どのような財源の組み合わせというのをしっかりですね、財政部と検討しながらですね、まあ上村委員が言われた合併特例債、いろんな施設等の、やっぱり今、二十幾つも説明があったんですけども、じゃあ、財源、財源って言ったら到底できませんよ。財源をどうやって有効に財源を組み合わせしていくかということですね、考えて、いち早く私は財政部と財源については、もうそろそろいいんじゃないですか。これだけ一般質問をされて、そしてまたいろんな武道館を建ててほしいという、小さい子供からですね、本当に大人って大人ですよ、高齢者の方だって70歳だって武道をされている方がたくさんいるわけでしょう、剣道だって柔道だって。それは弓道だって一緒ですよ。

そういうことを考えればですね、私はもう一日も早く、2020には必ずオリンピックが来るわけでしょう。それには何かの形をですね、してくださいよ。したほうがいいと思いますよ。八代のシンボルになるような、やっぱり総合的な武道館を建設するという、その何かのですね、やっぱり旗印を、ビジョンをですね、目標を、何かのモーションピクチャーじゃありませんで、絵を描いてくださいよ。そうしなきゃ、いつまでも言ってますね、一般質問であろうが、はっきり言って職員の庁内のところの中でですね、いつまで検討していても同じなんです。誰かが決断せないかぬ。それだけはですよ私、強く強調しておきます。強調しておきますから、それに向かつての意気込みをひとつ、部長よかにゃ、担当は誰やったかな。（「はっきり意気込みを言え」と呼ぶ者あり）

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 頑張ります。

○委員（山本幸廣君） よっしゃ、部長。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） それぞれ

の委員さんたちがおっしゃったとおり、私の手元の資料によりますと、武道館建設に関しましては、平成25年3月から約10人近くの方々が延べ質問をいただいておりますし、きょう増田会長ほか、このようにですね、請願書を出させてしまったことに対して、大変申しわけないというふうに思っております。同じ言葉で申しわけございませんが、一日も早い環境改善に努めたいと思います。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 私もあと1年しかないんですよ、我々は、議員は。だからこそ強調して言ったんですから。任期は1年、来年9月までなんです、私たちは。まだこの委員会におけるわけですから、しっかり計画してください。

○委員長（大倉裕一君） 委員長からよろしいでしょうか。皆さんの御意見を伺いますか、お二方の意見を聞いておりますと、この本会でもう採択をしたらどうかというような意向が強いような気がしますけれども、その採決の方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） それでは、これより採決をいたします。

請願第3号・八代市武道館建設については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま採択と決しました本請願については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎陳情第15号・やまびこ公園上流砂防ダムと

公園横の貯砂池について・第1項・第2項

○委員長（大倉裕一君） 次に、陳情第15号・やまびこ公園上流砂防ダムと公園横の貯砂池について・第1項・第2項を議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（大倉裕一君） 書記のほうからは3項まで読み上げましたが、第1項と第2項が議題となっております。本件について御意見はございませんでしょうか。

○委員（橋本隆一君） 済みません、確認させていただいて、特に3のやまびこ公園の駐車スペース拡大についてなんですけども、――。

○委員長（大倉裕一君） 橋本委員、この場では3項は議論の対象外になっておりますので。

（委員橋本隆一君「ああ、ならないんですか。ああ、そうですか。はい、わかりました。じゃあ、撤回します」と呼ぶ）

○委員（矢本善彦君） この議案もですね、担当課ばちょっと呼んでいただかぬと、みんな知らないと思いますから、どういう状態か。（委員橋本隆一君「ああ、そのことを言いたかった」と呼ぶ）ああ、ごめんごめん。

○委員長（大倉裕一君） ただいま、本件に関して執行部に説明を求めたいとの意見が出ましたが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 御異議なしと認め、執行部に説明を求めることといたします。

小会いたします。

（午後3時52分 小会）

（午後3時54分 本会）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

それでは、本件に関し執行部が来ましたので、矢本委員から質問をお願いいたします。

○委員（矢本善彦君） 私も今度の陳情です

ね、初めて文書を見たんですけど、少し沖田課長から説明をお願いします。

○農地整備課長（沖田良三君） それでは、お手元に配付しました資料で説明をしたいと思います。

まず位置図をごらんいただきますと、今回陳情が上がっております箇所が、左上のやまびこ公園のすぐ横に隣接する箇所でございます。これは上流は、山間部からの土石流危険溪流からの末端部の排水路の中に築造されたものでございますが、これまで土砂の流出も多かったということで、昭和46年に、右手下側にございますが、砂防ダムが建設されております。

それ以来60年ぐらい経過しておりますけれども、現在、砂防ダムの状況は、次の2枚目の写真のほう、②でございますが、もう満杯状態になっておりまして、例年そこからの土砂の流出があるということで、同じく写真の後に付けておりますが、4番、4・5・6・7ございますが、例年この沈砂池の中にたまった土砂を、梅雨が明けると同時に業者のほうに撤去するというのが例年の農地整備課の対応でございましたが、今年度に関しましては、まあ地震の影響もあったのかなというふうに思いますが、例年より約5割増しほどの土砂が流出をしてしましまして、隣接する農地のほうにまで入ってしまったということで、現在は、一番最後のほうの写真がございしますが、撤去を完了しております。しかしながら、隣接する農地のほうにはまだ堆積土砂が残っておりますので、地権者と協議の上、稲刈り後の撤去をするということで、今のところ対策を講じるようにしております。

それと、被害の原因にもなっております砂防ダムの現在満杯になった状態、これにつきましては、昨年度から県のほうにも土砂の撤去ということで要望を継続して行っているところでございまして、それとあわせて、また監視体制も強化しながら対応していきたいというふうに考

えております。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員（上村哲三君）　じゃあ、この陳情にあるような内容に関しては、もう、すぐ対応できていくということ。

○農地整備課長（沖田良三君）　まずはですね、既存の施設内で対応したいと。今回の要望は沈砂池の拡大ということで要望が上がっておりますが、用地の問題とかもありますので、急急な対応ができるかもわかりませんが、まずは県の砂防ダムの土砂の撤去、あわせて、うちが管理しております沈砂池の堆積の状況等をですね、見ながら、緊急対応も含めて、例年1回しておりますが、梅雨前にもう一回取るとかですね、その辺の対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（上村哲三君）　小会をお願いします。

○委員長（大倉裕一君）　小会します。

（午後3時58分　小会）

（午後4時00分　本会）

○委員長（大倉裕一君）　本会に戻します。

御意見ありませんか。

○委員（上村哲三君）　担当課からの事情はよくわかりまして、もう私たちも校区のほうに入ってもらってですね、一応調べてきたところですが、この内容が把握できましたのでですね、緊急にこの1・2についてはですね、具体的なものは別としてですね、なるべく取りかかりができて、早い不安感を取り除くような方法をですね、担当課で十分精査してもらって、できることからやってもらうということで、採択のほうに向かっていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員（山本幸廣君）　上村委員が言われた内容で、同じ考えであります。ただ、私がつけ加

えておきたいのは、砂防ダムの土砂の撤去というのは、ちょうど今の、今、敷川内の砂防ダムを撤去して仮設道路をつくってから実施しております。長い長い月日の中でようやく実現したというのが現状でありますので、よろしければですね、この陳情・請願書の有馬さんですか、町内会長さんの陳情を出されておりますほか3名の方が出されておりますので、県に強く要望していただきたい。これが私のお願いです。

そして市のできるところから市はということで、上村委員が言われたようにですね、ぜひとも、県の管轄でありますから、県については強く強く要望していただくように切にお願いをして、執行部の考えの説明の中で私たちも理解をしながら、陳情者に対してはですね、賛成を私もさせていただきたいと思います。採択の中ではですね。

○委員（村川清則君）　あと龍峯の中でも、あと何カ所か、ちょっと似たような場所があるということで、その辺もちょっと住民の方と話し、調べておいてください。

○委員長（大倉裕一君）　じゃあ、委員長のほうから御相談ですが、この第15号につきましては継続ではなく、この場で判断をするということで、お諮りをさせていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君）　それでは、陳情第15号・やまびこ公園上流砂防ダムと公園横の貯砂池について・第1項・第2項は、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（大倉裕一君）　挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま採択と決しました本陳情については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしました

いと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎陳情第16号・八代市立病院の早期再建について

○委員長（大倉裕一君） 次に、陳情第16号・八代市立病院の早期再建についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（大倉裕一君） 本件について御意見などはありませんか。

○委員（矢本善彦君） これも同じく、担当部をお呼びいただければと思っています。お願いします。

○委員長（大倉裕一君） ただいま、本件に関して執行部に説明を求めるとの意見が出ましたが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 異議なしと認め、執行部に説明を求めるとします。

小会します。

（午後4時05分 小会）

（午後4時06分 本会）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

質疑はありませんか。

○委員（矢本善彦君） 今回、労災病院から陳情が出ていますけども、これまでのあり方検討委員会とか、いろんな進捗状況をちょっと――

○市立病院事務部事務長（田中智樹君） 委員御質問の、あり方検討会等の進捗状況ということなんですけども、御案内のように、その前

に、あり方検討会というところから市長のほうに、病院の提言書という形で市長のほうに出された経緯がございます。

その中におきまして、その提言の中においては、市立病院については、今回の決算書にも記載しておりますとおり、後方支援機能を充実させて、今後の八代地域を守ってくれということが書いてございます。そのためには、まず経営の再建が第一であるということで、経営再建をまずは行わなければいけないという部分での条件がついた上での、そういうニュアンスということで提言をいただいております。

それにつきましては、外部の委員さん方からの提言書でありまして、その提言書を受けて、市役所の庁内、また病院の内部の職員で組織しましたあり方検討会の中身をチェックする、あり方検討プラン委員会というのを立ち上げました。そちらのほうの内容については、一応、提言書の内容のとおりということで、特段変わった状況はございません。

その後、病院事業検討委員会という事業委員会を立ち上げたところで、これまで出された提言書、また役所内で検討した内容、それを踏まえた上での今後の病院の方向性というものを探ったところでございます。その方向性についても、1つに絞った方向性はなく、このまま今の病院の同規模で事業を継続した場合のメリット・デメリット、また病院事業を縮小した場合のメリット・デメリット、3つ目は病院事業を廃止した場合の今後のメリット・デメリットというパターンの3パターンを提案したところで、会議のほうは終わっております。1つに絞った経緯はございません。

以上です。

○委員（矢本善彦君） 私としてはですね、この陳情の文面を見ましてですね、労災病院からこういうふうに陳情していただいて本当にありがたいなと思っております。いつも笹本委員が

言われますように、急性期医療としてですね、後方支援をしていくという、一般質問でも申されておりますから、これを継続していただければいいかなという意見でございます。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 再建するとなったときの財源とか、どういうお考えでしょうか。何か有利な国からのあれがあるのか。（「建てかえ」と呼ぶ者あり）建てかえ。

○市立病院事務部事務長（田中智樹君） 財源については、現在ははっきり申し上げて何もないという部分です。再三申し上げております地域医療構想、この協議の結果に基づいたところで、市立病院に求められる機能が定まったときには、財源が、交付税措置を行うという条件がついております。それがない状況での再建、建てかえという部分については、いわゆる市単独。

ただ、本市の病院は国保直診の施設でございますので、国保財政の部分である程度、ほんのわずかだと思いますけれども、補助金等はメニューの中にはございます。ただ、額的にそんな大きい部分ではございません。

以上です。

○委員（村川清則君） そしたら、県からの地域医療構想が出てからでも遅くはないと思いますので、ここはちょっと時期尚早じゃないかなという気がしますので、私とすれば継続でお願いしたいと思います。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） きょうは決算審査だったんで、意見書を書いておりましたので、意見を言えませんでした。（笑声）

建てかえをすると決まったら、それで悪いことではないと思いますが、その建てかえをする

場合のですね、先ほど地域医療圏構想の話が出ていましたが、直近のやつでしてですね、やっぱり八代市管内では749床、今より減らすというような内容になっておりますよね。これをどうするかというのが、今からの最終的な年度末たいな、今年度末に向けての調整だというふうに思います。

きのう、ちょっと宇城のほうの事務官と話したら、宇城のほうは主導してやっておりますのでということですね、やっぱり大分固まってきたてはいるようなんですが、問題は、今の八代市立病院がですね、今、決算を見ていただくとわかると思うんですがね、結核医療の30床が、基準内繰り入れだけど交付措置された中で、稼働率は5%でもですね、総額1億5767万来ているんですよ。これで、いわゆる黒字の要因がここなんです。5%しかやっていなくてもですね、1億5千数百万の基準内の交付措置がされていると。ここで利益が出ているんですね。

それともう一つの要因は、企業会計に移行してですね、今まで積み立てておかなければならなかったお金をですね、利益剰余金として処分することができたという、この2つが大きくて、残念ながら今年度、この震災によるですね、今のような現状の中で、事業はほとんどやっていないんだけど、やはり人件費は払わにやいかぬと。一番大きいのが人件費ですので、4億弱の人件費が毎年かかっていますので、このことを考えると、もうほとんど利益剰余金の処分が今年度で終わってしまうんじゃないだろうか、28年度でというのを一番心配しますよね。

そして新しい建設をするとなったら、その財源がないということで、私もちょっと調べさせてもらったら、ほとんどありませんね。一番いいやつが25%の何かですね、ありましたね。厚生労働省関係かな、あれは。それしかないと

いうことであればですね、大きな、やっぱり建設に当たっては市の持ち出しが必要になってくるというようなことになるのでですね、恐らく企業会計では、本来は自己財源でやらなきゃいけないんだけど、そこが借金という形になるのかどうかわからないんだけど、そこのところも考えればですね、やっぱり地域医療圏構想の中でどのような形になるのか、また、つくるときに、回復期が今、八代に一番足らないと言われてますね、回復期病棟が。回復期を60床、今までどおりつくれるのか、つくって採算がとれていくのか、そこのところもやっぱり、今から一番検討していつてもらいたいというふうな思いがするわけですよ。地域医療圏構想の病床数がまとまってからですね、もしやれるキャパがあった場合にですね。

そのようなことを考えればですね、時期尚早とまでは言いませんが、もうちょっと検討の余地があるのかなと。私たちも一緒になって検討していく余地があるんじゃないかなろうかなというふうに思いますのでですね、ずっと、もうちょっと委員会でも内容を聞きながらですね、よその事例も聞きながら、やっぱり継続審査としてですね、勉強していく時間が必要じゃなろうかなというふうに思いますので、さっきも村川委員のほうから継続という話が出ましたが、私もちょっと継続のほうで今の意見を言ったところでございます。総合的に大分考えなきゃいけない部分があると思いますので、心情だけでですね、何かできない部分があるのかなと。

今のままでいって、じゃあ、赤字を市は補填しながらずっと経営をやっていくのかという問題にまでなっていくしますので、そこを覚悟して議会が認めたということであれば、それはそれで結構なことですけどですね。ほとんどの九州管内の公立病院は、余り黒が出ているところは見えないんですね。でも、その負担をどこまで抑えるのかということも、どこまでなら認め

るというようなこともですね、最終的には議決したほうがいいんじゃないか。議会の責任というような部分が出てくると思いますので、やはり慎重にもうちょっと取り扱って、継続審査でお願いしたいなというふうに思います。

○委員（山本幸廣君） 今、陳情文書表の趣旨をしっかりと見る中でですね、病院長から説明があったんですが、30床の結核病棟、今、上村委員も30床の1億何千万と。これは私は結論から言わせれば、熊本地震があったからこそですね、今後の一つの入院等についてもですね、外来棟だけでいくというのは当たり前なこと、赤字になるのが当たり前なんですね。それを努力していこうという、その姿勢というのは私は評価したいと思います。

この熊本地震がなければですね、赤字解消というのは、黒字は3年間連続やっているわけでしょう。そういう中で、もしこの地震がなかったときには、3年間、5年間、6年間、本当にすばらしい公立病院のですね、位置づけと役割とを果たして、来たし行くと、私はそういうふうな見解をしているんですよ。

だからこそ今回の文書表についてはですね、わざわざ独法の熊本労災病院の金子さんですか、院長代理の方が、その陳情なされている。この趣旨は物すごく私は理解しますよ。回復期でですね、御存じのように、それは大きな病院とか総合病院も一緒ですよ、労災も一緒ですよ、必ずですね、1週間もたたないうちに、心臓の手術だってですね、1週間から10日でですね、退院させられているんです。この前あるところの総合と労災との中で、心臓外科ですよ、1週間、10日だったですかね、私の身内、親戚とか。それは何時間したと思います、手術の時間というのは。朝9時に行ってから夜の7時に上がってきましたから、私はうちの家内も一緒に行ってから。

そういう中で、あとはどこにやられるのかと

ということなんですね。やはり、それは市立病院なり、そしてまたいろんな総合的な開病院なり、そしてまた鶴田病院なり、そういうところしかないんですよね。開業医のところはですね、本当に市立病院を早くもとに戻してくださいという、開業医の先生からも、私のところにもう四、五件ぐらいは先生が陳情に来ておられますよ。

そういう状況下をすれば、私はこれはもう、この趣旨を了としてですね、一日も早く建設をですね、早期再建を願うということですから。そういう中で、私たちがその期間というのをですね、やはり入院棟、外来棟だけありますから、入院棟の建設をですよ、私たちは早く執行部に対してお願いをせないかぬ。これが私たちの役割と思うんですよ。

今まで3年間黒字をですね、しっかりした黒字経営をやってきて、努力してですよ、これは熊本地震の影響ですからね、今の現状というのは。あとは今、上村委員が言われたように財政の問題。財政の問題は、しかるに一緒なんですよ、庁舎も。熊本地震なんですよ。その中で合併特例債というのは今までずっと議論してきました。市立病院も武道館も一緒ですよ。あとはもう財源ですよ。財源はどうするかって。市立病院も特例債を活用できないとかできるとか、あえて言えば、今回の地震についてはですよ。災害の特交の地方債があるじゃないですか、事業債が。ああいうのも使えるんじゃないですか。使ったらどうなんですか。

○市立病院事務部事務長（田中智樹君） 医療施設の災害復旧という形での補助のメニューは確かにあるんですけども、こちらのほうも、当方も八代保健所を通じて県のほうに問い合わせをしたんですけども、状態が状態、当院のほうからすれば、いわゆる耐震性の問題で、予防的に患者様を出したという形で、極端に言えば施設自体は、先ほど申し上げた医療施設の災害

復旧という部分には当たらないという見解なんですよ、県のほうはですね。

○委員（山本幸廣君） ええ、当たらないからいいですよ。特例債を充てなさいよ。特例債を充てたら、うちははっきり言ってから災害のできますよ、地方債で、事業債で。それがやっぱり行政ですよ。そういう工夫をやっぱりしていただければ。私はそういうふうな工夫をせないかぬと。だから、これはやっぱり採択をして、しっかりした中で再建に向けてですよ、中身を検討、精査しながらですね、まずは了しなきゃいけないんですよ。私はそれは再建をするという。公立病院のあり方というのは、先ほど言ったですね、決算の中で。

私も今、各公立病院のですね、自治体病院の部分で、全国議長会でこれを議論、協議会があるんですよ、やっぱり。協議会があつてですね、これはもう絶対交付税を上げろということで、ずっと今までやってきました。最終的には国も公立病院のやっぱり位置づけを出さないかぬということで、今進んでいるんですよ。ただ、地域医療圏の構想の問題かれこれは別の問題でですね、それは医療費の抑制だけのことなんですね。

そういうことを総合的に考えた中では、私は今回の陳情第16号については賛成をいたしたいと思います。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（笹本サエ子君） 今、財源の問題が出ましたが、熊本市民病院、一応、企画が出ましたよね。で、今、財源をどうするかということで、国に要請をしていくということになっているんです。震災特別復興財源を使わせていただく。それから、宮城県の石巻市民病院も、ことしの9月1日に再開いたしました。再建してね、再開したけれども、ここもですね、実際には原状復帰ということだったけれども、場所を

変えてつくることによって、やはり国の特別な資金が出たところです。かなりたくさん出ているんですね。

だから今回、今、山本委員もおっしゃったように、やっぱりこの地震という、本来ならね、もう再建、建てかえにやいかぬときだったのね。だけど、それをそのまましてきたと。こういうのが一つあるわけだから、本来なら、今回の地震によって原状復帰すれば、外来棟、病棟をね、仮設棟をつくっていくというのが本来の姿だと。そしてつくった上で、預けた方たちを迎えるというのが本来の姿だと。そうすれば職員もやめさせることはなかったというのが実際の経過としてあるんだけど、もうやったことは仕方ないとして、これからどうするかということでは、地域医療構想というはあるけれども、この地域医療構想、八代市内における構想はどうあるべきか、地域医療圏としてどうあるべきかということを真剣に考えることが大事だと。

そうであれば、やっぱり急性期の病院が求めている回復期的なベッドをね、病院をつくってほしいというのが、強い願いになっている。それから介護福祉施設もそうだし、医療老人施設等もそうだし、それから所得の少ない人たち、低い人たちがね、やっぱりある程度安心して療養できる場所にもなるということで、そこが自治体病院の役割だと思うんですよ。自治体病院というのは地域の命、健康を守るところだと思うんですね。そこがもうけ主義というのは、私はもうかっちゃいけない、資本主義社会だからもうけちゃいけないとは言いません。やはり利潤は生み出さなくちゃいけないけれども、自治体病院がね、利潤追求だけでいいのかということも一つ大きな柱となっていると思います。

だから国からの支援とか、いろいろね、研究していく必要があると思うので、私はこの陳情は本当に切実な陳情だと思うし、市民の命を預

かる病院としてね、ぜひこうあってほしいというの出されているわけだから、これは上げたいと思います。そして財源についてどうするかというのをね、やっぱりみんなで研究していけばいいんじゃないかなと思っています。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） はい、そろそろ意見も出尽くしたところかなと思いますので、お諮りをしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 今回のこの陳情につきましては、継続審査を望む声と採決を望む声がございますので、先に継続審査を諮らせていただきたいというふうに思います。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなさせていただきます。

本陳情については継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 可否同数であります。よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本陳情を裁決いたします。

本陳情について委員長は、継続審査としないことに裁決いたします。

よって、本件は継続審査としないことに決しました。

それでは、採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については採決と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 可否同数であります。よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本陳情を裁決いたします。

本陳情について委員長は、採択と裁決いたします。

よって、本件は採択と決しました。

ただいま採択と決しました本陳情については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 異議なしと認め、そのように決しました。

◎請願第1号・2016年熊本地震に伴う八代地域園場被害に対する公的整備による早期復旧について

○委員長（大倉裕一君） 次に、継続審査となっております請願第1号・2016年熊本地震に伴う八代地域園場被害に対する公的整備による早期復旧についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

本件について御意見などはございませんでしょうか。

○委員（上村哲三君） この件については、前回、継続審査となっておりますが、担当課の情報を聞いてですね。もう現実的には園場関係はですね、農林水産部、それからいろんな形で土地改良にも、して進んで、震災のあれが進んでいるようでございますのでですね、もうその中の1つとして、現在もう計画をいろいろですね、見直しているという段階ですので、審議未了ということでもいいんじゃないだろうかというふうに私は思います。

以上です。だけん何か、ほかにあれば言えばよか。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 審議未了と出ました意見がありましたので。

請願・陳情の、この前執行部から説明をいた

だいた中ですね、継続で来ました。そういう中で、私はこの趣旨の中ですね、このような状況に公的な復旧整備が急務であるということで、早急な復旧を願うということで、この地域ばかりじゃなくてですね、このときにはいろんなところも出ているんですね、昭和、郡築あたりですね。

そういうことを鑑みしながらですね、私はひとつ、そういうのをしっかり受けとめて執行部がいただければですね、私はこれはもう了として採択をお願いしたいというふうに思うんですよ。と思います、はい。

○委員長（大倉裕一君） ほかにございませんか。（「よかたい、また委員長が裁決すればよか。私は審議未了でよか」と呼ぶ者あり）（「小会して」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後4時30分 小会）

（午後4時32分 本会）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

それでは、御意見も出尽くしたようで、審議未了と採決を諮ってほしいというような声がありますので、お諮りをさせていただきたいと思います。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

審議未了を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず、審議未了についてお諮りいたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本請願については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 可否同数であります。よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本請願を裁決いたします。

本請願については、委員長は審議未了としないことに裁決いたします。

よって、本件は審議未了としないことに決しました。

それでは、引き続き採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本請願については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(大倉裕一君) 可否同数であります。よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本請願を裁決いたします。

本請願について、委員長は採択と裁決いたします。

よって、本件は採択と決しました。

ただいま採択と決しました本陳情については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしました。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

(午後4時34分 小会)

(午後4時36分 本会)

◎所管事務調査

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査

・病院・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長(大倉裕一君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査、以上2件です。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査(指定管理者の募集について)

このうち、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、まず指定管理者の募集について執行部の説明をお願いします。

○経済文化交流部長(宮村明彦君) 引き続きお世話になります。

今回の所管事務調査で御報告させていただきます内容は、指定管理者の募集でございます。平成28年度をもって指定管理の期間満了となります施設が、皆様方にA3の1枚の資料をお渡ししておりますが、八代高等職業訓練校、それから八代市日奈久温泉施設ばんぺい湯と東湯、それから八代市産地形成促進施設東陽交流センターせせらぎ並びに、八代市農林産物等直売施設菜摘館、それから八代市体育施設の8施設というようなことでございますので、桑原次長をもって内容の説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○経済文化交流部次長(桑原真澄君) お世話になります。経済文化交流部の桑原でございます。座らせていただきまして御説明、御報告を申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま部長のほうからも若干御説明がございましたが、A3の横の一覧のほうをごらんいただきたいと存じます。今、部長のほうから4施設について、今回更新を迎えると

いうことでございます。

上のほうから順に御説明を申し上げますが、まず商工政策課所管の八代高等職業訓練校でございます。

この表の真ん中、指定管理開始年度の隣でございますが、直近の募集、委託内容のところをごらんいただければと思いますが、委託先につきまして、職業訓練法人八代職業訓練運営会でございます。指定期間は5年間でございました。非公募で、委託料は無料というところで管理を行っていただいております。

今回の募集内容でございますけれども、同様に非公募というところでお願いをできればと思っております。

こちらの非公募につきまして若干御説明を申し上げますけれども、本施設につきましては、職業能力開発促進法による認定職業訓練を行う施設でございまして、県知事の認可を受け、認定職業訓練を実施することができるとされた者のみが管理運営できるというものでございます。現管理団体でございます八代職業訓練運営会でございますが、八代市で唯一、当該職業訓練を実施することができるということで、県知事の認可を受けておられまして、設立当初から管理受託者としてこの施設を管理しておられるところでございます。今回もそのように非公募をお願いをしたいということでございます。

指定管理期間は同様に5年、委託料のほうは無料ということでございます。

次に、その下段でございますが、観光振興課所管の八代市日奈久温泉施設ばんぺい湯、東湯でございます。

同様に直近の募集、委託内容のところをごらんいただければと存じますが、現在の委託先が九州綜合サービス株式会社でございまして、5年間の期間で今運営を行っていただいております。

これは公募ということで、納付金についま

して240万円としているところでございます。

24年からの昨年度まで、この納付金240万円は納付をいただいているというところでございます。

今回の募集というところで、また公募で、指定期間も5年。納付金につきましては、現在、財政サイドと調整を行っているところでございます。

続きまして、その下でございます。八代市産地形成促進施設東陽交流センターせせらぎ並びに、八代市農林産物等直売施設菜摘館についてでございます。

同様に直近の募集、委託内容のところでございますが、委託先が株式会社東陽地区ふるさと公社でございます。

指定期間につきましては、27年度から28年度の2年間としておりますが、これにつきましてはバイオマスチップボイラー等の導入ということで、暫定的に2年間としているところでございます。募集のほうは公募で、委託料のほうは1296万円というところで結ばせていただいております。

今回、公募ということで、ガイドライン、運用指針に基づきまして、5年間の指定期間といたしまして、委託料のほうは現在調整中でございます。

それから、一番下段でございますが、スポーツ振興課所管の八代市体育施設、ごらんのスポーツ・コミュニティ広場から8施設についてでございます。これについて、今現在の委託先としてNPO法人八代市体育協会でございます。

まず委託先として、初年度ということで3カ年、26年度から28年度の指定期間で運営をしていただいております。募集のほうは非公募で、委託料のほうは6715万円としているところでございます。

今回の募集につきまして、同様に非公募とさせていただきますと思っております。

これにつきましては、別添資料のほうをですね、お配りをしているかと存じますが、そちらをですね、ごらんいただければと思いますが、A4の縦で、ホチキスどめでですね、一番上が総括評価表、モニタリングあたりの表がついているやつでございますが、ございますですかね。本日お配りはしてあると思います。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）ああ、よろしいでしょうか。

それでは、1枚あけていただいて、済みません、スポーツ振興課作成成分の資料ということで、体育施設指定管理者の非公募による選定理由についてという資料でございますが、よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず1番目で、非公募で候補者として選定する理由についてということで、4項目挙げさせていただいております。

まず1番目に、本市のスポーツ振興と体育施設の管理を一体的に行うことが、住民・利用者ニーズ及び経費の節減に、より効率的・効果的に対応できること。

そして2番目に、体育施設利用者である体育協会加盟団体、各競技協会等と、市も含めてでございますが、連携することにより、利用者ニーズが的確に把握でき、専門的知識を生かした施設の管理運営ができること。

3番目といたしまして、体育協会は、スポーツ振興事業、——いわゆる市民体育祭、校区民体育祭等でございますけれども——の実施を通じまして、行政と連携し、市民の健康増進、体力向上を担ってきた公益団体、——収益団体ではなく公益団体であるということ。

4番目に、市の総合計画後期基本計画におきまして、体育協会に対して本市のスポーツ振興を推進する担い手として支援に努める必要があるとしていることでございます。

2番目のほうで、現在の体育施設指定管理者

についてでございますが、その（4）でございますが、運営状況でございます。ごらんいただければわかりますとおり、平成25年度は市の直営でございましたけれども、26年度から体協に委託しておりますが、施設利用者数、使用料収入ともに増加が図られております。

その下の箱書きのほうで、25年度と27年度との比較でございますが、利用者数で2万人近く、増減率107%、使用料収入におきましては、534万円程度で121%の増というところでございます。

その下の丸でございますが、自主事業の取り組みとして、26年度が一番下で1243名と、裏面をごらんいただければと思いますが、27年度につきましては、自主事業実施による施設利用者数5686名と、格段にふえているところでございます。

それから、モニタリング実施の結果と、3番でございますけれども、黒ボツの1つ目で、利用者数及び使用料収入が増加したと、黒ボツの3番目で、利用者アンケートによりまして、施設管理に対する評価の声が高いというところでございます。

これらのことから、先ほども申し上げましたが、市民の健康増進に着実に繋がっているということで、引き続きNPO法人八代市体育協会をお願いをしたいと考えているところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、公募のほうにつきましては10月、来月に入りまして募集のほうのホームページへの掲載等がございます、これをして、11月ぐらいに選定委員会を開催し、非公募もあわせまして12月議会のほうにその結果について上程をして、御承認を得られればというふうな日程を考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 済みませ

ん、若干追加させていただきますが、今、11月に候補者選定委員会ということで説明させていただきましたが、これまで各委員会で御指摘いただきまして、この委員会につきましては市役所の内部の委員だけではなくて、過半数は外部委員をお願いしているところでございます。

それから、例え非公募であったとしても、この選定委員会の審査を経ることになります。その選定委員会の審査で及第点をとらなければ対象とならないということでございます。

以上、補足説明させていただきます。

○委員長（大倉裕一君） 本件について、何か質疑、御意見などはありませんか。

○委員（橋本隆一君） 体育協会さん、別に反対するわけじゃないんですが、ちょっと確認なんです、モニタリングの総合評価のところ、物すごく評価は高いんですけども、この中でやっぱり課題となる点も見えてきたと思うんですよ。こういったところを改善すればもっとよくなるんじゃないかという課題についての、ちょっとそこら辺の評価をいただきたいと思うんですけども。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） スポーツ振興課、下村です。

ただいま、モニタリングにおける今後の課題ということでございますけれども、今回モニタリングの対象となった施設は8、それぞれの施設でそれぞれモニタリングをしておりますけれども、施設によっては屋外に設置されたもの等もありまして、天候にいろいろと左右されるという部分もございます。それで総括、全体的な部分で言いますと、平成26年度と比べまして3ポイントほどアップしたわけでございますけれども、施設ごとによっては、天候で大会ができなかったとか何かで、ポイント数を下げてしまったという部分もございます。天候が理由だったために下がったという理由ではございますけれども、これから将来的にもですね、このモ

ニタリングのポイントを、少しでも利用者数の増等を目指しながらですね、ポイントのアップを目指していければなというふうに考えております。

以上です。

○委員（橋本隆一君） この評価ランクの最初の1ページのCとかBとかいうのと、そのモニタリングのとは整合性はないということですよね。これとはまた別の考えですよ。このモニタリング総合評価と、1面のC・B・Dとかあるじゃないですか。これとは関係ないということ、理解してよろしいですか。

○商工政策課長（豊本昌二君） 商工政策課、豊本でございます。

隣にありますC・Bとかの評価のランクはですね、点数によってということですので、その下にございます、ランクAは90点以上、ランクのBは80点から90点ということで、この点数によってということになります。それがA・B・Cということでございます。

○委員（橋本隆一君） それとモニタリングの評価は基本的に関係ないということ、理解していいですか。

○商工政策課長（豊本昌二君） いえ、モニタリングの評価が、この点数とこの評価のランクになるということで、御理解いただければと思います。

○委員（橋本隆一君） それならばですね、今課長が言われた、天候によってできなかったんがCというのは、ちょっと理解できないなと思って。Bぐらいならわかるんですけども。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 済みません、申しわけありません。今申し上げたのはですね、うちでモニタリングしている施設は、先ほど申し上げました8施設それぞれにモニタリングしておりまして、総括すれば全体で3ポイント上がったということを申し上げましたけれども、それぞれのCランクというところでは変

わりはないんですけれども、ポイント数で若干そういった、少し下がった施設というのが、これは隣に書いてあります配点の点数が少し下がった、しかし評価ランクとしてはCだったということで及第点なんですけれども、そういった、ここの合計得点をですね、少しでも上がっていくように、今後いろいろと工夫していきたいということで申し上げました。申しわけございません。

○委員（橋本隆一君） はい、理解できました。ありがとうございます。

○委員（上村哲三君） 勉強不足でお尋ねですが、東陽地区ふるさと公社、これはせせらぎと菜摘館に特化してつくられた会社ですよ、当時、東陽町の中で。それをやっぱり公募せんばいかぬのかな。これは公募しなくても、非公募でもできるあれがあるんじゃないの、何か。これはさかもと温泉センター株式会社クレオンもそうだけど、それに特化して当時、各町村でできた会社なのよね、株式会社も。まあ、坂本の場合は株式会社、東陽の場合には公社になっているけど、これもやっぱり、どうしても公募しなければならぬ団体なの。そこのところ、ちょっと教えてよ。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 私が理解させていたところでは、指定管理者制度を八代市が導入させていただいた時点で、市が直接直営を施設管理をするか、あるいは指定管理者制度を導入して指定管理者を公募するか、まあ非公募もありますけれども、そのどちらかを選択しなきゃいけないということでございますので、委員がおっしゃったように、合併前あるいは、――合併前が多いですね。管理するためにつくられた会社さん、第三セクターが多いですけど、そこが引き続き管理することが望ましいのではないかと。

何で指定管理者制度を導入をわざわざしなきゃいけないかという御意見も賜っているんです

けれども、冒頭にお話ししましたように、市直営か指定管理者制度か、どちらか二者択一だということで私どもは聞かせていただいて、指定管理者制度を導入させていただいているということでございます。

○委員長（大倉裕一君） 公募か非公募かという。（委員上村哲三君「いや、あんたは今、私が言ったと聞いとらんと。指名してください」と呼ぶ）ああ、上村委員。

○委員（上村哲三君） 俺は公募に、どうしても指定管理者制度の中で公募にせにゃんとか。非公募の方法が特例、特例ちゅったらおかしいけど、そういう形の分が特化してつくられた会社だから、あるんじゃないのっていうことをお尋ねしてるのよ。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 大変失礼いたしました。基本的に、指定管理者制度を導入させていただいたときには公募が原則というふうに書いてございます。しかしながら、一定の要件を満たした場合には非公募もあり得るということでございます。

○委員（上村哲三君） いや、もう答えはそれだけでよか。それだけでよかけど、特化してつくられたものがね、例えば公募になってとれなかったと。それは公募の努力をするのは当たり前という言い方があるかもしれんばってん。そのために公募するんだらうけど、公募してとれなくなった、特化してつくられた会社が落札できなかつたら、その従業員さんから何からは路頭に迷わぬといかぬということなんです。それ以外に何かまた複合的な事業を営んでいるというなら別だけど、そこのところをやはり、同じ八代市民が従業員となって働いているということから考えればね、そういう特例はあつてしかるべきじゃないだらうかと思うんですが、どうなんですかね。

○商工政策課長（豊本昌二君） 済みません、ちょっと説明をもう一回させていただきたいと

思います。

平成15年に自治法が改正になりまして、指定管理者制度を平成18年度から八代のほうも入れております。その中におきまして、指定管理者制度につきましては、最初ですね、指針のほうではですね、こういった第三セクターとかそういったものは優先的に指定管理者になるということで、当初はそういった流れをとっておりました。ただ、この自治法の改正の意図するところではですね、民間の参入を求めるということでございまして、そういったことから、その後は指針のほうも原則公募ということでさせていただきます。

民間が参入することですね、より効率的・効果的な施設の運営ができるということでの指針の内容に基づいて、それぞれの課がですね、動いていっているところで、若干そういった目的を持ってですね、第三セクターとかもつくってあるんですが、競争力がどうしても失われてくると、第三セクターはいつまでもですね。だから、そういったのも含めて、やはり民間の力をかりながら、民間の力をですね、生かしながら、施設管理を行っていくという意味でも公募ということとしてございます。

さらに、本来はあれなんですけど、よその例えば違うところが指定管理になったといったときも、雇用の確保あたりですね、お願いというのは引き続きというようなお話もしているところではございます。

以上でございます。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 済みません、資料を見つけきれなかったんですけども、八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、その中に、公募によらない指定管理者の候補者の選定というものがございまして、5つ書いてあるんですけど、その1つとして、その他、市長等が公の施設の適正な管理を確保するため必要な理由があると認める

ときということで、各施設ごとに公募であったり非公募であったりを事務局のほうで提案させていただきまして、委員会のほうで御判断いただくというふうにさせていただいているところでございます。

○委員（上村哲三君） 今回出されているこの総括評価表においても、だって、東陽地区ふるさと公社は点数一番いいじゃないですか。NPO法人体育協会よりも評価は高いじゃないですか。で、片や非公募にする、こっちはNPO法人、こっちは三セクだから公募にする。そんな理由が、偉いね、そんな理由をつけるのが。という気持ちになりますと意見で言っておきます。ちょっと一考しかなるべきと思う。

○委員（山本幸廣君） まるっきり上村委員と反対な質問をしますけども、NPO法人八代の体育協会等についての非公募、なぜ公募しないのか、これについて執行部から説明がありました。その説明に納得いかないというのが、私の今の質問なんです。いいですか。上村委員の今のその質問、発言をしっかりと頭に入れてからですね、聞いてください。いいですか。

モニタリングの実施の結果を見てください。なぜ体育協会がNPO法人になったのかということですね、あくまでNPO法人ですけれども、まあ最終的には私たちはボランティアという考えを持っているんですけども、そういう考え方を持たない人もおられるかもしれません。私はあくまでもNPO法人というのはボランティア精神のもとにですね、やっぱり、いかに国民なり地域住民の方々に貢献できるかという、そういう組織だと認識をしているんですけど、間違いだったら間違いの方は挙手をしていただきたいんですけど、要は直営で今までやってきたんですね、3年前に。直営でやってきたのは、直営を担当したのは誰かといいますと、市長を初め担当の職員であります。いいですか。八代市、行政であります。その中でこのよ

うなモニタリングの評価をですね、総合評価をなされた中で、この文字をずっと皆さんが分析してください。じゃあ、市の直営のときの職員担当というのは何をしたのかということのですね、逆転の発想の中に180度変えてください。

まず上から行きましょうか。まず、施設管理に対する高い評価の声が多いからですね、多様化する住民ニーズ、こういって総合の評価をしたんですよということなんです。前の直営時代の職員たちは評価していないという意味に私は捉えるんですけどね、いかがですか。じゃあ、職員たちのときには数字を並べてから言われたんですけども、数字を並べて言われましたね。体育施設等の管理を非公募に関する選定の理由について。じゃあ、これだけの使用料も含めてからこれだけふえると、前のうちの職員の諸君たちは何もしなかったという、逆転の発想で考えればそういうふうに見れるじゃないですか。そう思わないですか。こんな評価は余りしたくないですね。

どうですか、宮村部長。私の今の質問。私の、これは山本委員としての今の持論の中で、あなた方がこの資料をやられたから、ずっと精査した中でですね、私はそういうふうに見たんですね。なぜ非公募にするのかの中で、こういうふうな理由づけでできて、じゃあ、前の市の職員たちが、しっかり一生懸命、直営を運営してきた人たちに侮辱的なですね、私は評価だと思えますよ。どうですか。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） ある意味、職員が頑張ったということの評価をいただいたのかなというふうに思います。ありがとうございます。

ただ、職員は辞令をいただいて配属されて、一生懸命そこに、その業務を一生懸命やるわけなんですけど、どうしても異動というものがございまして、専門的な知識を持った職員を育て

るというのはなかなか難しい。そういう中で、このNPO法人体育協会さんが、専門的な知識を持った方がいらっしゃるほうが、よりスポーツ振興、健康づくりに寄与するのかなというふうに思っている次第が一つ。それから、そういうノウハウを生かすことができるのが一つと、それからどうしても経費の問題がございまして、職員がそこにいるよりか民間さんのほうが経費が削減することができるという2点から、指定管理者制度を導入させていただいたというふうに思っております。

○委員（山本幸廣君） 宮村部長の説明の中で、まあ半分は理解しましょう。半分は理解できないのを今から質問します。

先ほど来、豊本課長かな、説明した中で、民間の参入という言葉が何回も出ましたね。民間の参入ならば、はっきり言って公募の言葉にマッチするんですよ、私から言わせれば。非公募にはマッチしないですね、民間の参入というのは。それは公募すべきじゃないですか。どうですか。それは見解の違いかもしれないけど、ちょっと答えてください。

委員長、よろしいですか。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 豊本課長が言われた説明の中で聞く中で、私は今判断しただけです。何も資料をいただいておりませんけれども、前もって誰から聞いたとか、誰がこういうことを言ったというのは一切ありません。これは委員会の中で皆さん方が説明したから、私はそれに答える、質問するという、それだけの能力しかないんですよ、私は。だからこそ聞くんですから。わからないから質問しています。教えてください。

○スポーツ振興課副主幹兼振興係長（本村秀記君） こんにちは。スポーツ振興課の本村でございます。よろしくお願いいたします。

山本委員さんがですね、おっしゃるとおりで

すね、貸し館業務だけの観点からいけばですね、確かに、極論、体協以外という民間団体も考えられないことはないんですけども、ただ、体育協会というのはですね、資料にもありますように、八代市のスポーツ振興を担う上でも非常にですね、重要な役割を担っている公益団体でございます。特にスポーツの振興の観点から言えばですね、八代市のスポーツ振興を担い得るNPO法人、体育協会がですね、スポーツの振興を行う施設を管理するのがですね、非常に効率よく運営ができるということで、スポーツの振興の観点からメリットがあるのかなというふうに考えているところでございます。

もう一つがですね、体育協会が55のですね、加盟団体から組織されているところでございます。こういったことからですね、スポーツ事業にも精通しておられましてですね、各種スポーツイベントがですね、体協を中心に協力的に行われるというところもでございます。

それと、もう一つ大きなところでございまして、体協さんがですね、日本体育協会だったり県の体育協会だったりに加盟されておりますので、そういったですね、それも含めていろんな大きな大会がございすけれども、そういったところの運営のノウハウもあられるということからですね、スポーツの振興という観点から見れば、体育協会さんに管理を任せるのが非常にメリットがあるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 本村係長、ノウハウという言葉は使わないほうがいいと思います。じゃあ、ノウハウがあるかないかという中で、私から言わせれば、新駅の前の物産館、これは前は九州総合サービスさんだったかな。ノウハウって、今とってきたのは、今の業者はノウハウがあったんかな。全然ノウハウがない中で、あの方は何か、ごぞ屋さんか何かわからんけど

も、千丁の。じゃあ、完全ノウハウがあったのかという。

私たちは議会人って、議会というところは、そういうところをチェックしながらですね、今、本村係長が言ったスポーツ振興は当たり前のことなんですよ。それは私は高く評価しますよ。高く評価する。ただ、公募と非公募になったときには、そういう言葉はですね、私たちには通じないですよ。なぜ通じないかというのは、公募と非公募という、この3つの言葉と2つの言葉でですね、我々は判断しなきゃいけないですよ。内容も審査しますよ。事例が、そういう事例があるじゃないですか。ノウハウはあそこにあったんですか。

いろんな問題が、あそこで議論が議会でもあったでしょう、九州サービスの会社と、今の会社はわかりませんけども。その中で、この運営に関する総合評価等についても、いろいろと問題があって、職員の評価で何か変わったとか、変わっとらんとか、何か変なうわさばかり立ってからですよ。そういうのをやっぱり議員というのはよく聞いておるわけですよ。そういうことがないためにも、私はあえて公募したほうがいいじゃないかという思いなんですよ。

だから言ってますよ、今執行部が言われるように、それならばはっきり言ってからですよ、今私が言いますけども、指定管理の期間、5年にせんでいいじゃないですか。10年しなさいよ、非公募で。考え方で、20年しなさいよ、そういう捉え方で私たちに説明するならば。なぜしないの、5年なの。10年でもいいんじゃないですか。なぜそういうのを私たちにこういう中で、私から言わせれば10年でいいじゃないですか。理論づけを、きちんとした理論をすれば10年でもいい。認めますよ。右の序列の中に公募と非公募だけで、あとは5年じゃないですか。そんなに強調すれば10年でいいんじゃないですか。どうですか。いや、私の質問が

悪ければ悪かで、いや、違いますと言ってくださいよ。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 指定管理者の委託の期間は3年または5年というふうに基本なっていますものですから、長いものを5年とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 誰が決めたの、それ。3年から5年。じゃあ、10年は決められないの。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 誰が決めたというか、運営指針の中に書いてございますので。意見をお聞きしましたので、またその期間につきましては検討させていただきます。

○委員（山本幸廣君） そういうことです。そういう説明をしてくださいよ。じゃあ、10年でもはっきり言って指針の中で示せばいいんじゃないですか。ですね。

そこで、あと委託料の問題等についても、九州サービスさん、納付金と書いてありますよね。納付金。私はこれはここらあたりはあんまり詳しくないものですから、ちょっと教えてください。委託料の納付金というのは、どういうふうな中で納付していただくんですか。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 一般的に指定管理制度を導入いたしました施設には、委託料を払う施設がほとんどでございますが、著しく、著しくといいますか、収入が非常に多い施設の場合は、委託料を払うのではなくて納付金をいただく施設も幾つかございます。その一つが、この日奈久温泉施設でございます。納付金の決め方、額の算出の方法といたしましては、収入に100分の2を掛けるということで算出をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） ならば、今回の非公募

にしたNPO法人、先ほど来しかりした選定の理由の中に、収入がこれだけ上がったんですよということの説明の中の、この収入欄を見てくださいよ、平成27年。収入がふえとるでしょう。先ほど説明があったでしょう。これが5000万と仮定しますよ、収入が。これは納付と委託料と、どういうふうなバランスの中で考えているんですか、もしも5000万だったとき。例えの話ですよ。納付されますか、NPO法人が。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 細かく数字を見ていかないと、なかなか返事はしかねるんですけども、収入と経費がありますので、その差し引きした場合に、この体育施設に関しては経費のほうがかかるということで、委託料というふうに考えているところです。

○委員（山本幸廣君） もう言いませんけども、この九州サービスについては、はっきり言って収支決算、きちっと報告があったと思います。私は記憶しております。それで盛況であって、あんまりもうかつとるけんでから納付をもう少し上げなさいよとか、そういう意見があった経緯もあると思うんですよ、見直しなさいよと。そういう議論をした経緯があるから、私は今言っているんですよ。

だから非公募にするならばそういうふうな状態、先ほどの執行部が考えとる状況ならばですね、5年でも10年でもいいというような考え方で私も今思っています。ただ、その決算はしっかりした決算のですね、決算書は我々に、やっぱり委員会に報告する、これは義務。私はそういうふうに要望したいと思うんですよ。そういうことの中で、その公募・非公募というのはですね、私ははっきり言って選択してほしい、提案してほしいと思います。

ただスポーツ振興、スポーツ振興って言うなら、じゃあ、はっきり言ってから、一点支配になってしまうじゃないですか。スポーツは、勝

負というのは相手がおるんですよ、スポーツは。わかりますか。１００人の、まあはっきり言って、民間参入の中で選手がおるとしますよ。最終的にはやっぱり敵がおって、ずっと最後には優勝と準優勝という、決戦で戦いをするじゃないですか。そういうスポーツ精神にのっとりたならば、やはり公募すべきだと、私はそういうふうな考えということなんです。

そういうことを強く私のほうからですね、まあ指摘の中でも要望で、担当の職員が一生懸命頑張っておられて、こういう提案をされたというのは評価します。けれども、余りにも提案理由を、そのNPO法人なり民間の一業者にですね、公平性が欠くようなことは、これはやめてください。いいですね。それだけはしっかり言っておきます。そういうことで、私の意見なり要望なり質問なりしましたが、まだ時間がありますので、考えといてください。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で、指定管理者の募集についてを終了いたします。執行部のほうはしっかり御検討ください。

小会します。

（午後５時１８分 小会）

（午後５時１９分 本会）

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（株式会社トーヨーについて）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

次に、株式会社トーヨーについてお願いします。

○農林水産部長（黒木信夫君） それでは、株式会社トーヨーにつきまして、東陽支所地域振興課、松岡課長より説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） こん

にちは。東陽支所地域振興課の松岡でございます。株式会社トーヨーにつきまして、私のほうから御説明をさせていただきます。

委員の皆様方に、１枚物でございますけれども、株式会社トーヨーについてという資料をお配りさせていただいております。この表に沿いまして説明のほうをさせていただきます。説明は座らせてさせていただきます。

株式会社トーヨーは、地域農産物の活用と雇用機会の拡大を目的として、平成２年８月に旧東陽村で設立された第三セクターです。設立時の資本金は８８００万円で、旧東陽村が６８１０万円、——出資率７７．４％でございます——を出資しております。会社の営業年度は毎年６月１日から翌年の５月３１日でございます。

主な取り扱い商品は、カット野菜と惣菜などの製造販売ですが、設立当初より売上高が伸びず、赤字経営が続いておりました。懸命な経営努力が行われ、第５期、平成６年から第１２期、平成１３年までは売上高が伸び、７期連続で黒字決算となり、累積赤字も減少してまいりました。

しかしながら、平成１３年１２月、大手取引先でありました寿屋の倒産により、約２５００万円の債権放棄と大手取引先の喪失により、再び経営が悪化いたしました。

平成１９年に、悪化した経営改善のために、資本金８８００万円を１７６０万円に、約５分の１に減少を行い、市が４０００万円の追加投資を行い、増資を行い、資本金５７６０万円、市出資金５３５９万円、市の出資率９３％で経営の立て直しを行いました。

１９期、平成２０年からは、イオングループを中心とした出荷を続け、売上高が伸び、２４期、平成２５年までは６期連続の黒字決算、特に第２０期、平成２１年は過去最高となる２４６４万８０００円の純利益を上げるなどし、利益剰余金も増加をしておりましたけれども、異

常気象などによる原材料、野菜の高騰や、人手不足による正社員の残業時間の増加、輸送コスト増などによる製造原価の増により、売上利益が減少し、第25期、平成26年6月1日から27年5月31日の決算ですけれども、211万3000円の赤字。前期になります第26期、平成27年6月1日から平成28年5月31日の決算は、熊本地震による売上高の減少、製品や原材料の廃棄が重なり、2437万2000円の赤字決算となったところでございます。

第25期より厳しい状況が続いておりましたので、毎月经営会議を開催し、全役員で課題を出し合い、改善策を協議し、会社一丸となって経営改善に取り組んでいるところでございます。具体的には、製造原価を抑えながら売上高を伸ばし、売上高を上げるために、原材料仕入れにおいて特に品量が多い品目を安価で安定的に確保すること、人件費の抑制と作業の効率を上げること、利益率の高い商品の販売と新たな大手取引先の開拓、仕入れ、製品、搬送、これらのバランスをとり、経費の効率化を図る取り組みを行っております。

また、全国的に第三セクターを取り巻く環境が厳しくなっておりまして、八代市におきましても、先ほど申しましたこの株式会社トーヨーへの追加出資や、平成19年、株式会社氷川が倒産するなど、第三セクターの存続にかかわる重大な案件が発生をいたしました。

そこで八代市も、平成20年度に市が出資を行っている第三セクターのあり方、市と第三セクターの役割を明確化する目的で、第三セクターへの関与に関する基本指針の策定を行いました。その中で、抜本的見直し、今後の方向性として、1、自立化、2、健全化、3、民営化、4、統合、5、廃止の5つの基本指針を掲げております。対象の第三セクターにつきましては、指針に基づき、毎年度検討を行っているところ

でございます。

株式会社トーヨーについては、今後の方向性について、民営化に向けた取り組みと位置づけていたところでございます。また、市の関与の見直しとして、人的関与の見直しとしまして、経営に専念することが極めて困難な市長等の特別職の代表取締役への就任を、原則ではございますが廃止することも指針で定めております。

株式会社トーヨーは、仕入れから商品販売まで、他業者との競争力、交渉力、営業力、こういったものが大変重要であります。また、単独の中小企業でありますので、経営基盤も弱く、新たな設備投資もなかなか行うことが困難な状況でもあります。また、経営に当たりましては、情勢の正確な把握と分析、タイムリーな状況判断と強いリーダーシップが求められているところでございます。

そこで、市が策定いたしました第三セクターへの関与に関する基本指針に沿った、民営化に向けた取り組みと経営改善を行うために、しっかりとした経営基盤のある強い企業と経営力のある人材に経営に参加してもらう方策はないかと模索をしていたところであります。

そのような状況の中、8月3日、フードバレー構想に強い意欲を持たれている地場の大手企業である松木運輸株式会社から、経営に参入したいという申し入れがあり、全社員の雇用の継続、役員の継続、経営状態の継続を条件として交渉を行いまして、その全てを了承していただきました。

具体的には10月末を目標に、八代市が所有する株式5359株の約90%に当たる4829株と、森林組合が保有する50株のうち40株を松木運輸株式会社が取得、114人の個人株主が保有する250株を株式会社トーヨーが自社株として取得を行うことです。

今回の松木運輸株式会社の申し入れは、株式会社トーヨーの経営改善並びに拡大、それと市

の第三セクターに関する指針に沿った申し入れであり、八代市と松木運輸株式会社間におきまして譲渡を行う基本合意書を締結し、現在手続を進めているところでございます。

また、8月26日、株式会社トーヨーの定時株主総会と取締役会におきまして、永原辰秋代表取締役社長と黒田正勝取締役常務が平の取締役に、松木喜一氏と高崎正氏がそれぞれ代表取締役社長と取締役常務に就任をされました。

松木喜一氏は幾つものグループ会社を経営されており、八代地域経済界の顕著なリーダーであり、資金力のある地場大手企業である松木運輸株式会社の経営参入により、株式会社トーヨーの経営改善と拡大が図られ、東陽地域のみならず八代地域の活性化に貢献できる企業となることを、八代市としても期待しているところでございます。

以上で、株式会社トーヨーについての御説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（大倉裕一君） この件について質疑、御意見はありませんか。

○委員（矢本善彦君） 小会をお願いします。

○委員長（大倉裕一君） 小会をお願いします。

（午後5時30分 小会）

（午後5時33分 本会）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

○委員（山本幸廣君） 今、説明を受けたんですが、説明の中で、いろんな過去の歴史を振り返れば問題があったというのは、私たちも知るべきところは知っておるんですが、要は今回の譲渡の中で、1株8300円ですよ。8300円、1株。この1株、妥当だと思いますか。今までの経営の中で八代市から持ち出した部分等を含めて。

部長、どうです。誰でも結構です。

○農林水産部長（黒木信夫君） 先ほど松岡課長も申し上げましたが、双方の税理士で算定されております。その結果につきましては、私たちは妥当であるというふうに考えております。

○委員（山本幸廣君） 妥当であれば公募してくださいよ。なぜでしないの。なぜ事前に私たちに報告しないの。内密な中で進めているような状況、そういう勘ぐるといかぬけど、そういうふうな状況に見られるんだけど。私は今、松岡課長から1株8300円って矢本委員が言われたけん、初めて知ったんだけど。事前説明が何でないの。

○農林水産部長（黒木信夫君） ただいまの御質問に関しましては、先ほど、先ほどじゃないんですが、一般質問の中で副市長の答弁としてもお答えさせていただいておりましたが、一応、正副議長、あわせて所管の正副委員長さんには事前に副市長のほうから説明があったということ、あわせて全員協議会の中で説明をする予定としておりましたが、それに関しては一般質問であったものですから、そのときに御報告をさせていただいたということで、しかも8月に始まっておりますので、期間、いろんな話し合いを進めた中ということで御理解をいただきたいと思います。

○委員（山本幸廣君） 人のうわさが先立つてから、みんながそれを知ったんじゃないの、はっきり言ってから。私もそういう状況で、人のうわさから、松木さんがこうこうやってから譲渡されるって、びっくりしたよ。

今までの経営状態を知っとる中でね、役員会の中で、この役員の方々が、今、松岡課長が、役員会をどれだけ進めてやってきましたと。役員の報酬は8千何百万じゃなかった。8万幾らだったかね。会議は何回したの、会議は。どうぞ。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） 経営状況が悪くなりました第25期から、毎月開催

をされております。報酬が月3万円というところでございます。以上です。（「それは年」と呼ぶ者あり）ああ、年3万円でございます。済みません。

○委員（山本幸廣君） 報酬のことじゃないんですよ。これだけの危機状態になって会社が倒産状態になってですよ、じゃあ、役員会でこれだけの役員の方々、永原副市長を筆頭に、じゃあ、はっきり詳細に、永原副市長がその席に前回出席したのかって、こういうところまで聞きたくなるんですよ。副市長のもとに役員会が開催されたの。と思うんだけど、それにどうですか、欠席はあった、永原副市長から。全回の役員会で、全部永原副市長が役員会を招集してから会議を重ねてきたということで、理解してよろしいですか。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） 役員会のほうには永原副市長、私の記憶する限りは出席されていたと思います、はい。

○委員（山本幸廣君） それを調べとってください。

そういう状況の中で、いろんな松岡課長が理由を言われました。一番問題なのは、人件費関係の抑制をしなきゃいけないという状況の中で説明が今あったんですが、なぜ人手不足、人員不足だったと言われるんですか。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） 株式会社トーヨーの人員につきましては、21期が26名、22期から23期がやめられた方がおられまして24名になっております。25期、さらに22名、26期につきましては21名体制ということまで減りました。

これにつきましては再三、社員の募集というのも会社のほうで行われたんですけども、なかなか募集、応募がない。応募があっても短期間でやめられると、そういった状況も少し続きました。どうしても業務がこなせないということで、26期、前期につきましては、少し経費

は高くついたのですけれども、人材派遣会社、こちらから2名ないし3名、そういった派遣、それとあと正社員、アルバイト、常勤パート、30時間パートの皆さんも含めまして、残業をしていただいて業務をこなすと、そういった状況が続いたというところでございます。

○委員（山本幸廣君） これだけのメンバーがおってね、おられて、はっきり言って人手不足の解消もできなかったのかという。これは役員の責任なんですよ、はっきり言いますけども。責任ですよ。あえて言わせれば、報酬をもらっている以上は責任感があるわけ、役員としてのですね。それはもう事務局長が一生懸命頑張っていて、松岡課長が頑張っていてこれしたのは評価したいんですけども、ここらあたりが一番、会社というのはやっぱりトップが全責任をとるわけですよ。とらなきゃいけない。

ということで、そこらあたりは、その点についてはやめますけども、じゃあ、今回新しく提案された中で、永原副市長は役員と非常勤として残られる。役員の名簿を見たんですが、それに澤村さん、山田さん、小林さん、黒田さん、山本嘉一さんの名前が残っている。全員が居残り組ですよ。以前の会社をよその会社に、民間に譲渡をするというような状況になって、その役員の方々がそのまま、ぬけぬけとじゃないですけども、そのままにやっぱり貫いとるといのはいかなげなもんかなと思うんです。

問うても部長は答弁できないと思うんですけども、それでいいのかなということをですね、まず指摘をしておきます。そんな会社の、譲渡するまで会社が倒産になっとなって、その役員の方々が横並びに顔を並べるということは、大変なことですよ。許しがたいことであって。私はそう思います。皆さんもそう思っているんじゃないですか、ほとんどの方々が。

それに25期のときに、相談役の橋本幸一君、橋本幸一、これは以前のことをずっと私が

振り返っていったら大変なことになるから言わないんですけども、問題があったことも確かに、今回については相談役はあっておりませんね。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） 済みません、私が表に載せております役員構成、これは済みません、登記上の定款の役員だけを載せています。実際は橋本議員につきましては、引き続き相談役という、登記上の役員ではありませんけれども、相談役ということで、会社としてはそのようにされております。

○委員（山本幸廣君） 27期も一緒かな。（東陽支所地域振興課長松岡猛君「はい」と呼ぶ）27期も。なぜここに載せないの。（東陽支所地域振興課長松岡猛君「済みません」と呼ぶ）なぜ載せないの。じゃあ、あれで、ネットで拾ったよ。ネットで拾った中に出てきていますよ。

それとね、株主の中で八代市とJAやつしろと八代森林組合、八代商工会、ほか17名。株の比率の中でも。今、もうJAやつしろは関係ないの。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） 当初、松木運輸株式会社のほうからは、JAやつしろがお持ちの50株、これにつきましても森林組合さんと同じように、40株を譲ってほしいという意向を持っておられました。JAやつしろさんのほうはこのお話を相談に社長が行かれたんですけども、JAやつしろさんのほうは、株式会社トーヨーさんとはこれまでどおりの取引、おつき合いもしたいということで、50株そのまま持っていききたい、持ち続けたいという意向だったということで聞いております。

○委員（山本幸廣君） 確認はしとったけど、そのとおりよ。だからJAやつしろはまだ50株持ってるんですから。JAやつしろを何でこの役員に入れられないの。あなたに言ってもしょうがないけどもね、やっぱり株主は非常勤でも、

JAやつしろからでもですよ。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） この取締役の澤村修治さんがJAやつしろの東陽地区の理事ということで、澤村修治さんがJAやつしろからの役員の就任といいますか、そういうことだと、私は会社のほうから聞いております。

○委員（山本幸廣君） あえて言いますが、私はそれを知ってってから質問したんだけどね。なぜならば、もうはっきり言って、そのときの責任というのは多々あるわけですから、横並びにね、これをする自体がおかしいですよ、役員さんを。部長、しっかり聞いてくださいよ。それはですね、どこの会社だって、会社が倒産しとつとにたい、また新しく会社をつくったけんでから、そこに同じ役員は載せる、それを決めるなんて、もう本当に許しがたいことですよ。あり得ないですよ。

特に今回は経営改善という形の中で言われて、松岡課長が説明したけども、やはりいろいろと資料等の提出の中でもですね、あなた方がこの事業報告の中で言われたのと、あなたがきょう言った説明というのは、本当に抜粋の中でも、抜粋じゃなくてから詳細に報告なされて、前段のときの報告というのがさっきあったんですね。5年から13年。で、一番危機にあったときに、ある人はどこのポジションにおったのかって私は言いたいんだけど、きょうはあえて言いません。次に私がとっておきますから。そういう危機になったときには、役所にははっきり言って繰り返し入れてしてくれ、してくれと言ってからですよ、1年間で4000万なんですよ、これはうちが出したの。今、説明が松岡課長、あったでしょう。4000万繰り返し入れているんですから、うちは。

それは寿屋の理由というのは、そのときも大変議論しましたよ。絶対、取引先はしっかりした中で精査しながらしなきゃいけないというこ

とで。今回もはっきり言ってから、理由はしっかり理由があるんですけども、はっきり言って、譲渡の中、提案された松木さんがその社長としてですよ、頑張られると思うんですけども、役員も一緒なんですよ。だから、ノウハウがあるからって、地元業者だからって言われたんですけども、役員は、これはもうはっきり言ってから全員ですよ、交代するのが当たり前であって、それが交代できないということ自体がおかしいと。何かのやっぱりあったんだなという、疑いたくなるわけですよ。それだけは強調して言うておきますから。あとはよろしいです。

○委員長（大倉裕一君） いいですか。

○委員（山本幸廣君） はい。要望も何もしません。

○委員長（大倉裕一君） じゃあ、済みません。委員長をかわっていいですか。

○副委員長（笹本サエ子君） はい、委員長を交代します。

○委員（大倉裕一君） 部長。先ほど、何で事前に委員会に説明がないんですかという山本委員の質問に対して、議長、各委員会の委員長、「ああ、所管」と呼ぶ者あり）所管の委員長とおっしゃったのですかね、に説明があったからというような話をされました。私は、その言葉は非常に心外です。それだけで本当に事が済む話なのかということのをですね、強く言いたいです。

副市長が本来はきょう来てですよ、今部長が座っておられるその席に座って、もしくは立って、一連の経過と経緯、そしておわびをされるべきだと。経済企業委員会がきょうあるのはわかっておられるはずです。昼からどっか行きよなったですね。そもそも経済企業委員会で説明するような思いはなかった。非常に残念です。全協でという話も確かにしておりますが、本当に今度また全協でさすとかなくて。一般質

問でしたけんよかつじゃなかですかというような考えば持つとんなつとやなかるうかって思います。きょう来て、本来は副市長が説明をすべきだったって私が言いよったですって、伝えとってください。

じゃあ、委員長交代します。

○副委員長（笹本サエ子君） はい、委員長を交代します。

○委員（山本幸廣君） 部長、これは真剣に捉えてくださいよ。あなたの今言われた言葉、今、委員長がその発言をされる中でですよ、我々は全然聞いていないんですから。委員長に報告したなら、委員長は必ず委員会なりですよ、報告すべきじゃないですか。報告してから委員長が報告していなければ、大倉委員長に私は苦言を言いますよ、はっきり言ってから。この大事な。

マスコミが報道したのは、第三セクターで赤字譲渡って書いてあるんですよ。赤字譲渡で。こんな紙面まで出てですよ、我々議会が、それをはいって言うと思いますか。思えないでしょう。誰が会社の社長なんですか。甚だ遺憾である。何も今から協力できんけん、こういう状態の中で。何も陳謝で済むというような格好じゃないですよ。

以上。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で、株式会社トーヨーについてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

当委員会の委員長である私に、１０月２９日から１１月２日までの５日間、中華人民共和国の北海市へ、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査及び八代市・北海市友好都市締結２０周年記念事業出席のため、執行部より同行依頼がありました。

このことについて、議長宛て派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって経済企業委員会を散会いたします。

（午後５時５１分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２８年９月１４日

経済企業委員会

委員長